

【総務課・虐待防止対策室関係】

1. 一億総活躍社会について（関連資料1～2参照）

（1）一億総活躍社会の全体像・今後の方向性について

（関連資料1参照）

昨秋、安倍総理より「一億総活躍」社会の実現に向けた「新・三本の矢」が示され、昨年11月に「一億総活躍社会に向けた緊急対策」がとりまとめられたところ。

同緊急対策において、「一億総活躍社会」とは、50年後に人口一億人が維持される、全員参加型の経済社会、具体的には、「若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方々も、一度失敗を経験した人も、みんなが包摂され活躍できる社会」とされている。

このため、第二の矢（夢を紡ぐ子育て支援）、第三の矢（安心につながる社会保障）を、希望出生率1.8、介護離職ゼロという目標に向けて放つとともに、第一の矢である強い経済の実現に向けた取組を通じて得られる成長の果実によって、第二・第三の矢である子育て支援、社会保障の基盤を強化する。これにより、安心・将来の見通しが確かになることによる消費の底上げや投資の拡大、多様な個人の能力の発揮による労働参加率向上やイノベーションの創出を促し、経済の好循環を強化する。この経済の好循環を強固なものとし、持続することにより、「一億総活躍社会」の実現を目指すものである。

これに向けて、政府として、『ニッポン一億総活躍プラン』を本年とりまとめることとしており、厚生労働省としても、一億総活躍社会の実現に向けて講ずるべき施策について引き続き検討してまいりたい。

（2）第一の矢（希望を生み出す強い経済）について

GDP600兆の実現に向けた経済的基盤の強化のためには、高齢者も若者も、女性も男性も、難病や障害を抱える人も、誰もが活躍できる社会を目指し、女性が輝く社会の実現、多様な働き方改革などに取り組むことが重要である。

このため、平成28年度予算案において、女性の活躍推進のため、中小企業に対する行動計画の策定支援等を実施することとしている。

（3）第二の矢（夢を紡ぐ子育て支援）について（関連資料2参照）

子ども・子育て支援については、日本の未来を支えるための重要な施策であり、第二の矢「夢を紡ぐ子育て支援」として位置づけられている。結婚して子どもを持ちたいという国民の希望がかなう社会を実現するためには、結婚や子育て等の希望実現を阻害する要因を一つ一つ取り除き、「仕事」と「結婚、妊

「妊娠・出産、子育て」とを同時に実現できる構造に転換することが重要であり、「働き方改革・両立支援」と「総合的子育て支援」を車の両輪として進めていくこととしている。

このため、子ども・子育て支援については、平成27年度補正予算、平成28年度予算案において保育サービスの充実や人材確保等に必要な予算を盛り込んだところであり、各自治体においても、都道府県子ども・子育て支援事業計画等に基づく体制整備等の取組とあわせ、積極的な取組をお願いする。

(4) 第三の矢（安心につながる社会保障）について

第三の矢「安心につながる社会保障」として、介護離職ゼロに向け、必要な介護サービスの整備を進めるとともに、介護サービス等を十分に活用しつつ働き続けられるよう、働く環境改善・家族支援を両輪として非自発的な介護離職の解消を目指すこととしている。

このため、働く環境改善として、介護をする方が介護休業等を利用しやすくするため、介護休業の分割取得や介護休暇の半日単位での取得等を可能にすること等を内容とする育児・介護休業法の改正法案を今国会に提出したところである。

2. 平成28年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実について（関連資料3～6参照）

子ども・子育て支援を含む社会保障分野では、社会保障と税の一体改革において消費税率の引上げによる増収分をすべて社会保障の充実・安定化に向け、全世代型の社会保障への転換を図ることとしている。

子ども・子育て支援の充実に関しては、平成27年度予算において、子ども・子育て会議資料において「0.7兆円の範囲で実施する事項」と整理された「質の向上」の全てを実施することとしたが、平成28年度においても、引き続きこれらの「質の向上」及び「量的拡充」を実施するため、平成28年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分1.35兆円等のうちの0.6兆円程度を充てることとしている。

これらにより必要となる地方負担については、地方消費税の増収分も含め、総務省において適切に地方財政措置を講じる方針であることを確認しているため、各地方自治体においても積極的な取組をお願いする。

3. 児童虐待防止対策の強化について

(1) 児童福祉法の改正等について（関連資料7、8参照）

① すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト

すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトは、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題になっていることや、児童相談所における児童虐待の相談対応件数が増加の一途をたどっており、複雑・困難なケースも増加しているという状況に対応するため、昨年12月21日に開催された第4回子どもの貧困対策会議において決定されたものである。

本プロジェクトは、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」及び「児童虐待防止対策強化プロジェクト」の2つのプロジェクトで構成されており、国としては、それぞれのプロジェクトに盛り込まれた施策を着実に実施することとしている。

施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し、民間の創意工夫を積極的に活用するほか、行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考とすることとしており、各都道府県におかれては、本プロジェクトに関する施策について、特段の取組をお願いしたい。

② 児童虐待防止対策強化プロジェクト

平成26年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は88,931件であり、児童虐待防止法施行前の平成11年度の7.6倍となった。また、市町村での児童虐待相談対応件数は87,694件であり、統計を取り始めた平成17年度の2.2倍となっている。児童相談所と市町村のいずれにおいても毎年増加している状況であり、平成26年度はいずれも過去最高の件数となっている。厚生労働省が把握した平成25年度における児童虐待による死亡事例は、63事例・69人に上っている。

他方、家庭・地域における養育力が低下し、子育ての孤立化や不安・負担感が増大していること、地域の関係機関の連携が未だ不十分な場合があること、社会的養護を必要とする児童は自立に時間を要する場合が多いこと等も課題となっている。

このため、児童虐待の発生予防から被虐待児への自立支援まで、一連の対策の更なる強化を図ることとし、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定したところである。具体的には、

- i 「児童虐待の発生予防」として、
 - ・ 子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開や、支援を要する妊婦の情報の確実な把握など、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進
 - ・ 孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援の実施
- ii 「発生時の迅速・的確な対応」として、

- ・ 児童相談所の体制や専門性を計画的に強化する、「児童相談所体制強化プラン」（仮称）の策定
 - ・ 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化
- iii 「被虐待児童への自立支援」として、
- ・ 里親委託等の家庭的養護の推進
 - ・ 児童養護施設退所者等を対象とした自立支援資金貸付事業の創設
- 等を盛り込んだところである。

各自治体におかれては、医療機関や学校、警察等の関係機関やNPO等の民間団体と十分に連携を図りながら、児童虐待リスクの早期発見・遮断、児童の安全を確保するための確実・迅速な初期対応の実施等に向けて、これらの取組を進めていただくようお願いする。

特に、悩みを抱える家庭を把握し、適切な支援に結びつけるための乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の相談支援、要保護児童対策地域協議会の積極的な活用等による市町村や児童相談所、学校、警察等の関係機関の連携強化については、虐待を未然に防止し、重篤化を防止するために重要であり、積極的な取組をお願いする。

③ 児童福祉法等の改正について

児童虐待防止対策強化プロジェクト等を踏まえ、一連の対策の更なる強化を図るため、今通常国会に、児童福祉法等改正法案の提出を目指しているところである。

同法案においては、児童福祉法の基本理念を見直すとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、児童相談所等の体制の整備、里親支援の都道府県業務への位置付け等の所要の措置を講ずることとしており、具体的内容については、社会保障審議会児童部会の下に設置している「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の議論を踏まえて、整理することとしている。今後適時情報提供していくので、御留意願いたい。

（２）児童虐待防止対策強化に関する平成28年度予算案等における対応について（関連資料9参照）

児童虐待防止対策強化プロジェクト等を踏まえた平成28年度予算案等における主な対応は以下のとおりであり、児童虐待防止対策の強化及び被虐待児童への自立支援に向け、各自治体において積極的に活用されるようお願いする。

① 「児童虐待の発生予防」

<母子保健医療対策総合支援事業>

- ・ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援
(※詳細は母子保健課説明資料の1(2)を参照)

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応して、切れ目なくワンストップで総合的な相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、箇所数を増加するとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する。(実施市町村数(予定)150市町村→251市町村)

② 「発生時の迅速・的確な対応」

ア 児童相談所等の体制強化・専門性の向上

<児童虐待・DV対策等総合支援事業>

- ・ 児童相談所の法的機能の強化(法的対応機能強化事業)
児童相談所が弁護士へ相談できる回数を増やすなど、日常的に法的支援を受けられる体制の強化を図る。(相談回数:週1回→3回、1児童相談所当たりの基準額:55.8万円→308万円)
- ・ 児童相談所・市町村における安全確認体制の強化(児童の安全確認等のための体制強化事業)

児童相談所及び市町村の安全確認を実施する補助職員の配置の充実を図る。(児童相談所:2名→3名・基準額810.4万円→1255.5万円、市町村:1名→2名・基準額405.2万円→837万円)

- ・ 児童相談所の環境改善(児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業)
子どもの心理的な負担に配慮した面談を実施するための児童相談所の環境改善等を行う経費に対して新たに補助を行う。(基準額:1児童相談所当たり800万円)

イ 一時保護所等の体制強化・環境の改善

<次世代育成支援対策施設整備交付金>

- ・ 一時保護所の整備の推進
一時保護所の定員増に資する整備について、交付額算定上の特例による交付額の引上げにより財政支援の強化を図る。
- ・ 一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備(27年度補正予算案)

一時保護所及び一時保護委託先となる児童養護施設等において、子どもの個別的ケアを行うための環境改善等の整備にかかる費用の2/3程度を国が補助する。

<児童入所施設措置費等>

- ・ 児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の充実

一定数の一時保護委託児童を受け入れることができる専用の居室等を設けている施設に対して、受入経費を加算する。

- ・ 里親への一時保護委託手当の改善
里親に一時保護委託した際の手当をこれまでの日額2,360円から4,040円に改善する。

③ 「被虐待児童への自立支援」

＜児童虐待・DV対策等総合支援事業＞

- ・ 児童養護施設退所者等に対する自立支援貸付金事業の創設（平成27年度補正予算）
- ・ 里親支援機関事業の拡充
- ・ 児童家庭支援センターの箇所数の増及び「退所児童等アフターケア事業」の実施箇所数の増による相談・支援体制の強化
（※詳細は家庭福祉課説明資料の3（2）及び（4）を参照）

（3）児童福祉司の平成28年度地方交付税措置について

児童虐待防止対策強化プロジェクトに基づき、今後、「児童相談所体制強化プラン（仮称）」を策定し、児童虐待が発生した場合における、児童の安全を確保するための初期対応を含め、児童虐待に係る相談対応が確実・迅速に行われるよう、児童相談所の職員の計画的な増員及び専門性の強化を図ることとしている。

平成28年度については、当該プランの策定に先立ち、この10年で最も手厚い水準となる、標準団体当たり児童福祉司3名の増員措置がなされる予定である。

当該措置は、児童相談所における児童虐待相談対応件数が年々増加し続け、深刻な状況にあることなどを踏まえ、児童相談所の体制を強化し、迅速かつ的確な対応を図るためのものであり、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市におかれては、児童福祉司等の増員をはじめとする児童相談所の体制強化について積極的な取組をお願いする。

なお、現在、地方交付税の標準団体（人口170万人）当たりの行政経費積算は、（細目）児童福祉費（細節）児童相談所費として、職員数61人（児童福祉司36人含む）が措置されているところである。

（4）子ども虐待による死亡事例等の検証について（関連資料10参照）

厚生労働省では、平成16年10月、社会保障審議会児童部会の下に児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を設置し、以降、継続して

子ども虐待による死亡事例等の検証を行っており、平成27年10月、同委員会において「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第11次報告）」（以下「第11次報告」という。）を公表した。

第11次報告は、平成25年度に厚生労働省が把握した虐待による死亡事例63例（69人）の分析・検証を行った。さらに、新たな取組として、全国の児童相談所が児童虐待相談として受理した事例の中で、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった重症事例（死亡に至らなかった事例）18例（18人）についても、分析・検証を行ったところである。

この結果、死亡事例、重症事例ともに、

- ・ 子どもの年齢は0歳児が多いこと
 - ・ 加害者は実母が最も多いこと
 - ・ 加害者となった養育者が地域から孤立していた場合が多いこと
- など、これまでの検証結果と同様の傾向が見られたところである。

また、検証を踏まえ、地方自治体に対する提言として、

① 虐待の発生及び重篤化の予防

- ・ 特定妊婦等妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の強化
- ・ 虐待の発生予防につながる子育て支援サービス等の着実な実施

② 児童相談所及び市町村職員の専門性の確保と資質向上

- ・ 虐待事例に対するリスクアセスメントの確実な実施
- ・ 児童相談所及び市町村職員の相談援助技術の向上

③ 虐待対応における関係機関の効果的な連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用

- ・ 複数の関係機関が関与していた事例における連携のあり方
- ・ 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営

④ 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化

- ・ 専門職の積極的な採用や人事ローテーションの工夫による経験者の効果的な配置
- ・ 業務量に見合った職員配置数の確保

⑤ 重篤な虐待事例に係る検証の積極的な実施と検証結果の有効活用

- ・ 地方自治体による死亡事例をはじめとした重篤な事例に係る検証の積極的な実施
- ・ 検証報告の積極的な活用による重篤な虐待事例の再発防止

等が取りまとめられたところである。

各自治体においては、上記の点に御留意いただくとともに、管内市町村にも取組を促すなど、引き続き、積極的な対応をお願いする。

(5) 児童相談所と関係機関との連携等について

虐待事案の見落としや初期対応の遅れをなくすとともに、効果的な支援を行う観点から、児童相談所、市町村及び地域の関係機関の連携は、とりわけ重要である。従前より、要保護児童対策地域協議会を活用した緊密な情報共有や、関係機関による適切な役割分担の下での支援をお願いしてきたところであり、引き続き、以下の点に留意しつつ、連携強化のための取組を推進していただきたい。

① 子どもの心理的負担に配慮した面接の取組に向けた警察、検察との連携強化について

虐待を受けた子どもからの被害状況等の聴き取りについては、子どもの心理的苦痛や恐怖、不安を理解し配慮するほか、話を聞くことが子どもにとって出来事の再体験となる「二次的被害」を回避するなど、子どもに与える負担をできる限り少なくすることが必要である。

このため、更なる心理的負担の軽減と聴取内容の信用性確保を図る観点から、「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」（平成27年10月28日雇児総発1028第1号雇用均等・児童家庭局総務課長通知。以下「本通知」という。）を発出したところである。本通知では、児童相談所、警察及び検察の3機関が連携を強化し、個別事例に応じて、3機関の代表者1名による面接を含め、調査や捜査の段階で、可能な限り、子どもから同じ内容の話を繰り返し聴取しないなど、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等を3機関で協議・実施する取組を試行的に実施すること等についてお願いしているところである。

本通知を踏まえ、警察及び検察との連携体制の整備、適時の情報共有・協議の実施について、取組をお願いする。

また、本通知に基づく取組の実施状況については、四半期に一度、厚生労働省への報告を求めることとしており、平成27年10月～12月分の取組の報告について、2月末日までの締切りとしているので、御協力をお願いする。

② 居所不明児童に対する今後の対応について

市町村に住民票はあるが、乳幼児健康診査が未受診である、学校に未就学等であるなど、市町村が所在の確認が必要と判断した児童（居所不明児童）については、児童や児童の属する家庭が特に支援を必要としている場合もあることから、早急に児童の所在を明らかにし、その状況等を把握する必要がある。

このため、これまで通知等により、市町村と児童相談所だけでなく、学校や警察等の関係機関が連携してその実態確認等に努めるよう要請してきたところであり、昨年3月には総務省、文部科学省、厚生労働省の連名通知により、同一市町村内及び市町村間の情報共有と連携のあり方等について周知を図ったところ。

各都道府県及び市町村におかれては、これらを踏まえ、引き続き居所不明児童の所在及び安全の確認に取り組んでいただくようお願いする。特に、住民票はないが、各種行政サービス等を提供している児童がいる市町村におかれては、当該児童及び家庭の状況を把握した上で、住民票のある市町村への情報共有等に努めていただくとともに、住民登録の手続を促す等、適切に対応していただくようお願いする。

また、市町村におけるこれらの取組状況等を確認するための調査については、平成28年度も実施する予定であり、引き続き御協力をお願いする。（調査の詳細については追って連絡するが、基準日については今年度と同様に6月1日とする予定。）

なお、今年度の調査結果については現在集計中であり、まとまり次第公表する予定。

③ 児童虐待防止推進月間・フォーラムの開催について

厚生労働省では、11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、児童虐待防止の広報啓発資料として、ポスター、リーフレット等を作成し、配布したところである。各都道府県及び市町村におかれても、児童相談所全国共通ダイヤル（189）の周知をはじめ、家庭や学校、地域などで、社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう積極的な広報啓発活動をお願いする。なお、厚生労働省で作成した啓発媒体については、厚生労働省ホームページでダウンロード可能であり、各地方自治体で作成する啓発物等に適宜御活用いただきたい。

また、厚生労働省が毎年11月に開催している「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」について、今回は福井県福井市において、福井県、福井市との共催により開催する予定である。日程や内容の詳細については、共催自治体と検討中であり、決まり次第、連絡させていただく。

④ 児童相談所全国共通ダイヤル「189」について

児童相談所全国共通ダイヤルについては、地方自治体の多大な御協力の下、昨年7月から「189」（いち・はや・く）の3桁で運用を開始したところである。

児童虐待を発見した者等が児童相談所に適切に通告・相談できるよ

う、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」においても、更なる周知を行うこととされており、厚生労働省としても更なる普及啓発に努めることとしている。

また、「189」の音声ガイダンスについて、利便性向上に向けて検討を進めているところである。

⑤ 福祉行政報告例の改正について

平成28年度の福祉行政報告例の改正については、平成27年12月24日に大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課行政報告統計室福祉統計係長名で事務連絡が発出されており、児童相談所及び市町村にかかる相談対応件数に係る報告表などの改正を予定している。特に報告表第49「児童相談所における養護相談の理由別対応件数」においては、新たに児童相談所と市町村の児童虐待相談対応件数のうち、重複件数を調査することとし、より精緻な実態把握を行うこととしている。詳細は、別途、改正後の記載要領を示すこととしているので、御確認の上、御対応いただくとともに、改正点に係る管内市町村への周知についても御協力をお願いします。

4. 子ども・子育て支援のための研修・調査研究の推進について

(関連資料11、12参照)

(1) 子ども・子育て支援を担う人材に対する研修の充実について

① 子育て支援員研修の充実について

子育て支援員研修については、平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子育て支援員研修事業の実施について」により、研修科目やその内容を定めている。また、平成27年5月21日事務連絡「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」においては、各研修科目毎のシラバスを定め、研修実施者間での研修内容の標準化を図っているところ。

さらに、現在、子育て支援員研修に係る研修内容の更なる充実及び標準化を図るための調査研究を実施しており、これによりシラバスをより詳細にした「標準的な履修・指導内容」を作成し、各自治体に提供することとしているので、実情に応じて活用いただき、引き続き本研修事業への積極的な取組をお願いする。

子育て支援員研修は、子育て支援分野の各事業の担い手となる人材を広く確保するため、育児経験や職業経験など多様な経験を有する幅広い世代を対象に実施いただくようお願いする。

② 各分野における子育て支援研修の実施に係る留意点について

ア 現在、社会的養護分野における子育て支援員の活用例等について、研究事業を実施しており、その成果を提供することとしているので、各自治体の実情に応じて活用いただきたい。

イ 保育分野について、保育所の朝夕の時間帯における保育士配置要件の弾力化により配置する保育士以外の者や、平成27年度補正予算及び平成28年度予算案に計上している保育補助者雇上支援事業の対象となる保育補助者については、子育て支援員研修など一定の研修を受ける必要があることとしており、より多くの方に子育て支援員研修を受けていただく必要がある。

各自治体におかれては、子育て支援員研修を積極的に実施いただき、多様な人材の確保に努めていただきたい。

③ 職員の資質向上・人材確保等研修の充実について

子ども・子育て支援の充実のためには、保育や地域子ども・子育て

支援事業を担う現任職員の資質の向上を図るとともに、更なる人材確保を行うことが重要である。このため、今年度から、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施しているところである。平成28年度予算案においては、新たに、人材確保に資する以下の研修を実施することとし、事業の充実を図ったので、積極的な取組をお願いする。なお、追って事前協議を実施するので予め御承知置き願いたい。

- ・ 保育士試験合格者に対する実技講習
実務経験のない保育士試験合格者を対象に、就業前の不安を軽減し、継続して保育所等に勤務することができるよう実技講習を行う。
- ・ 保育実習指導者に対する講習
指定保育士養成施設の学生に対し、保育所等において実習指導を行う者を対象に、その資質向上を図るための研修を行う。

(2) 子ども・子育て支援推進調査研究について

子ども・子育て支援に関する課題や問題点等について解決するための調査研究事業を実施する。現在、公募テーマの詳細は検討中であるが、追って公募を行うので、御承知置きいただくとともに、公募が行われた際には管内市町村及び関係法人に周知をお願いする。

5. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

(関連資料13、14参照)

次世代育成支援施設整備交付金においては、児童養護施設等の小規模化・地域分散化、耐震化整備、一時保護所の環境改善や定員増を図る整備などを推進することとしており、平成27年度補正予算及び平成28年度予算案に所要額を計上している。主な内容は以下のとおりである。

<平成27年度補正予算> 29.3億円

ア 一時保護施設における環境改善事業

児童相談所の一時保護施設において、年齢、性別、入所事由(虐待、非行、発達障害等)、その他個々の児童の特性に配慮した処遇を図るため、施設の改修、設備の改造等の整備を行う(補助率:定額(3分の2相当))。

イ 児童養護施設等における一時保護児童の受入機能強化のための整備事業

児童養護施設等に委託一時保護された子どもが、落ち着いた環境の下で丁寧なケアを受けられることができるよう、委託一時保護された子どものケアに適した設備や個室の整備を行う(補助率:定額(3分の2相当))。

ウ 児童養護施設の小規模化等のための整備

児童養護施設等の小規模化や、施設機能の分散化のための整備を行う(詳細は家庭福祉課説明資料3(3)を参照)。

エ 児童養護施設等の耐震化整備

児童養護施設等の防災対策を推進するため、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るための改築又は補強等の整備を行う(補助率:定額(2分の1相当))。

オ 入院児童等家族宿泊施設の整備

入院児童等家族宿泊施設を医療機関等に整備する(詳細は母子保健課説明資料の1(3)を参照)。

<平成28年度予算案> 56.6億円

平成28年度予算案においては、児童養護施設等の小規模化・地域分散化に資する整備や耐震化整備等を引き続き推進するための

所要額を計上している。また、平成28年度からは、新たに以下の取扱いを予定している。

ア 児童相談所一時保護施設の整備に係る交付額の特例

要保護児童数の状況等を踏まえ、早急に児童相談所一時保護施設の定員増を図る必要があると認められる場合（都道府県管内に年間平均入所率が100%を超える一時保護所があるなど、早急に定員増を図る必要性が認められる場合）の整備について、交付額に一律の上限を設けず、対象経費の実支出額の2分の1の額を交付する。

イ 自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置の整備について（乳児院）

消防法関係法令の改正により、乳児院において設置が義務化された、自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置の整備を新たに対象とする。

② 児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価について

平成28年度における児童福祉施設等の施設整備については、昨今の資材費及び労務費の動向を反映し、2.2%増の補助単価の改定を行う予定（注）であるのでご了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

（注）補助単価の改定を予定している施設整備事業

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・ 保育所等整備交付金
- ・ 安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業等
- ・ 子ども・子育て支援整備交付金（旧放課後児童クラブ整備費・内閣府に計上）

③ 児童福祉施設等の耐震化等の推進について（関連資料15）

ア 児童養護施設等の耐震化については、「国土強靱化アクションプラン2015」（平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定）において、社会福祉施設の耐震化率を平成30年度までに95%（平成25年度：86%※）とすることを目標としていること等も踏まえ、着実に推進していく必要がある。平成27年度補正予算及び平成28年度予算案では、児童養護施設等の耐震化整備を行うために、次世代育成支援対策施設整備交付金において必要な予算を計上したところである（私立保育所の耐震化整備については保育所等整備交付金において実施）。

また、耐震診断費用（公立保育所における診断費用を除く。）

については国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する「住宅・建築物安全ストック形成事業」（社会資本整備総合交付金において実施）により、国が費用の1／3を助成することとしている。

耐震化が図られていない施設については、これら国の助成制度を積極的に活用し、計画的に耐震化整備を推進していただくとともに、管内市町村や社会福祉法人等に対する積極的な働きかけをお願いします。

（平成26年10月1日現在の社会福祉施設等の耐震化の状況については、今年度中に公表する予定である。）

この他、津波による被害が想定される施設の高台への移転整備や自力避難が困難な者が入所する施設等のスプリンクラーの設置についても、引き続き推進していただくようお願いする。

イ 社会福祉施設等の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生の危険性が大きいものなど、入所者の防災対策上、万全を期し難い社会福祉施設について、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取扱いについては、その事業の重要性に鑑み、平成28年度においても継続することとしているので、各都道府県市におかれては、これらの施設について速やかな対応をお願いします。

④ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成27年6月5日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査の結果」（第5回）を公表したところである。アスベスト使用が判明した施設において、アスベストの粉じんの飛散によりばく露のおそれのある施設は0施設（前回1施設）となったものの、今後アスベスト使用の状況を分析予定であるとする施設が1,321施設あるため、これらの施設における分析調査の実施時期を把握し、適切な措置を講ずるよう指導を徹底していただき、アスベスト対策に万全を期すようお願いする。

児童養護施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用につい

ては、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となっており、また、民間保育所等については保育所等整備交付金の交付対象として、これらの制度等を積極的に活用し、この早期処理に努めるよう指導をお願いする。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成28年度も引き続き実施することとしており、その活用方の周知も併せてお願いしたい。

《参照通知等》

- ・ 「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第5回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成27年6月5日雇児発0605第1号、社援発0605第1号、障発0605第1号、老発0605第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

⑤ 木材利用の推進について

国や地方自治体が整備する公共建築物については、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、木材の利用の促進を図ることとされているが、木材を利用した施設の居住環境は利用者にとって心理的・情緒的に極めて効果的と言われており、児童福祉施設等の整備においても、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

なお、木材利用の積極的活用を図る整備については、従前から、次世代育成支援施設整備交付金等において、優先的に採択し、財政支援を行うこととしており、平成28年度においても引き続きこの取扱いを予定しているのでご了解願いたい。

⑥ 地球温暖化対策に配慮した施設整備について

地球規模の温暖化対策（とりわけ低炭素社会づくり）は重要な課題であり、児童福祉施設等においても積極的に取り組んでいくことが必要である。

このため、児童福祉施設等の施設整備にあたっては、太陽光発電設備や照明設備の省エネ機器の導入等地球温暖化対策に資する種々の対策について積極的に取り組むよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

⑦ **P F I手法を活用した施設整備の推進について**

効率的かつ効果的な公共施設等の整備等に資するP F I事業については、「P P P / P F Iの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）等に基づき、政府として取組を推進しているところである。

厚生労働省としても、水道施設、医療施設、社会福祉施設について、施設整備補助等を通じ、P F I手法を活用した施設整備を推進しているところであり、次世代育成支援対策施設整備交付金等においても、財政支援の対象としているので、P F I手法の積極的活用についてご検討いただくとともに、管内市町村及び関連事業者等に対し周知をお願いする。

（参考）内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/pfi/>

⑧ **独立行政法人福祉医療機構福祉貸付事業について**

独立行政法人福祉医療機構における福祉貸付事業については、今年度実施している事業について、平成28年度も引き続き実施する予定であり、平成27年度末で実施期限を迎える以下の事業についても、平成28年度末まで延長することとしているので、ご了知願いたい。

（実施期限を平成28年度末まで延長する事業）

- 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置
- スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置
- 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置
- アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置

⑨ **社会福祉施設整備業務の再点検について**

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

《参考》

- ・ 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児

発第488号、社援発第1275号、老発第274号)

- ・ 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号) など

(2) 児童福祉施設等の防災対策等について

① 児童福祉施設等の防災対策について

ア 社会福祉施設の防火対策について

社会福祉施設の防火対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」(昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知)等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

なお、乳児院については、消防法関係法令の改正により、平成27年4月1日(既存の施設にあっては平成30年4月1日)からスプリンクラー設備の設置及び自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置の設置が義務づけられたところであり、自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置設備の整備については、平成28年度から新たに次世代育成支援対策施設整備交付金の対象とする予定であるので、本交付金も活用して、整備を推進していただきたい。

イ 社会福祉施設における地震防災対策等について

社会福祉施設における地震防災対策については、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」(昭和55年1月6日社施第5号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知)により、地震防災応急計画の作成などをお願いしている。

各都道府県等におかれては、引き続き社会福祉施設における地震防災対策の推進について特段の指導をお願いしたい。

また、災害は、火災、地震、集中豪雨など多種多様であり、多数の人命、財産が失われることがある。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所(利用)していることから、各種の災害に備えた十分な防災対策を期する必要がある。

については、各施設の防災対策について、今一度点検、確認などを

行うとともに、問題点については速やかな改善措置を講ずるよう指導されたい。

ウ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策における連携の強化について

土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年8月20日付け27文施企第19号・科発0820第1号・国水砂第44号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知）により、土砂災害対策の一層の推進をお願いしているところである。

当該通知においては、各都道府県民生主管部局の取組として、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、エにおいて「当該施設」という。）について、

- ・ 砂防部局からの情報提供により、土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかとなった当該施設の管理者に対し、適宜、砂防部局からの情報等の提供に努めること
- ・ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する当該施設に対して、市区町村の担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援等を行うことにより、避難体制の強化に努めること
- ・ 関係部局と相互に連携し、新たな当該施設に係る建設計画の関係者等に対して土砂災害のおそれのある箇所に関する情報を提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すよう努めること

などをお願いしているところであり、引き続き砂防部局や市区町村との連携に努めていただくようお願いする。

エ 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」（平成21年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社

会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点や社会福祉施設が地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有していることから、平成17年度より交付金化された高齢者関連施設や児童関連施設及び平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

オ 大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画をお願いする。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いする。

② 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく財政支援について

平成25年より施行されている「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、関係市町村長が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる児童福祉施設等の高台移転整備については、国庫補助単価の引き上げ（通常の単価の1.32倍）や独立行政法人福祉医療機構の優遇融資（無利子、融資率95%に引き上げ、二重ローン対策）を実施しているところである。

関係都府県・指定都市・中核市におかれては、管内市町村や事業者等に対し、引き続き必要な周知・助言等をお願いする。

③ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について

現在、児童福祉施設等の敷地内に埋設されているガス管の中には鋼製のものが残存しており、年数の経過や土壌環境等に伴い、腐食が進行しているものと推測されるところ。このような腐食したガス管については、強い地震の影響により、継手部分（ねじ継手）が緩んだり、その他の腐食した部分が折れたりして、ガスの漏えいによる火災や爆発の危険が生じる恐れがあるところ。

については、当該児童福祉施設等において劣化した鋼製のガス管をポリエチレン管等のガス管に更新し、埋設ガス管の耐震化を推進してい

ただくよう、管内市町村及び関係施設等に対し、周知いただくようお願いする。

(3) 児童福祉施設等の運営について

① 社会福祉法人改革への対応について

社会福祉法人が地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たすことができるよう、公益性と非営利性を備えた法人の在り方を徹底する観点から社会福祉法人制度の見直しが求められている。

このため、平成18年の公益法人制度改革を踏まえ、社会福祉法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から、「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が今年の通常国会に提出され、現在、継続審議となっている。

この法案では、議決機関としての評議員会や一定規模以上の法人における会計監査人の設置の義務化、社会福祉法人のいわゆる内部留保の内容の明確化と社会福祉事業等への再投下の仕組みの構築、地域における公益的な取組の実施に係る責務規定の整備等を講ずることとしている。

このうち、評議員会の設置義務化に関して、保育所等を経営する社会福祉法人は小規模法人が多い傾向にあるが、小規模法人の評議員定数については、施行日から3年を経過するまでの間は4人以上とする経過措置が設けられる予定である。

改正法案が成立した際には、児童福祉施設等を運営する社会福祉法人についても、法案の趣旨を踏まえた対応が必要となるので、その内容についてご了知いただきたい。

② 苦情処理・第三者評価等について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県等においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組みや第三者評価の受審等を通じたサ

サービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることから、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

なお、社会的養護関係施設については、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられるとともに、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価を行わなければならないこととなっているので、適切な指導をお願いします。

イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準においては、その行った処遇に関する入所している児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその適正な実施について指導をお願いします。

ウ 児童福祉行政指導監査については、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、児童入所施設措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止の観点から、市町村の事務実施体制の整備並びに法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、不祥事事件等の発生防止に努められたい。

③ 感染症の予防対策について

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の取組をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内児童福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう周知徹底をお願いします。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成 27年12月 8日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健

局総務課連名事務連絡)

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「ノロウイルスに関するQ&A」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成27年12月9日雇児総発1209第1号、社援基発1209第1号、障企発1209第1号、老総発1209第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）
- ・「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて」（平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」（平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成15年7月25日社援基発第725001号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

また児童福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

④ アレルギー疾患対策基本法の施行について

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患について、総合的なアレルギー疾患対策を推進するため、平成26年6月20日に「アレルギー疾患対策基本法」が成立し、平

成26年6月27日法律第98号として公布され、平成27年12月25日から施行された。

同法の第9条において、学校等の設置者等の責務として、「学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設（以下「学校等」という。）の設置者又は管理者は、国及び地方自治体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない」と規定されているところであるので、ご了知いただくとともに、管内市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知をお願いする。

《参照通知等》

- ・「アレルギー疾患対策基本法の施行について（施行通知）」（平成27年12月2日健発1202第9号厚生労働省健康局長通知）

⑤ 児童福祉施設等における児童の安全確保について

ア 児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々御尽力頂いているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制はもちろんのこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等における児童の安全確保に努められたい。

イ 児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）により対応をお願いしているところである。この中で、児童福祉施設等においても参考とすることとしている、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」については、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであり、平成26年6月30日に改訂第2版が策定されているところ。当該指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知をお願いします

る。

《参照通知等》

- ・ 「保育所及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成27年6月8日雇児保発0608第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）
- ・ 「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成26年6月20日雇児総発0620第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- ・ 「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

⑥ 建築基準法に基づく建築物の定期報告制度の見直しについて

（関連資料16参照）

建築基準法においては、一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備について、利用者の安全・安心を確保する観点から、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（建築主事を置いている地方自治体）へ報告することを義務づけている（定期報告制度）。

今般、この定期報告制度が見直され、平成28年6月以降は国が政令で定める施設が定期報告の対象となり、児童福祉施設等では、以下の施設が報告対象となるので、ご了知いただくとともに、報告先となる地方自治体の建築部局から、報告対象となる施設の所在地や所有者等に関する情報を求められた場合には、適宜協力いただきたい。また、当該施設の設置者等に対して、建築基準法に基づく定期報告の実施を徹底するよう周知していただきたい。

《児童福祉施設等のうち報告対象となる施設》

助産施設、乳児院及び母子保健施設のうち、以下のいずれかに該当するもの（当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの）を建築基準法施行令（委任告示を含む）で報告対象として指定。

(ア) 当該用途が3階以上の階にある場合

(イ) 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合

(ウ) 当該用途が地階にある場合

なお、施行令で指定していない規模であっても、地方自治体が上乘せの基準で指定することが可能。報告の頻度は、半年～3年の間で、各地方自治体が定めることとなっている。

⑦ 消費者事故等が発生した場合の通知について

社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合には、消費者安全法第12条に基づき、消費者庁あて通知いただくこととなっているので、遺漏なきようお願いする。また、消費者庁へ通知する際は、併せて、厚生労働省にも通知いただくようお願いする。

《参考》

- ・ 「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について」
(平成21年9月1日事務連絡)

6. 被災した子どもへの支援について（関連資料17参照）

東日本大震災により被災した子どもへの支援については、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として、被災者支援の基幹的事業を一括化した「被災者支援総合交付金」（復興庁所管）において実施することとしている。

都道府県等におかれては、地域の状況を踏まえ、被災した子どもへの支援に係る事業の更なる推進に努めていただくようお願いする。

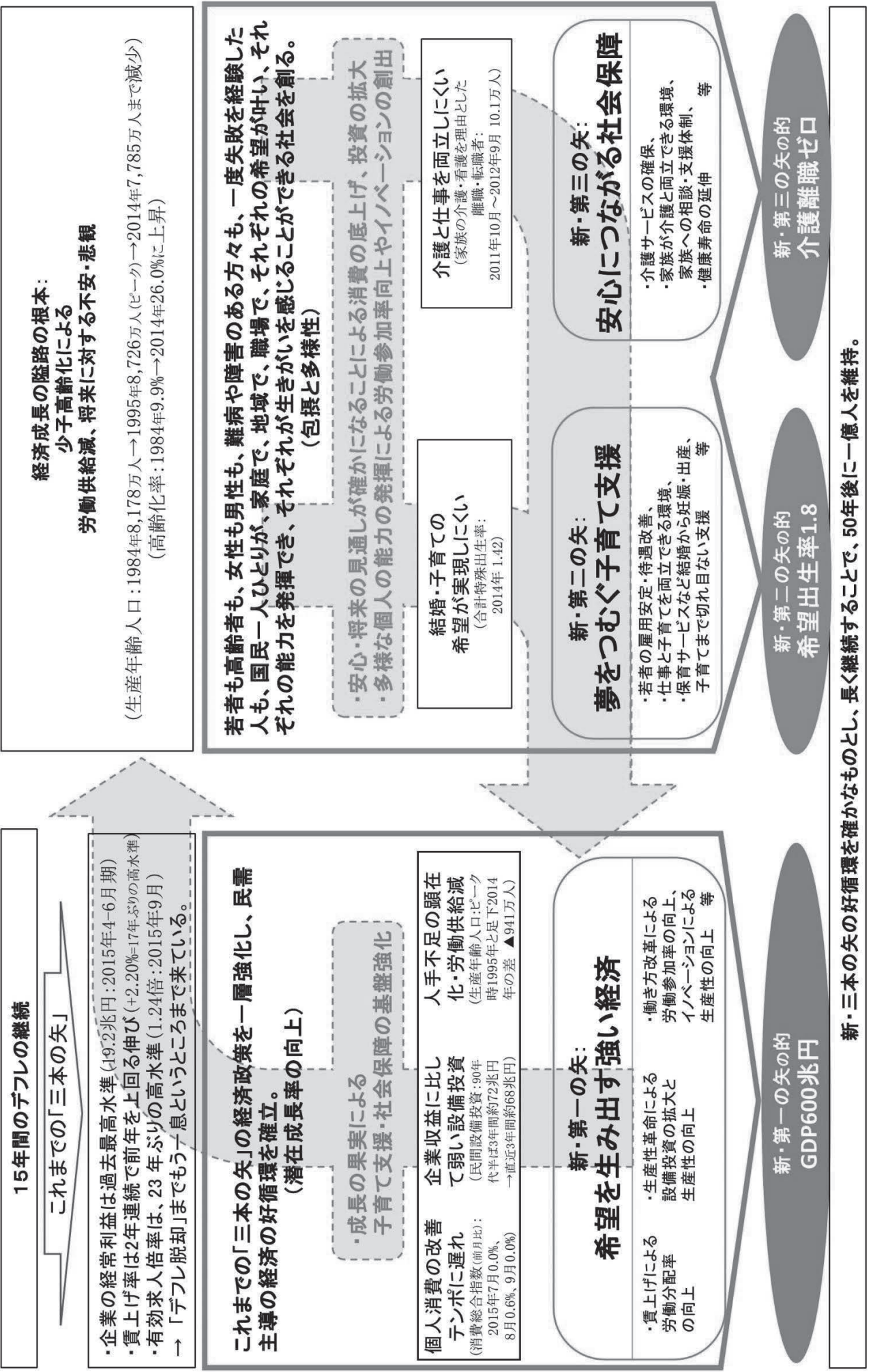
（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業として実施する事業）

- ① 子ども健やか訪問事業（避難生活をしている子育て家庭や、長期避難から自宅に戻った子育て家庭を訪問し、子どもの心身の健康に関する相談・支援を行う）
- ② 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業
- ③ 遊具の設置や子育てイベントの開催
- ④ 親を亡くした子ども等への相談・援助事業
- ⑤ 児童福祉施設等給食安心対策事業
- ⑥ 保育料等減免事業

[関連資料：総務課・虐待防止対策室]

平成27年11月26日
一億総活躍緊急対策概要

一億総活躍社会は少子高齢化に直面した我が国経済の活性化策 — 包摂と多様性による持続的成長と分配の好循環 —



新・三本の矢の好循環を確かなものとし、長く継続することで、50年後に一億人を維持。

第2の矢. 「夢を紡ぐ子育て支援」(基本的な考え方)

平成27年11月12日
第2回一億総活躍国民会議 提出資料

希望実現阻害要因

- ・脆弱な経済的基盤による結婚不安
- ・長時間労働等による仕事と家庭の両立困難等
- ・男性の家事・育児分担の不足

- ・0～2歳の保育サービス量の不足・多様な働き方への対応不足
- ・放課後児童クラブの不足
- ・出産・子育ての不安・孤立等

「仕事」と「結婚、妊娠・出産、子育て」が「二者択一」に

「二者択一」の構造から「同時実現」の構造へ転換を図るために

働き方改革・両立支援

「働き方改革」の更なる推進による
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

総合的子育て支援

すべての子どもと子育てをきめ細やかに
支援する社会的基盤の構築

「就業と子育ての両立」の実現

二つの大きな取組を「車の両輪」として進め、
国民の結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会を実現する

【重点的取組】

- ◆ 若者の雇用・経済的基盤の改善 : 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、被用者保険の適用拡大(年金法改正)
- ◆ 非正規雇用をはじめとする女性の継続就業の支援 : 多様な保育サービスの拡充、企業の取組強化
- ◆ 育児休業と保育の切れ目ない保障 : 育児休業制度の見直し、保育の基盤整備(保育の受け皿40万人分→50万人分確保)
- ◆ 妊娠・出産・子育てへの支援 : 不妊治療助成の拡充
- ◆ 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援 : ひとり親家庭・多子世帯への支援(児童福祉法等改正)など

第2の矢。「夢を紡ぐ子育て支援」(実現に向けた主な取組)

平成27年11月12日
第2回一億総活躍国民会議 提出資料

※緊急対策に記載された主な施策は赤字

【希望との乖離要因】

【結婚】
経済的安定、雇用・キャリアの将来の見通し・安定性

- ・収入が低く、雇用が不安定な男性の未婚率が高い
- ・非正規雇用労働者や育児休業が利用できない職場で働く女性の未婚率が高い

【妊娠・出産】
子育てしながら就業を継続できる見通し、仕事と生活の調和の確保

- ・育児休業が取得できる職場で働く女性の出産確率は高い
- ・長時間労働の家庭の出生確率は低い

【特に第2子以降】
夫婦間の家事・育児の分担、育児不安

- ・男性の家事・育児分担度が高い家庭では、第2子以降の出産意欲が高く、継続就業割合も高い
- ・育児不安の程度が高い家庭では、第2子以降の出産意欲が低い

結婚、妊娠・出産、子育てに厳しい働き方、職場環境の改善が必要

育児休業と保育を組み合わせる環境づくりが必要

妊娠・出産・子育てを通じて必要なサポートを行う子育て支援の充実が必要

働き方改革・両立支援

総合的子育て支援

【対策の方向性】

[1] 若者の雇用・経済的基盤の改善

- 若者・非正規雇用対策
 - ・非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善
 - ・被用者保険の適用拡大(年金法改正)等
- 働き方の見直し
 - ・長時間労働の是正やフレックスタイム制度の見直し
 - ・労働基準法改正法案の早期成立の実現
- 男性の意識改革
 - ・男性の育児休業取得促進
 - 女性活躍推進

[2] 非正規雇用をはじめとする女性の継続就業の支援

- 育児休業制度の見直し
 - ・非正規雇用労働者の育児休業取得促進
- 企業の取組の強化
 - ・多様な働き方に対応した保育サービスの強化
- 柔軟なサービス利用の支援
 - ・家事支援税制(税制改正要望)

[3] 育児休業と保育の切れ目ない保障

- 保育の受け皿拡大、保育士の確保・処遇改善、放課後児童クラブの拡充
 - ・待機児童解消加速化プランの前倒し(40万人分→50万人分)
- 育児休業制度の見直しと保育の拡充によって、子育てによる不本意退職を解消。女性(25~44歳)の就業率80%を目指す

[4] 妊娠・出産・子育てへの支援

- 安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備
 - ・不妊治療助成の拡充
 - ・子育て世代包括支援センターの全国展開
 - ・産前産後期間中の国民年金保険料の免除(年金法改正)
- 地域の子育て家庭への支援

[5] 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援

- ひとり親家庭・多子世帯の支援(子どもの貧困への対応等)
 - ・自治体窓口のワンストップ化の推進、子どもの生活・学習支援や親の資格取得支援などの充実
 - ・児童扶養手当の機能の充実などの経済的支援
- 児童虐待の防止、社会的養護を必要とする子どもへの支援(児童福祉法等改正)

第2の矢「夢をつむぐ子育て支援」(希望出生率1.8)

厚生労働省関係の概要
※一億総活躍社会の実現に向けた27補正、28当初予算
による主な取組をまとめたもの

若者の待遇改善・経済的基盤の改善

○若者の活躍推進【27補正 制度要求】【28予算 200億円】

新卒応援ハローワーク等における就職支援や3年以内の既卒者等の採用・定着を図る助成金の創設などを実施。

○非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等【27補正 制度要求】【28予算 452億円】

※第1の矢にも関連

ハローワークによる正社員就職の促進やキャリアアップ助成金の拡充等による事業主支援等を実施。

出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実

○待機児童解消等の推進に向けた取組【27補正 501億円】【28予算 730億円】

平成29年度末までの保育拡大量を40万人から50万人に拡大し、新たに小規模保育事業所の整備費の補助を創設。事業所内保育など企業主導の保育所の整備・運営等を推進。

○保育人材の確保【27補正 714億円】【28予算 194億円】

保育士の業務負担軽減のためのICT化等の支援、修学資金や潜在保育士の再就職時の就職準備金等の貸付を実施。また、保育補助者の雇上げへの支援、若手保育士の離職防止のための巡回支援、人材交流等によるキャリアアップ体制の整備、学生の実習支援などを実施。

結婚、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援

○不妊治療への助成拡大【27補正 7.1億円】【28予算 158億円】

初回の助成額の増額と男性不妊治療の助成を拡大する。

○子育て世代包括支援センターの全国展開【28予算 24億円】

全国展開に向けて数を増やすとともに、地域の実情に応じ産前・産後サポート、産後ケアを実施。
※「子育て世代包括支援センター」のうち「利用者支援事業」については、内閣府予算に計上。

○小児・周産期医療体制の整備促進【27補正 20億円】【28予算 150億円の内数】

小児医療施設及び周産期医療施設の設備整備を拡充。

子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化

○子どもの貧困対策とひとり親家庭対策の推進【27補正 117億円】【28予算 1,931億円】

相談窓口のワンストップ化、子どもの居場所づくり・学習支援、入学準備金等の貸付や修業期間中の給付金による親の資格取得支援、養育費確保支援等を実施。また、児童扶養手当の第2子加算額を5千円から1万円へ、第3子以降加算額を3千円から6千円へそれぞれ倍増する。

○児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進【27補正 91億円】【28予算 1,271億円】

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付、児童養護施設等の小規模化等を実施。

働き方改革・両立支援

総合的子育て支援

国民の結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会を実現

平成28年度の社会保障の充実・安定化について

- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成28年度の増収額 8.2兆円については、
 - ①まず基礎年金庫負担割合 2分の1に3.1兆円を向け、
 - ②残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

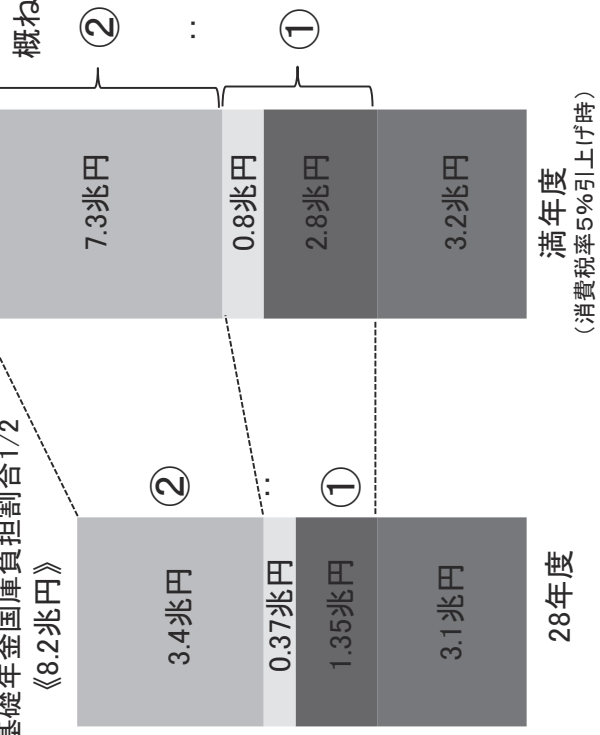
〈28年度消費増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

- **基礎年金庫負担割合 2分の1**
 (平成24年度・25年度の基礎年金庫負担割合 2分の1の差額に係る費用を含む)
 3.1兆円
- **社会保障の充実**
 ・子ども・子育て支援の充実
 ・医療・介護の充実
 ・年金制度の改善
 1.35兆円
- **消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増**
 ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増
 0.37兆円
- **後代への負担のつけ回しの軽減**
 ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費
 3.4兆円

(参考) 算定方法のイメージ

- 後代への負担のつけ回しの軽減
- 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増 《14兆円》
- 社会保障の充実
- 基礎年金庫負担割合1/2 《8.2兆円》



(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。
 (注2) 上記の社会保障の充実に係る消費増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.29兆円)を活用し、社会保障の充実(1.53兆円)と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」等(0.11兆円)の財源をあわせて一体的に確保。

平成28年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事項	事業内容	平成28年度 予算案 (注1)	国分		平成27年度 予算額 (参考)
			国分	地方分	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	5,593	2,519 (注3)	3,074	4,844
	社会的養護の充実	345	173	173	283
医療・介護 の提供体制改革	育児休業中の経済的支援の強化	67	56 (注4)	11	62
	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等				
	・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	904	602	301	904
	・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	422	298	124	392
	地域包括ケアシステムの構築				
	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	724	483	241	724
	・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等)	1,196	604	592	1,051
	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援 事業の充実	390	195	195	236
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
	国民健康保険への財政支援の拡充等	2,244	1,412	832	1,864
医療・介護保険制度 の改革	被用者保険の拠出金に対する支援	210	210	0	109
	高額療養費制度の見直し	248	217	31	248
難病・小児慢性特定 疾病への対応	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	218	109	109	221
	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の 確立等	2,089	1,044	1,044	2,048
年金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	32	32	0	20
	合計	15,295	7,955	7,340	13,620

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。
(注2) 消費税増収分(1,35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.29兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.53兆円)と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」等(0.11兆円)の財源をあわせて一体的に確保。
(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。
(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

子ども・子育て支援の充実

I. 子ども・子育て支援新制度の実施

《参考》平成28年度予算額(公費) 5,593億円

- 子ども・子育て支援新制度の実施により、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

子どものための教育・保育給付

- ・ 施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費) ☆
- ・ 地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費) ☆

地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・ 利用者支援事業 ☆ 延長保育事業 ・ 放課後児童健全育成事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業 ・ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 等

(☆は待機児童解消加速化プランの取組としても位置づけ)

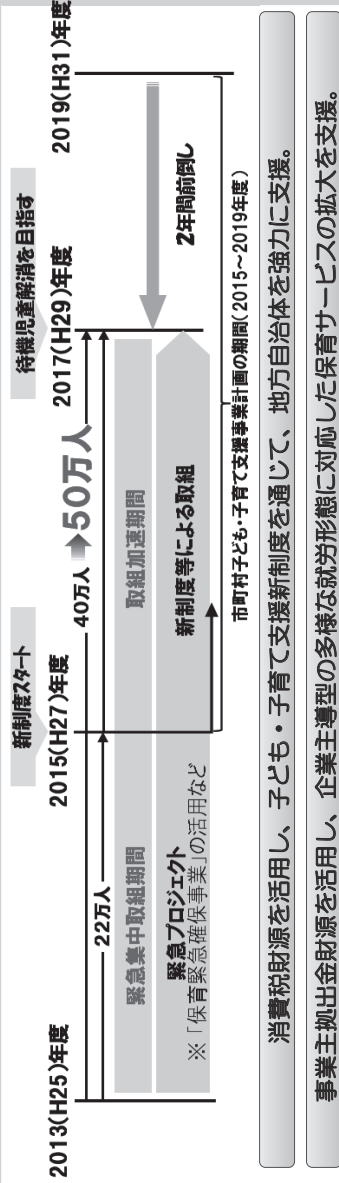
(参考) 子ども・子育て支援新制度における量及び質の充実

- < 量的拡充 >
- 市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の計画的な事業量の拡充を図る。
- < 質の向上 >
- 子ども・子育て支援新制度の基本理念である、質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援の実現を図る。

【参考：待機児童解消加速化プラン】

・ 平成25年度から29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保することを目標とした「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成25・26年度の2か年で合計約22万人分の保育の受け皿拡充を達成。

・ 現在、平成29年度末までの5か年の合計で約45.6万人分の受け皿拡充を見込んでおり、今後、女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、整備目標を前倒し・上積みし、40万人から50万人とすることとし、平成29年度末までに待機児童の解消を目指す。



II. 社会的養護の充実

《参考》平成28年度予算額(公費) 345億円

- 児童養護施設等での家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム等)の推進など、質の向上を図る。
- 児童養護施設等の受入児童数の拡大(虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応)

平成28年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、平成28年度予算（案）においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	3,719億円	2,220億円
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充（待機児童解消加速化プランの推進等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%) ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充（地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等） ○社会的養護の量的拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など ○児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など

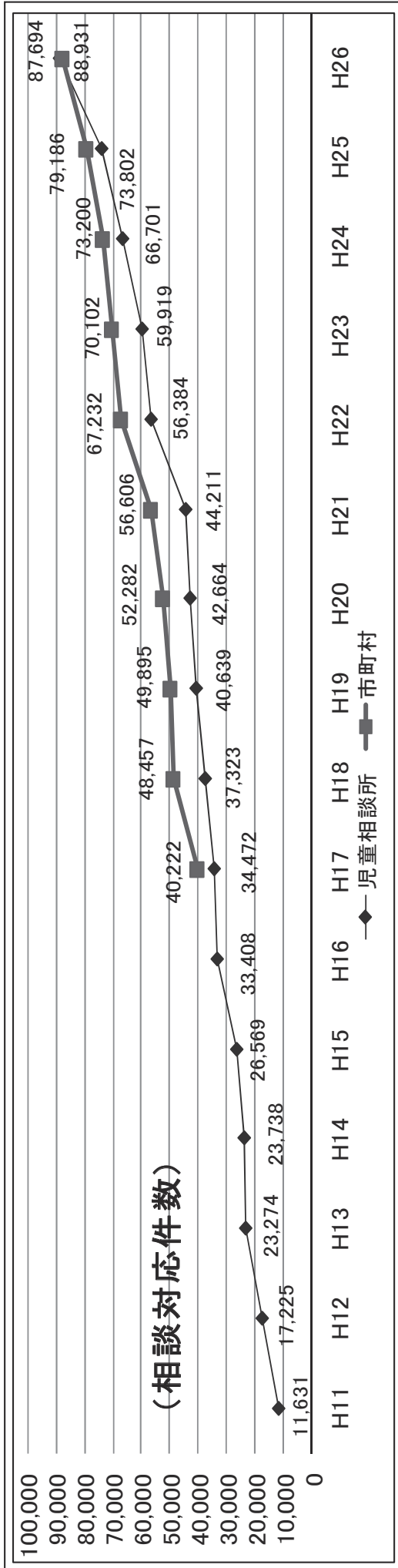
量的拡充・質の向上 合計 5,939億円

- 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

【児童虐待の現状】

◎児童虐待相談対応件数について

- 平成26年度の全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数は88,931件。
- 統計開始(平成2年度)以降、毎年増加。平成11年度(児童虐待防止法施行前)の7.6倍。



◎児童虐待による死亡事例及び児童数の推移について

- 依然として死亡事例が発生(平成25年度心中以外 36例・36人)

例数	第1次報告		第2次報告		第3次報告		第4次報告		第5次報告		第6次報告		第7次報告		第8次報告		第9次報告		第10次報告		第11次報告										
	心中以外	心中	心中以外	心中	心中以外	心中	心中以外	心中	心中以外	心中	心中以外	心中	心中以外	心中	心中以外	心中	心中以外	心中	心中以外	心中	心中										
24	-	24	48	5	53	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63
25	-	25	50	8	58	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69

すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目標に財源確保も含めた政策パッケージを策定

〔平成27年12月21日
子どもの貧困対策会議決定〕

すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト

- 就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、**発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援**まで、一連の対策を更に強化。

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

施策を着実に実施するとともに、平成28年通常国会に児童扶養手当法改正案及び児童福祉法等改正法案の提出を目指す。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

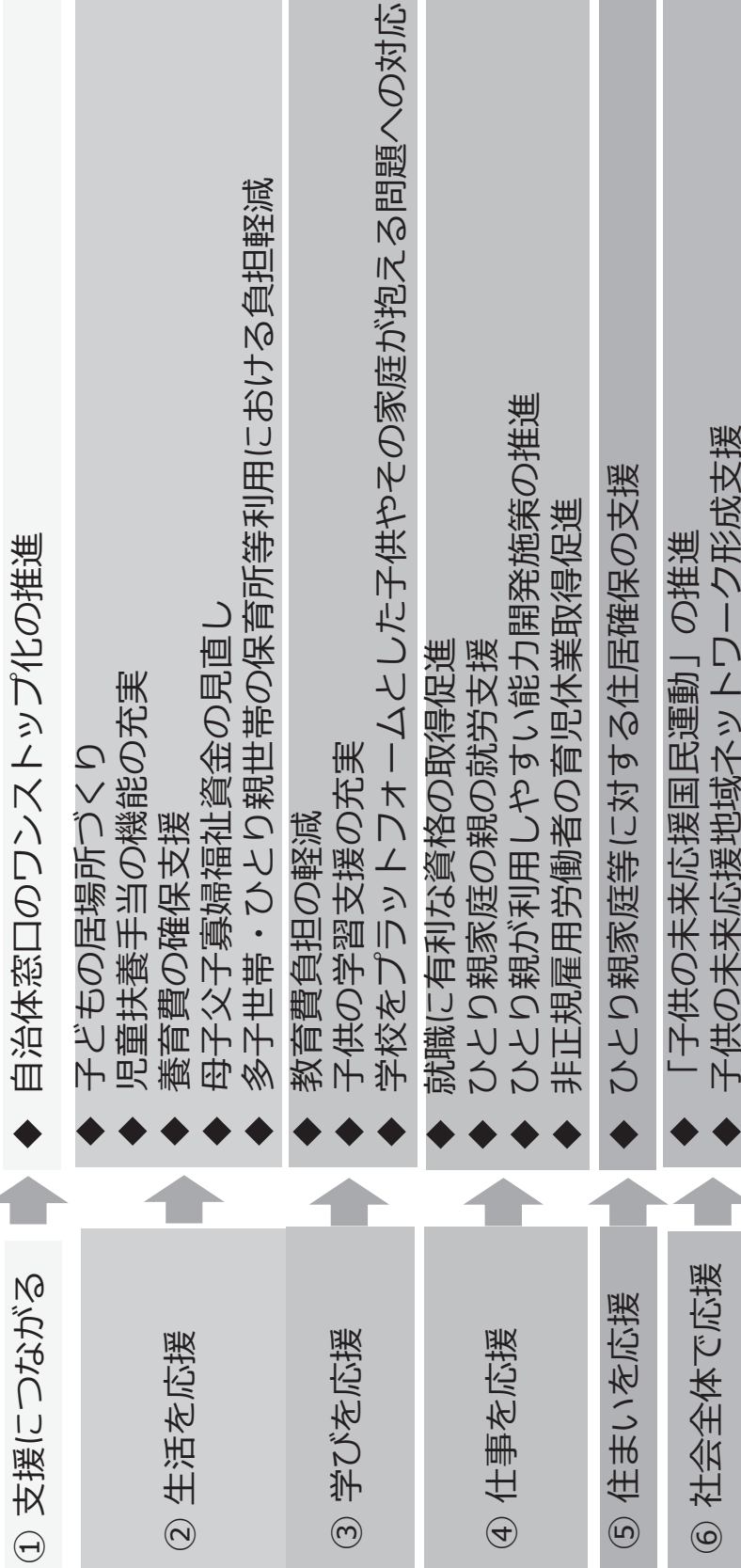
I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・ 安定した就労による自立の実現が必要。

対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。



児童扶養手当法改正法案の
平成28年通常国会提出を目指す

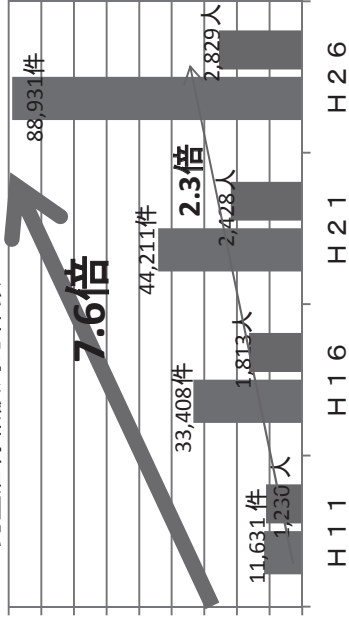
- 昭和63年から平成23年の25年間で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍（母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯）
- 母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等
- 母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、平均年間収入（母自身の収入）は223万円

Ⅱ 児童虐待防止対策強化プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

- ① 家庭・地域における養育力が低下し、子育ての孤立化や不安・負担感が増大
- ② 児童虐待の相談対応件数は増加の一途であり、複雑・困難なケースも増加
- ③ 児童相談所等の体制・専門性や、地域の関係機関の連携が不十分
- ④ 社会的養護を必要とする児童は、自立に時間を要するケースが多い

■ 児童相談所における
児童虐待相談対応件数



対 応

- 官・民のパートナーシップを構築し、民間の創意工夫を積極的に活用しながら、発生予防から自立支援までの一連の対策を強化

① 児童虐待の発生予防

- ◆ 子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◆ 支援を要する妊婦の情報の実確な把握
- ◆ 孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援 など

② 発生時の迅速・的確な対応

- ◆ 「児童相談所体制強化プラン」（仮称）の策定
- ◆ 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化 など

③ 被虐待児童への自立支援

- ◆ 里親委託等の家庭的養護の推進
- ◆ 退所児童等のアフターケア など

児童福祉法等改正法案の 平成28年通常国会提出を目指す

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（全体像）

支援につながる

自治体窓口ワンストップ化の推進

- ワンストップ相談体制整備
- 窓口の愛称・ロゴマークの設定
- 相談窓口への誘導強化
- 携帯メールによる双方向型支援等
- 集中相談体制の整備

生活を応援

1 子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援等を行う居場所づくりの実施

2 児童扶養手当の機能の充実

- 第2子・第3子加算額を倍増

3 養育費の確保支援

- 地方自治体での弁護士による養育費相談
- 離婚届書等の交付時に養育費の合意書ひな形も同時交付
- 財産開示制度等に係る所要の民事等
- 執行法の改正の検討

4 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

- 利率の引き下げ
- ### 5 保育所等利用における負担軽減
- 年収約360万円未満の世帯の保育料負担軽減

学びを応援

1 教育費の負担軽減の推進

- 幼児教育無償化へ向けた取組の段階的推進
- 高校生等奨学給付金事業の充実等
- 大学等奨学事業の充実等

2 子供の学習支援の充実

- 高等学校卒業認定試験合格事業の対象追加
- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実
- 地域未来塾の拡充
- 官民協働学習支援プラットフォームの構築等

3 学校をプラットフォームとした子供やその家族が抱える問題への対応

- S・SWの配置拡充
- 訪問型家庭教育支援の推進等

社会全体で応援

1 子供の未来応援国民運動の推進

- 支援情報ポータルサイトの準備等

2 子供の未来応援地域ネットワーク形成

- 「地域応援子供の未来応援交付金」創設

仕事を応援

1 就職に有利な資格の取得の促進

- 高等職業訓練促進給付金の充実
- 高等職業訓練促進資金貸付事業創設
- 自立支援教育訓練給付金の充実等

2 ひとり親家庭の就労支援

- 出張ハローワークの実施
- マザーズハローワークでの支援
- 企業への助成金の活用・拡充等

3 ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

- 求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コース等の創設
- 職業訓練におけるeラーニング
- ジヨブ・カードを活用した雇用型訓練等の推進

住まいを応援

ひとり親家庭等に対する住居確保支援

- 公的賃貸住宅等における居住の安定の確保
- ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進
- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給
- 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト①

支援につながる

自治体の窓口のワンストップ化の推進

⇒平成31年度までに、母子・父子自立支援員の相談件数を年間150万件

- ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・教育・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができ体制を整備。
- ひとり親家庭の相談窓口の認知度を高めるため、**窓口の愛称・ロゴマークを設定。**
- 自治体内の各窓口における連携、支援ナビの活用、スマホ等で検索できる支援情報ポータルサイトの活用により、ひとり親支援の**相談窓口への誘導を強化。**
- ひとり親の携帯メールアドレスを登録し、自治体からの定期的なメール配信により支援情報を提供するとともに、ひとり親からの相談予約を受け付ける**携帯メールを活用した双方向型の支援を実施。**
- 児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）**等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる**集中相談体制の整備**を支援。

【その他】

- 自治体の窓口における相談の水準の向上（アセスメントシートの開発、研修の充実等）
- ひとり親家庭が必要な支援につながるよう、関係する支援機関（子育て世代包括支援センター、母子生活支援施設、婦人相談所、ハローワーク等）と連携した支援の強化
- 生活困窮者自立支援制度の着実な実施とひとり親施策との連携の推進

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト②

生活を応援

子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりの実施。

⇒可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ50万人分提供

児童扶養手当の機能の充実

- 児童扶養手当の第2子加算額を現行の5,000円から10,000円へ、第3子以降加算額を現行の3,000円から6,000円へそれぞれ倍増する。

※ 収入に応じて支給額を減減し、低所得者に重点を置いた改善（第1子分と同じ取扱）

※ 平成28年8月分から拡充（平成28年12月から支給）

- 上記と併せて、不正受給防止対策、養育費の確保や自立のための活動の促進などの取組を行う。

養育費の確保支援

- 地方自治体での弁護士による養育費相談の実施

⇒平成31年度までにすべての都道府県・政令市・中核市で実施

- 離婚届書の交付時に養育費の合意書ひな形も同時に交付

⇒離婚届書のチェック欄「取決めをしている」の割合を70%にする

- 財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト③

生活を応援

母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

○ひとり親に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、保証人なしの場合に有利子となる資金の利率を引き下げ。（注）保証人ありの場合は無利子（現行）

年利1.5%（現行）→ 1.0%

多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

- 年収約360万円未満世帯の保育料について、子どもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を実施する。
- 年収約360万円未満のひとり親世帯等の保育料について、第1子半額、第2子以降無償化を実施する。

【その他】

- 日常生活支援事業の充実
⇒平成31年度までにひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者数を年間1万人（平成25年度4608人）
- シヨートステイ・トワイライトステイの充実
⇒平成31年度までにシヨートステイの利用人数を年間延べ16万人（平成26年度見込7万人）、トワイライトステイの利用人数を年間延べ14万人（平成26年度見込5万人）
- 母子生活支援施設のひとり親家庭支援拠点としての活用
⇒平成31年度までにひとり親支援拠点として活用されている施設を100施設
- 児童家庭支援センターの相談機能の強化
⇒平成31年度までに340箇所（平成26年度104箇所）
- 生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金（生活福祉資金）の拡充
- 沖縄における居場所づくりと支援員の配置

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト④

学びを応援

教育費負担の軽減

- **幼児教育の無償化へ向けた取組の段階的推進**
多子世帯・低所得世帯への負担軽減
- **フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援**（モデル事業の実施）
- **高校生等奨学給付金事業の充実**
非課税世帯への給付額増額
- **大学等奨学事業（無利子奨学事業）の充実**
無利子奨学金の貸与人員増員、ひとり親家庭・多子世帯への重点支援
- **大学等の授業料減免の充実等**

子供の学習支援の充実

- **高等学校卒業程度認定試験合格支援事業※の対象追加** ※合格のための講座の受講費用の6割（上限15万円）を支給
ひとり親家庭の親→ひとり親家庭の親及び子ども
- **生活困窮世帯等の子どもの学習支援の充実**（高校中退防止の取組強化、家庭訪問の強化）
⇒平成31年度までに年間3万人（実人数）に提供
- **地域住民の協力やICTの活用等による、中学生等に対する原則無料の学習支援（地域未来塾）を拡充**
するとともに、**新たに高校生へ対象を広げる**
⇒可能な限り早期に5,000中学校区で実施
- **地域における子供の学習活動へのICT活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム」の構築**

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑤

学びを応援

学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

- スクールソーシャルワーカーの配置の拡充
⇒平成31年度末までに1万人（全中学校区に1人）配置
- スクールカウンセラーの配置の拡充
⇒平成31年度までに全公立小中学校（27,500校）に配置
- 家庭教育支援チーム等による、家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援の推進
⇒平成31年度までに訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等を増加させる（26年度283チーム）

【その他】

- 親の学び直し支援（家計管理等の講習会の開催、高等学校卒業程度認定試験を目指す親への学習支援）
- 生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外（平成27年10月から実施）
- 家庭環境等に左右されず学校に通う子供の学力が保障されるよう、教職員等の指導体制を充実
⇒貧困層の子供を多く抱える小中学校への教員等の追加配置などにより、きめ細かな指導を推進し、学校に通う子供の学力を保障する
- 青少年の「自立する」カ応援プロジェクトの実施
⇒アンケート調査により、8割以上の参加者から「満足」の評価を得る

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑥

仕事を応援

就職に有利な資格の取得支援

○高等職業訓練促進給付金※の充実

- ・支給期間の上限を延長（2年→3年）。（養成期間が3年間の資格（看護師等）も全期間支給可能に。）
- ・対象資格の拡大（2年以上修学する資格→1年以上修学する資格）。（調理師や製菓衛生師も対象に。）
- ・通信制の利用要件を緩和。

○高等職業訓練促進資金貸付事業の創設

入学準備金（50万円）・就職準備金（20万円）を貸付。（5年間継続して就業した場合には返済免除）

○自立支援教育訓練給付金の充実

訓練受講費用の2割（上限10万円）を助成 → 6割（上限20万円）を助成

ひとり家庭の親の就労支援 ～ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン～

○出張ハローワーク！の実施

8月の現況届提出時期に、自治体にハローワークの臨時相談窓口の設置、常設窓口へ誘導等。

○マザーズハローワークでの支援

ひとり親の就職支援担当の専門相談員及び職業訓練担当の専門相談員を配置。

○企業への助成金の活用・拡充

試行雇用から長期雇用につなげる道を拡大。（トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用）

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑦

仕事を応援

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

○求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コースや短時間訓練コース（約4時間/1日）の創設

既に両コースを実施している公共職業訓練においても拡充。

○職業訓練におけるeラーニングの活用促進

子育てをしながらキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、職業訓練におけるeラーニングの活用を促進。

○ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の推進

ひとり親を含む労働者のキャリアアップ等を促進するため、ジョブ・カードを活用し、雇い入れと実践的な訓練をセットにした雇用型訓練の倍増に向けた取組を推進。

非正規雇用労働者の育児休業取得促進

○育児・介護休業法における非正規雇用労働者にかかる育児休業取得要件の見直し

【その他】

○母子父子自立支援プログラム策定事業の充実（アフターケアの強化）

⇒ 平成31年度までにプログラムの策定件数を1万件（25年度7175件）

ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

- **公的賃貸住宅等におけるひとり親家庭・多子世帯等の居住の安定の確保**
 - ・ 公営住宅における優先入居、入居者の収入算定上の寡婦（夫）控除適用対象の非婚の母（父）への拡大
 - ・ 地域優良賃貸住宅におけるひとり親家庭・多子世帯等への支援の拡充 等
- **ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進**

民間賃貸事業者団体と連携して、子育て環境の整ったひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用を促進。
- **生活困窮者に対する住居確保給付金の支給**
- **新たな生活場所を求めるとり親家庭等に対する支援を実施。**

転居を希望するひとり親家庭等に、支援情報ポータルサイトにおいて、各自治体におけるひとり親家庭支援施策等を情報提供。

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑨

社会全体で応援

「子供の未来応援国民運動」の推進

- 各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトの整備
⇒既に公開している国、都道府県、政令市の支援情報に加え、平成28年度中には全市町村の支援情報についても提供する。
- 支援ニーズと支援活動のマッチング事業や地域における交流・連携事業による応援ネットワークの形成
- 寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを「子供の未来応援基金」として結集し、草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行う「未来応援ネットワーク事業」等を実施

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援（地域子供の未来応援交付金）

- 「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を効果あるものとするため、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぎ」地域ネットワークの形成を支援するため、「地域子供の未来応援交付金」を創設

Ⅱ 児童虐待防止対策強化プロジェクト（全体像）

児童虐待の発生予防

1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

- 子育て世代包括支援センターの全国展開
- 母子保健事業との連携強化
- 支援を要する妊婦の情報の確実な把握
- 施設を活用した妊婦への幅広い支援の在り方検討

2 孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ

- 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業を全市町村での実施
- 低所得の妊婦に助産を行う助産施設や児童相談所全国共通ダイヤル(189)の更なる周知 等

発生時の迅速・的確な対応

1 児童相談所の体制整備

- 児童相談所体制強化プランの策定

2 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

- 市町村による要対協の設置
- 要対協調整機関への専門職配置 等

3 関係機関における早期発見と適切な初期対応

- 学校へのSSW配置、研修の充実 等

4 児童相談所等における迅速・的確な対応

- 関係機関等による調査協力
- 臨検・捜索手続の簡素化
- 司法関与の在り方の見直しの検討 等

5 適切な環境における児童への対応

- 里親等への一時保護委託推進 等

被虐待児童への自立支援

1 親子関係再構築の支援

- 施設退所時の助言等

2 里親委託の推進

- 里親支援を都道府県業務として位置付け、民間委託推進 等

3 養子縁組の推進

- 児童相談所による養子縁組推進
- 育児休業の対象拡大 等

4 施設入所等児童への自立支援

- 児童家庭支援センターの相談機能の強化
- 自立援助ホームの支援対象者の拡大
- 18歳に達した者に対する継続的な自立支援の在り方検討 等

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

○子育て世代包括支援センターの全国展開

子育て世代包括支援センターを法定化し、同センターを核として、地域の関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みを全国展開。

⇒平成32年度末までに、地域の実情等を踏まえながら、子育て世代包括支援センターの全国展開を目指す。

○母子保健事業との連携強化

母子保健事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることを、法律で明確化。

○支援を要する妊婦の情報の確実な把握

支援を要する妊婦を把握した病院等は、市町村に対して通知するよう努めるものとする。

○助産所等の施設を活用した妊婦への幅広い支援の在り方について、引き続き検討。

孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ

○子育て家庭へのアウトリーチ支援

乳児家庭全戸訪問事業（生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問）を全市町村で実施。養育支援訪問事業（支援が特に必要な親子への相談・助言）についても、全市町村での実施を目指す。訪問型家庭教育支援を推進。

⇒平成31年度末までに、全ての市町村において、乳児家庭全戸訪問事業を実施する。

⇒平成31年度末までに、全ての市町村において、養育支援訪問事業を実施することを目指す。

⇒平成31年度末までに、訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等（283チーム）を増加させる。

○助産施設等の更なる周知

低所得の妊婦に助産を行う助産施設や児童相談所全国共通ダイヤル(189)について更に周知。

児童虐待防止対策強化プロジェクト②

発生時の迅速・的確な対応

児童相談所の体制整備

○児童相談所の体制強化

「児童相談所体制強化プラン」（仮称）を策定し、児童福祉司、児童心理司、保健師等の配置の充実や、子どもの権利擁護等の観点からの弁護士等の活用等を計画的に実施。

市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

○要保護児童対策地域協議会の設置

市町村において、要保護児童対策地域協議会の設置を徹底。

○要保護児童対策調整機関の専門性の向上

要保護児童対策調整機関において、児童福祉司たる資格を有する者等の配置を拡大。

⇒可能な限り早期に、全ての要保護児童対策調整機関において、児童福祉司たる資格を有する者を配置する。

【その他】 ○要保護児童対策地域協議会の効率的な運営の促進

関係機関における早期発見と適切な初期対応

○スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置充実、これらの外部の専門家や教職員に対する研修の充実

⇒平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約1万人（予算ベース））に配置する。

⇒平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置する。

児童相談所等における迅速・的確な対応

○関係機関等による調査協力

児童相談所や市町村から資料等の提供を求められた場合、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料等を提供できるものとする。

○臨検・捜索手続の簡素化

再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、都道府県が臨検・捜索することを可能とする。

○都道府県や児童相談所による措置への司法関与の在り方の見直しについて、早急に検討

適切な環境における児童への対応

○里親等への一時保護委託を推進。一時保護所について、環境改善、量的拡大、第三者評価を実施

○児童相談所・警察・検察が連携を強化し、個別事例に応じて、被害児童の心理的負担に配慮した面接等を実施

【その他】

○医療従事者に対する研修の充実、医療機関の要保護児童対策地域協議会への参加促進

○地域のデータベースや統計調査の整備

○情緒障害児短期治療施設の整備推進、通所指導活用

児童虐待防止対策強化プロジェクト④

被虐待児童への自立支援

親子関係再構築の支援

○施設退所時の助言等

施設入所等措施の解除時等に、第三者による助言や、関係機関による継続的な安全確認等を実施。

里親委託の推進

○都道府県・民間による里親支援の強化

里親支援を都道府県業務に位置付け、民間委託を推進し、里親委託優先の原則を徹底。

⇒平成31年度までに、里親等委託率を22%とする。

○里親家庭に対する訪問事業等の実施

養育支援訪問事業等について、里親家庭も対象であることを明確化。

養子縁組の推進

○児童相談所による養子縁組の推進

養子縁組の相談・支援を児童相談所業務に位置付け、申し立て前から成立後まで一貫して支援。

○育児休業の対象拡大

育児・介護休業法上の育児休業の対象に、養子縁組里親に委託された者等を追加。

【その他】○養子縁組里親の法定化

施設入所児童等への自立支援

○児童家庭支援センターの相談機能の強化

児童家庭支援センターの設置数を拡大。

⇒平成31年度までに、児童家庭支援センターの箇所数を340カ所とする。

○自立援助ホームの支援対象者の拡大

自立援助ホームの支援対象者について、22歳の年度末までの間にある大学等就学者まで拡大することを旨す。

⇒平成31年度までに、自立援助ホームの箇所数を190カ所とする。

○自立支援資金貸付事業の創設

児童養護施設退所者等に生活費（月額5万円）、家賃相当額、資格取得費用（上限25万円）を貸付。

○18歳に達した者に対する継続的な自立支援の在り方について、引き続き検討

【その他】○施設入所等児童に対する自立支援のための職員の配置等

○退所児童等アフターケア事業の実施地域拡大

すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト

平成 27 年 12 月 21 日

子どもの貧困対策会議決定

I はじめに

- 近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭・地域における養育力が低下し、子育ての孤立化、不安・負担感が増大している。
- 本年 8 月 28 日には、すべての子どもの安心と希望の実現に向け、政府全体として関係省庁が連携して、効果的なひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策及び児童虐待防止対策を講じるため、「ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト（施策の方向性）」及び「児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）」をとりまとめたところである。
- 今般、この施策の方向性を踏まえ、政府全体として更なる充実策を打ち出すため、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」をとりまとめ、ひとり親家庭・多子世帯等の自立を支援するとともに、児童虐待防止対策の強化を図ることとする。

II ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、昭和 63 年から平成 23 年の 25 年間で母子世帯は 1.5 倍、父子世帯は 1.3 倍（母子世帯 84.9 万世帯→123.8 万世帯、父子世帯 17.3 万世帯→22.3 万世帯）となっている。また、母子世帯の 80.6%が就業しているが、そのうち 47.4%はパート、アルバイト等の不安定な就労形態にあり、母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は 181 万円、平均年間収入（母自身の収入）は 223 万円と低い水準にある。
- こうしたひとり親家庭等の自立に向けては、
 - ・ 支援が必要な方に行政のサービスが十分に行き届いていない
 - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多く、一人一人に寄り添った支援が必要
 - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援が必要
 - ・ 安定した就労による自立の実現が必要といった課題がある。
- このため、ひとり親家庭等の支援については、一般施策を最大限活用するとともに、一般施策とひとり親家庭向けの施策を適切に組み合わせて、
 - ・ 就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、子育て・生活支援、養育費の確保支援、経済的支援を含めた総合的な支援を行うこと
 - ・ 貧困の連鎖を防止するため、教育費負担の軽減や子供の学習支援を行うこと
 - ・ 個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことが重要である。

1 支援につながる

○ ひとり親家庭支援については、現在でも、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援を柱とする様々な支援策が講じられている。

しかし、現在は、①どこの窓口でどのような支援が受けられるかがひとり親家庭に知られておらず、支援策が必ずしも十分に活用されていない、②ひとり親は複数の困難な事情を抱えている方が多いが、個々の家庭の抱える課題に対応し適切な支援に導けるような質の高い相談が十分になされていない、といった課題がある。

○ このため、支援を必要とする家庭に、行政の支援が確実ににつながる仕組みを整えるとともに、窓口における相談支援の水準の向上を図り、個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことが求められている。

① 自治体窓口のワンストップ化の推進

○ ひとり親家庭の相談窓口に、母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員の配置を進め、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備し、必要に応じて、他の支援機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整える。

○ 支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口確実ににつながるようにするには、ひとり親家庭の相談窓口の認知度を高めることが重要であるため、ひとり親家庭の相談窓口の愛称・ロゴマークを設定する。

○ 個々のひとり親家庭の抱える課題に対応した情報や相談窓口をコンパクトにわかりやすく示す「ひとり親家庭支援ナビ」を平成28年度から配布し、相談窓口へのアクセスの向上を図る。この支援ナビは、転入届時や児童扶養手当の現況届時（毎年8月）に配布し、広く相談窓口の周知を図る。

○ これに加え、子供の未来応援国民運動ホームページの支援情報ポータルサイトにおいて、ひとり親家庭の子どもやその保護者等がパソコン・スマートフォン・携帯電話を利用し、受けたい支援を入力すれば地域の相談窓口を検索し、窓口に来所することができるような仕組みを充実する。また、子供の未来応援国民運動ホームページでは、先進的な取組を行っている自治体の好事例を幅広く周知して、各自治体の支援の取組を促すため、全国の自治体のひとり親支援情報を始めとした子どもの貧困対策を「見える化」する。

○ 自治体の相談窓口に来所したひとり親や、支援情報ポータルサイトを經由してメールで自治体にアクセスしたひとり親の携帯メールアドレスを登録し、定期的なメール配信により支援情報を提供するとともに、ひとり親からの相談予約の受付等を行う双方向型支援の仕組みを構築する。

○ 毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等を集中相談期間として設定し、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。これにより、自治体が集中相談期間以降もひとり親家庭を継続的に

フォローすることを可能とする。

- また、そもそも多くの悩みや困難を抱えているひとり親家庭はなかなか相談窓口まで来られないことから、潜在的な支援ニーズの把握に努めるとともに、どこの窓口で受けた相談であっても、確実に必要な支援につながるよう、関係する支援機関（子育て世代包括支援センター、母子生活支援施設、婦人相談所、ハローワーク等）と連携した支援の強化を図る。

② 自治体の窓口における相談の水準の向上

- ひとり親家庭が地域の相談窓口でより効果的な支援を受けられるようにするため、平成 27 年度内に、相談支援の質を標準化するためのアセスメントシートを開発するとともに、母子・父子自立支援員等の活動マニュアルを作成し、母子・父子自立支援員等への周知を図る。また、母子・父子自立支援員の全国研修会において、アセスメントシートや活動マニュアルの活用方法を周知することにより、研修の一層の充実を図る。

③ 生活困窮者自立支援制度の着実な実施とひとり親施策との連携の推進

- 対象者の状況に応じて、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策を組み合わせ、より効果的な支援を行うため、支援相談の窓口が連携した好事例の収集等を行い、共有する。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに、母子・父子自立支援員の相談件数を年間 150 万件とする（平成 25 年度 75 万件）（①～③共通）

2 生活を応援

- ひとり親家庭の親は、子育てと生計の維持を一人で担っており、生活面や経済面で様々な困難を抱えているケースが多い。このため、個々の事情に寄り添った、きめ細かな支援を行う必要がある。

① 子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

- ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図るため、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行う自治体の取組を支援する。

(K P I)

- ・ 可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ 50 万人分提供する。

② 児童扶養手当の機能の充実

- 児童扶養手当の第2子加算額を現行の5,000円から10,000円へ、第3子以降加算額を現行の3,000円から6,000円へそれぞれ倍増する。
 - ※ 収入に応じて支給額を逓減し、低所得者に重点を置いた改善（第1子分と同じ取扱）
 - ※ 平成28年8月分から拡充（平成28年12月から支給）
 - ※ 平成29年4月から加算額に物価スライドを適用（第1子分と同じ取扱）
- 上記と併せて、不正受給防止対策、養育費の確保や自立のための活動の促進などの取組を行う。

③ 養育費の確保支援

- 離婚前における養育費の取決めを促すため、地方自治体における弁護士による養育費相談の実施を支援するとともに、地方自治体、民間団体などの関係機関による養育費確保支援のネットワークを構築する。
- 養育費及び面会交流の取り決め促進に効果的な取組を、地方自治体に情報提供する。
- 養育費に関する法的な知識をわかりやすく解説したパンフレット・合意書ひな形の作成及び離婚届書交付時に同時に交付する等の取組を行う。パンフレットには、養育費や面会交流等の離婚の際に協議すべき事項についての簡単な解説、合意書の書き方、養育費の取決めや履行の確保の方法（裁判手続の流れ、強制執行の方法等）をわかりやすく記載する。
- 債務名義を有する債権者等が強制執行の申し立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするために、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。

(KPI)

- ・ 平成31年度までに、弁護士による養育費相談を全ての都道府県・政令市・中核市（112箇所）で実施する。
- ・ 養育費に関する法的な知識をわかりやすく解説したパンフレット・合意書ひな形の作成及び離婚届書の同時交付等の取組を、全市町村で実施する。
- ・ 離婚届書のチェック欄（養育費の分担について「取決めをしている」との欄）にチェックするものの割合を70%にする。

④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

- ひとり親家庭について、生活の維持のために必要な費用、知識技能の習得に必要な費用等に充てるための母子父子寡婦福祉資金貸付金について、返済の負担に配慮し、保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、保証人なしの場合に有利子となる資金の利率を引き下げる。
 - ・ 年利1.5%（現行）→1.0%

⑤ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

- 年収約 360 万円未満世帯の保育料について、子どもの人数計算に係る年齢制限を撤廃し、第 2 子半額、第 3 子以降無償化を実施する。
- 年収約 360 万円未満のひとり親世帯等の保育料について、第 1 子半額、第 2 子以降無償化を実施する。

⑥ 日常生活支援事業の充実

- ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、低料金で支援員（ヘルパー）を派遣し、児童の世話や生活援助を行っているひとり親家庭等日常生活支援事業について、安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、利用条件を緩和し、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合に定期的に利用することも可能とする。
- また、ヘルパーの資格要件について、自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を終了した者も対象とするよう緩和することにより、ヘルパーの更なる確保を図る。

(KPI)

- ・ 平成 31 年度までにひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者数を年間 1 万人とする(平成 25 年度利用者数 4,608 人)。

⑦ ショートステイ・トワイライトステイの充実

- ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するために、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）の充実を図る。

(KPI)

- ・ 平成 31 年度までに、ショートステイの利用者数を年間延べ 16 万人（平成 26 年度見込延べ 7 万人）、トワイライトステイの利用者数を年間延べ 14 万人（平成 26 年度見込延べ 5 万人）とする。

⑧ 母子生活支援施設のひとり親家庭支援拠点としての活用

- 母子生活支援施設において、子どもの生活・学習支援事業やショートステイ・トワイライトステイを実施するなど、母子生活支援施設をひとり親家庭の支援拠点として活用する。

(KPI)

- ・ 平成 31 年度までにひとり親家庭の支援拠点として活用されている母子生活支援施設を 100 施設とする。

⑨ 児童家庭支援センターの相談機能の強化

- ひとり親世帯等に対する相談・援助の強化を図るため、児童家庭支援センターの設置数を拡大する。

(KPI)

- ・ 平成 31 年度までに児童家庭支援センターの箇所数を 340 カ所とする。(平成 26 年度 104 カ所)

⑩ 生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金（生活福祉資金）の拡充

- 生活困窮世帯の子どもが経済的理由により学習意欲や向上心を阻害されることがないように、教育支援資金（生活福祉資金）の貸付上限額の引き上げなどの拡充を図る。
 - ・ 教育支援費 大学の場合：月額 65,000 円（現行） → 97,500 円
 - ・ 延滞利息の引き下げ：年 10.75%（現行） → 年 5%

⑪ 沖縄における居場所づくりと支援員の配置

- 全国に比べて特に深刻な沖縄の子供の貧困に関する状況に緊急に対応するため、沖縄の実情を踏まえた居場所づくりや支援員の配置を、モデル的・集中的に実施する。

3 学びを応援

- 貧困の連鎖を防止するため、教育費負担の軽減や学習支援により、ひとり親家庭の子供が、親の経済状況にかかわらず学習できる機会を確保するとともに、親の学び直しを支援することも必要である。
- また、全ての子供が集う場である学校をプラットフォームとして、不登校や虐待など子供やその家庭が抱える問題への早期対応を図ることや、ひとり親や多子世帯など、子供たちが置かれている状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、学習環境や生活環境の整備を図ることが必要である。

① 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減

- 多子世帯・低所得世帯の負担軽減等、幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に推進する。

- 就学援助制度の周知方法や認定基準等を一覧できる「就学援助ポータルサイト」の整備により、必要な家庭が就学援助を受けられるよう、各市町村のきめ細やかな広報等を促進する。
- フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援の在り方等に関するモデル事業を実施し、総合的な検討を進める。
- 高校生等奨学給付金について、学年進行で着実に事業を実施し、非課税世帯の給付額の増額を図る。
- 大学等奨学金事業について、無利子奨学金の貸与人員を増員し、「有利子から無利子へ」の流れを加速させるとともに「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた検討を進める。また、ひとり親家庭・多子世帯に対し、重点的な支援を行う。
- 各大学等における授業料減免への支援を充実させる。
- 専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、効果的な支援の在り方等に関する実証研究を行う。

(KPI)

- ・ 理想の子供数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合（60.4%（平成22年）、理想の子供数が3人以上の方の場合は71.1%）を低下させる。
- ・ 子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるものとして「保育所・幼稚園・認定こども園にかかる費用」を挙げる人の割合（39.1%（平成24年度））を低下させる。
- ・ 入学時や進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合（入学時61.0%、進級時61.9%（平成26年度））を高める。
- ・ 高校生等奨学給付金事業について、高校生等における経済的理由による中途退学者数を減少させる。
- ・ 大学等奨学金事業（無利子奨学金事業）について、日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、無利子奨学金の貸与を認められた者の割合を上げる。

② 生活困窮世帯等の子どもの学習支援

- 貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業において、高校生に対する中退防止の取組強化を行うとともに、支援が必要な子どもに支援が届くよう、家庭訪問の取組を強化する。

(KPI)

- ・ 平成31年度までに、生活困窮世帯等の子どもの学習支援を年間3万人（実人数）に提供する。

③ ひとり親家庭の子どもの学習支援

- 平成 27 年度からひとり親家庭の親を対象に実施している高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（※）について、平成 28 年度から事業の対象にひとり親家庭の子どもを追加する。

※合格のための講座の受講費用の 6 割（上限 15 万円）を支給。

④ 学習が遅れがちな子供やさらに学びを深めたい子供を対象とした学習支援

- 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難で、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して、大学生や元教員等地域住民の協力や ICT の活用等による、原則無料の学習支援（地域未来塾）を拡充するとともに、高校卒業や大学等への進学を後押しするため、平成 28 年度から新たに高校生へ対象を広げる。
- ICT 関連企業と連携協力し、地域での子供の学習活動への ICT 活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム」を構築し、地域未来塾における取組も含め、ICT を活用して、小中高生の地域における学習活動やひとり親家庭の子供への学習支援等を行う。

(KPI)

- ・ 可能な限り早期に「地域未来塾」を 5,000 中学校区で実施する。

⑤ ひとり親への生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）

- ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う「ひとり親家庭等生活支援事業」を新たに実施する。
- また、ひとり親家庭等生活支援事業については、事業利用中の託児サービスを利用可能とする。

(KPI)

- ・ 平成 31 年度までに、家計管理等の講習会等の参加者数を年間延べ 2 万人とする。
- ・ 平成 31 年度までに、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の利用者数を年間 5 千人とする。（平成 27 年度より新規開始事業のため、実績なし）

⑥ 生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外

- 生活保護世帯の高校生の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外する（平成 27 年 10 月から実施）。
- また、子どもの学習支援は早期からの支援が重要であると考えられるため、生活保護受給世帯の小学生・中学生についても、同様の取扱いとする。

⑦ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

- 「チームとしての学校」の観点から、子供やその家庭が抱える問題へ対応するべく、スクールソーシャルワーカーの活用により、学校と福祉部局が連携して子供が置かれた様々な環境に働きかけ、問題を解決していく体制の整備や、貧困対策のための重点加配等、配置の拡充を行うとともに、スクールカウンセラーについても、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、貧困対策のための重点加配等、配置を拡充する。
- 家庭教育支援チーム等による、家庭教育に困難を抱えた家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援を推進する。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約 1 万人（予算ベース））に配置する。
- ・ 平成 31 年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500 校）に配置する。
- ・ 平成 31 年度までに、訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等（283 チーム）を増加させる。

⑧ 教育環境等の整備

- 家庭環境等に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。
- 義務教育未修了者等の就学機会の確保に重要な役割を果たす夜間中学について、設置促進を図る。
- 公立高等学校等では、学力向上や中途退学を防ぐことなどを目的としたサポートスタッフの配置充実のための支援を実施するとともに、定時制・通信制課程や総合学科における多様な学習を支援する高等学校への支援を実施する。
- コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくりへの支援を行い、コミュニティ・スクールの導入を促進する。
- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を積極的に推進するための体制を整備する。
- 全ての子供を対象として、安心・安全な活動拠点を設け、多様な体験や学習活動等の機会を提供する放課後子供教室を充実させる。
- 青少年の「自立する」力応援プロジェクトとして、生活習慣や自立的行動習慣の定着のための「生活・自立支援キャンプ」、体験活動等への参加にかかる経済的負担を軽減する「子どもゆめ基金」による支援、学生生活を経済的に支援する「学生サポーター制度」による支援を実施する。

(K P I)

- ・ 貧困層の子供を多く抱える小中学校への教員等の追加配置などにより、きめ細かな指導を推進し、学校に通う子供の学力を保障する。
- ・ 全ての都道府県に夜間中学を設置する。
- ・ 第2期教育振興基本計画期間中に、コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大する。
- ・ 全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する。
- ・ 平成31年度までに、公立小学校区（2万か所）で厚生労働省の放課後児童クラブと一体的又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施する。
- ・ 青少年の「自立する」カ応援プロジェクトについて、アンケート調査により、8割以上の参加者から「満足」の評価を得る。

4. 仕事を応援

- ひとり親家庭の支援としては、まずは就業による自立に向けた就業支援が重要である。
- ひとり親家庭の親の就業率は高いが、就業しても収入は低い傾向にあるため、パートや派遣などの非正規雇用から、収入の高い安定した仕事につなげる支援が必要である。
- また、安定した就労につながるよう、親の資格取得に向けた支援も必要である。

① 就職に有利な資格の取得支援

○ 高等職業訓練促進給付金の充実

ひとり親家庭の親が、看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活負担を軽減するために支給する高等職業訓練促進給付金について、以下のとおり充実する。

- ・ 支給期間の上限の延長
2年→3年（養成期間が3年以上の資格（看護師等）も全期間支給可能に。）
- ・ 対象資格の拡大
2年以上修学する資格→1年以上修学する資格
（調理師や製菓衛生師も新たに対象に。）
- ・ 通信制の利用要件の緩和
仕事をしながら資格取得を目指す場合などにも、通信制を利用可とする。

(K P I)

- ・ 高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者に占める就業者の割合を毎年度90%以上とする。（平成25年度90.5%）

○ 高等職業訓練促進資金貸付事業の創設

ひとり親家庭の親が、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す場合に、入学準備金・就職準備金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。

- ・ 養成機関への入学時に、入学準備金として 50 万円を貸付
 - ・ 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した時に、就職準備金として 20 万円を貸付
- ※無利子（保証人がいない場合は有利子）
※貸付を受けた者が、養成機関卒業から 1 年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5 年間その職に従事したときは、貸付金の返還を免除。

○ 自立支援教育訓練給付金の充実

地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金を充実する。

- ・ 訓練受講費用の 2 割（上限 10 万円）を助成 → 6 割（上限 20 万円）を助成

② ひとり親家庭の親の就労支援 ～ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン～

- 児童扶養手当受給者が地方自治体に現況届を提出する 8 月に、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」として、地方自治体へのハローワークの臨時相談窓口の設置や、既にハローワークの常設窓口が設置されている場合には、常設窓口への誘導を強化する。また、周知用のチラシを地方自治体からの郵送物に同封してもらう等、地方自治体と連携した周知の強化を図る。（平成 27 年度よりキャンペーンとして実施）
- マザーズハローワークへのひとり親の就職支援担当の専門相談員の新規配置や、地方公共団体やひとり親支援を行う NPO 法人等の関係機関と連携した支援により取組を強化する。また、ひとり親が利用しやすい職業訓練への誘導・あっせん機能を強化するため、職業訓練担当の専門相談員を新規配置する。
- ひとり親について、試用雇用から長期雇用につなげる道を広げるため、トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用を可能とするとともに、非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するキャリアアップ助成金についても引き続き活用を促進する。

（K P I）

- ・ ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者数を前年度以上とする。（平成 26 年度 38,774 件）

③ ひとり親家庭の親が利用しやすい職業能力開発施策の推進

- 育児等に配慮した職業訓練を実施するため、求職者支援制度において、託児サービス支援付き訓練コースや短時間訓練コースの新設を検討するとともに、より就職に繋がるよう基礎的な訓練受講後に資格取得を含めた実践的な訓練（公共職業訓練を含む。）にステップアップする仕組みを創設する。
※既に両コースを実施している公共職業訓練においても拡充する。
- 子育てをしながらキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、公的職業訓練におけるEラーニングを試行実施する。
- 専門実践教育訓練において、ひとり親等が活用しやすい訓練の受講を促進するため、通信制の講座に係る指定要件を明確化（平成 27 年 10 月）し、対象となる講座を拡充する。
- ジョブ・カードを「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、求職活動、職業能力開発等の各場面において活用する。
- ひとり親を含めた求職者等に対し、ジョブ・カードを活用して行う、企業実習と座学を組み合わせた職業訓練の受講者数を倍増することを目指す。
- ひとり親の就労支援を行う支援員が、ジョブ・カードを活用しきめ細やかな支援が行えるよう講習の受講を促進する。
- 自治体のひとり親支援の相談窓口の担当者に対し、職業訓練や助成金等に関する研修を実施する。

④ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

- 育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件（1歳までの継続雇用要件等）の緩和等を行うことにより、非正規雇用労働者の育児休業の取得促進を図る。

⑤ 母子・父子自立支援プログラム策定事業の充実

- 多様な悩みを抱え、一人では就職活動を効果的に行えない児童扶養手当受給者を対象に、生活上の悩みの相談を受け、自立に向けた課題を相談者とプログラム策定員が一緒になって整理・分析し、生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせたプログラムを策定し、就業自立を支援する。
- 平成 28 年度からは、就業自立等、当初の目標を達成した後も、アフターケア（月に 1 回の面談の実施など）を実施し、就業後の生活状況や再支援の必要性を確認し、ひとり親の自立を支援する。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに母子父子自立支援プログラムの策定件数を 1 万件とする（平成 25 年度 7,175 件）。

5. 住まいを応援

① 公的賃貸住宅等における子育て世帯の居住の安定の確保

- 公的賃貸住宅団地における子育て支援施設等の併設による福祉拠点化を推進する。
- 公営住宅において、ひとり親世帯や多子世帯等の特に住宅困窮度が高い者について、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、入居者選考において優先的な取扱いを行う。また、公営住宅の家賃設定等の基礎となる入居者の収入の算定において、入居者が非婚の母（父）の場合も寡婦（寡夫）控除の対象とする（平成 28 年 10 月から実施）。
- UR 賃貸住宅において、子育て世帯への家賃減額を引き続き実施する。また、子育て世帯とそれを支援する世帯が近居する場合の家賃減額措置を拡充する。
- 子育て世帯等の居住の用に供する良好な賃貸住宅を供給する地域優良賃貸住宅制度において、整備・家賃低廉化費用について国と地方公共団体が協力して支援する。また、平成 28 年度からひとり親世帯・多子世帯への支援の拡充を行う。

② ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進

- ひとり親家庭の住居の確保を支援するため、民間賃貸事業者の団体と連携し、空き家を活用してひとり親家庭向けの賃貸住宅を供給する場合に、住戸部分の改善工事費やキッズスペースへの改修工事費を支援するなど、子育て環境の整ったひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用を促す。

③ 新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援

- 子供の未来応援運動国民運動ホームページにおいて、各自治体におけるひとり親家庭支援施策や I ターン・U ターンの取組について情報提供するとともに、ひとり親家庭支援の情報を掲載する。
- 全国のしごとや住まいなどの移住関連情報をワンストップで提供する窓口「移住・交流情報ガーデン」や、これらの情報を一元的に集約したポータルサイトである「全国移住ナビ」を活用し、子育てや生活環境等の移住に必要な情報の提供を行う。
- ひとり親家庭の移住を促進する自治体に対して、地方創生に関する「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）（27 年度）」や「新型交付金（28 年度）」の活用を促すことにより、ひとり親家庭のニーズに沿った移住促進策を実施できるよう支援する。

④ 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある者に対して有期で家賃相当額を支給することにより、住居の確保と就労機会の確保に向けた支援を行う。

(K P I)

- ・平成31年度までに、住居確保給付金の受給者の常用就職率（利用者が受給中に常用就職する割合）を70%とする。

6. 社会全体で応援

① 子供の未来応援国民運動の推進

- 各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトを整備する。既に公開している国、都道府県、政令市の支援情報に加え、平成28年度中には全市町村の支援情報についても提供する。また、民間団体等の支援情報も順次追加を図り、情報量を充実させる。
- マッチングサイトにより企業等の提供リソースとNPO等が抱えているニーズのマッチングを図るとともに、地域における交流・連携事業を展開すること等により、国、自治体、民間の企業・団体等による応援ネットワークの形成を目指す。
- 子供の貧困の放置は、子供たちの将来が閉ざされてしまうだけでなく、社会的損失につながるという考えを前提に、子供の貧困対策を「慈善事業」にとどまらず、「未来への投資」と位置づけ、寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを「子供の未来応援基金」として結集し、草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行う「未来応援ネットワーク事業」、子供たちの居場所となる拠点を整備し、「生きる力」を育むプログラムを地域の支援スタッフが提供する「子供の生きる力を育むモデル拠点事業」を行うこととする。

② 子供の未来応援地域ネットワークの形成

- 「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を効果あるものとするため、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成を支援するため、「地域子供の未来応援交付金」を創設する。

Ⅲ 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策を更に強化する。

1 児童虐待の発生予防

- 児童相談所や市町村における児童虐待に係る相談対応件数は増加の一途を辿り、死亡事例の4割強が0歳児であることを踏まえ、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行うことを含め、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遁滅する。

① 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

- 子育て世代包括支援センターを法定化し、同センターを核として、産婦人科・小児科の医療機関等の地域の関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みの全国展開を図る。
- 母子保健事業の実施に当たっては、当該事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることに留意するよう、法律において明確化する。
- 支援を要すると思われる妊婦を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、市町村に対して通知するよう努めるものとする。
- 施設（助産所、産科医療機関、母子生活支援施設等）を活用した妊婦への幅広い支援の在り方について、関係者の意見を十分に踏まえながら、引き続き検討する。

(KPI)

- ・ 平成32年度末までに、地域の実情等を踏まえながら、子育て世代包括支援センターの全国展開を目指す。(平成27年度150市町村)

② 孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ

- 不安定な生活など、様々な事情により地域社会から孤立している子育て家庭に対するアウトリーチ支援を強化するため、乳児家庭全戸訪問事業を全ての市町村において実施する。養育支援訪問事業についても、全ての市町村において実施することを目指す。
- 家庭教育支援チーム等による、家庭教育に困難を抱えた家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援を推進する。
- 低所得の妊婦に助産を行う助産施設や児童相談所全国共通ダイヤル(189)について、更なる周知を行う。

(KPI)

- ・ 平成31年度までに、全ての市町村において、乳児家庭全戸訪問事業を実施する。(平成25年度1,660市町村(95.3%))
- ・ 平成31年度までに、全ての市町村において、養育支援訪問事業を実施することを目指す。

(平成 25 年度 1,225 市町村 (70.3%))

- ・ 平成 31 年度までに、訪問型家庭教育支援を行う家庭教育支援チーム数等 (283 チーム) を増加させる。

2 発生時の迅速・的確な対応

- 児童虐待が発生した場合には、児童の安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所の体制整備や要保護児童対策地域協議会の機能強化等を行う。

① 児童相談所の体制整備

- 児童相談所の体制や専門性を計画的に強化するため、「児童相談所体制強化プラン」(仮称)を策定し、児童福祉司、児童心理司、保健師等の配置の充実や、子どもの権利を擁護する観点等からの弁護士を活用等を行う。

② 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

- 地域の関係機関等が連携して適切に対応するため、市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底する。
- 要保護児童対策地域協議会が十分に機能を果たすため、要保護児童対策調整機関における児童福祉司たる資格を有する者等の専門職の配置を拡大する。
- 要保護児童対策地域協議会をより効率的に運営し、児童の置かれている状況に応じた手厚い支援を行うため、要保護児童対策調整機関による次のような運用を促進する。
 - ・ 必要に応じて、関係機関が連携して支援等を行う児童か、まずは利用者支援事業等の利用を促す児童かを判断する。
 - ・ 関係機関等の協議に時間を要する場合に、必要に応じて、参加する 1 つの機関を主たる支援機関とする。

(KPI)

- ・ 可能な限り早期に、全ての要保護児童対策調整機関において、児童福祉司たる資格を有する者等を配置する。(平成 25 年度 1,276 市町村 (74.1%))

③ 関係機関における早期発見と適切な初期対応

- 学校へのスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置を充実するとともに、これらの外部の専門家や教職員に対する児童虐待を含めた研修を充実する。
- 医療機関において被虐待児童を早期に発見するとともに、被虐待児童やその保護者への対応を適切に行うため、医療従事者に対する研修や要保護児童対策地域協議会への参加を促進する。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約 1 万人（予算ベース））に配置する。
- ・ 平成 31 年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500 校）に配置する。

④ 児童相談所等における迅速・的確な対応

- 児童虐待の防止等に必要であるとして児童相談所や市町村から児童やその保護者の心身の状況等に関する資料等の提供を求められた場合に、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料等を提供できるものとする。
- 虐待を受けていると思われる児童の安全を迅速に確保するため、臨検・搜索手続を簡素化し、都道府県は、再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、職員を児童の住所に臨検させ、児童を搜索させることを可能とする。
- 児童虐待に関する地域のデータベースや統計調査の整備について、早急に対応を行う。
- 都道府県や児童相談所による措置への司法の関与の在り方の見直しについて、早急に検討する。

⑤ 適切な環境における児童への対応

- 里親等への一時保護委託を推進するとともに、一時保護所についても必要な環境改善や量的拡大を図る。また、一時保護所について第三者評価の仕組みを設ける。
- 児童相談所、警察及び検察が連携を強化し、個別事例に応じて、協同面接を実施するなど被虐待児童の心理的負担に配慮した試行的取組を実施する。
- 心理的問題を抱える被虐待児童を適切に支援するため、情緒障害児短期治療施設について、未設置の地域における整備を推進するとともに、通所指導の活用を促進する。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに、情緒障害児短期治療施設の箇所数を 47 カ所とする。（平成 26 年度 38 カ所）

3 被虐待児童への自立支援

- 被虐待児童について、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、18 歳到達後や施設退所後等も含め、個々の児童の発達に応じた支援を実施し、自立に結びつける。

① 親子関係再構築の支援

- 親子関係再構築を円滑に進め、児童の家庭復帰後の再度の虐待発生を防止するため、施設入所等措置の解除等に当たって、児童相談所が委託した N P O 法人等による助言・カウンセリングや、市町村、児童相談所、児童養護施設、N P O 法人等の連携した対応

による定期的な安全確認、相談・支援等を実施する。

② 里親委託の推進

- 里親等委託優先の原則を徹底するため、都道府県の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付けるとともに、社会福祉法人、NPO法人等への委託を推進する。
- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び乳幼児健康診査について、里親家庭も対象であることを明確化する。

(KPI)

- ・ 平成31年度までに、里親等委託率を22%とする。(平成26年度16.5%)

③ 養子縁組の推進

- 養子縁組里親を法定化し、研修の義務化や欠格要件、都道府県知事による名簿への登録等を定める。
- 養子縁組の申し立て前から成立後のアフターケアまで、一貫した相談支援が重要であることから、児童相談所の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- 育児・介護休業法上の育児休業等の対象に、養子縁組里親に委託された者等を加える。

④ 施設入所等児童への自立支援

- 児童や保護者に対する相談・援助の強化を図るため、児童家庭支援センターの設置数を拡大する。
- 施設入所等児童に対する効果的な自立支援のための職員を配置すること等により、専門的支援を行う。
- 児童養護施設等を退所した児童等の着実な自立を支援するため、自立援助ホームの支援対象者について、22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある大学等就学者まで拡大することを目指す。
- 児童養護施設等を退所した児童等に対し、相談・支援等を行う退所児童アフターケア事業の実施地域を拡大するとともに、家賃相当額や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築くための自立支援資金貸付事業を創設する。
- 18歳に達した者に対する継続的な自立支援の在り方について、関係者の意見を十分に踏まえながら、引き続き検討する。

(KPI)

- ・ 平成31年度までに、児童家庭支援センターの箇所数を340カ所とする。(平成26年度104カ所)
- ・ 平成31年度までに、自立援助ホームの箇所数を190カ所とする。(平成26年度118カ所)

IV おわりに

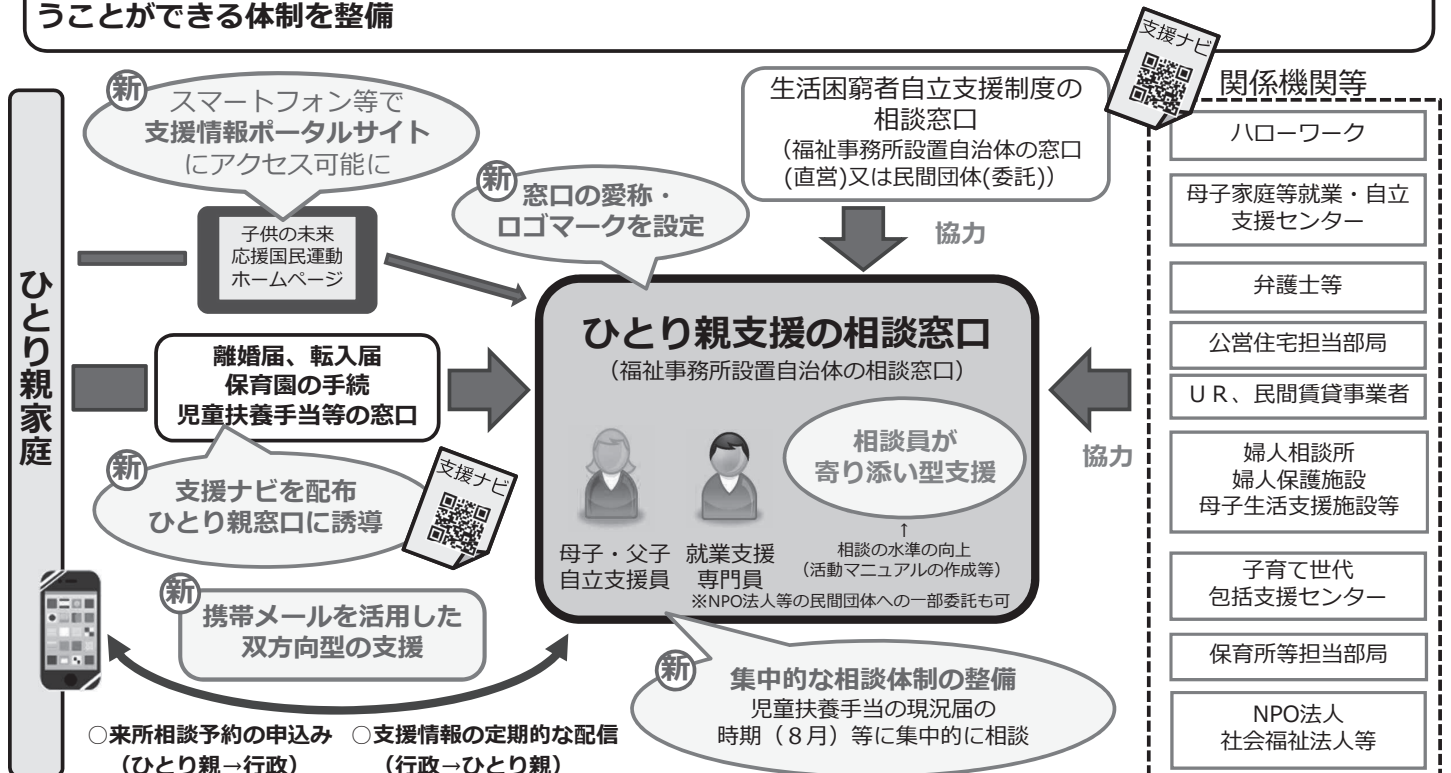
- 子どもの最善の利益のためには、社会全体で子どもを健全に育成することが重要である。政府としては、上記の「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」及び「児童虐待防止対策強化プロジェクト」に盛り込まれた施策を着実に実施するとともに、平成 28 年通常国会に、児童扶養手当法改正案及び児童福祉法等改正案の提出を目指す。
- 施策の実施に当たっては、子どもへの支援は、社会全体で取り組むことが重要との認識の下、官・民のパートナーシップを構築し、民間の創意工夫を積極的に活用する。
- また、既に、行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法が行われている。こうした取組をはじめとした先駆的な取組を幅広く参考とし、本分野での効果的な取組手法の検討・導入を目指していく。

ひとり親家庭・多子世帯等 自立応援プロジェクト (参考資料)

自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援につながる

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備



※平成27年度補正予算で相談窓口の充実等に必要な備品購入等を補助。

自治体の窓口における相談の水準の向上

概要

ひとり親家庭が地域の相談窓口でより効果的な支援を受けられるよう、自治体の窓口における相談の水準の向上を図る。

対応

- (1) 相談支援の質を標準化するための**アセスメントシートを開発し、母子・父子自立支援員等の活動マニュアルを作成**（平成27年度～）
- (2) 母子・父子自立支援員等に対する**研修の充実**（平成28年度～）
（全国研修におけるアセスメントシートや活動マニュアルの活用方法の周知）

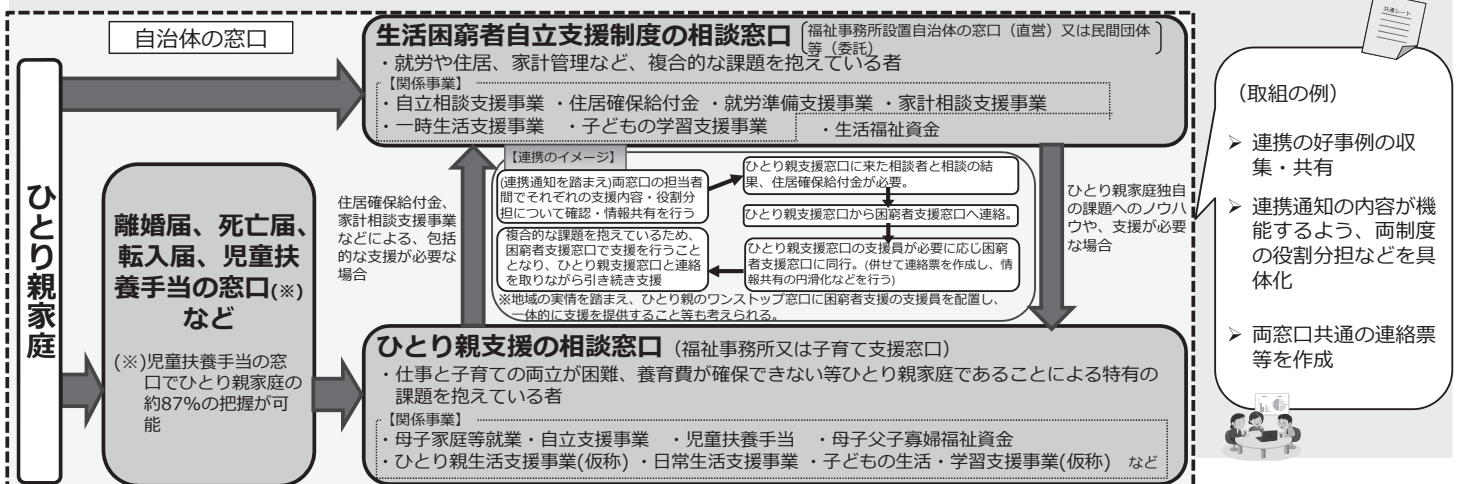
母子・父子自立支援員相談実績（平成25年度）

		生活一般	再掲			児童	経済的支援・生活援護	再掲		その他	合計
			うち就労	うち配偶者等の暴力	うち養育費			うち母子寡婦福祉資金	うち児童扶養手当		
母子寡婦	件数	201,130	71,821	15,084	7,132	70,648	440,570	291,671	92,135	22,693	735,041
	割合	27.4%	9.8%	2.1%	1.0%	9.6%	59.9%	39.7%	12.5%	3.1%	100.0%
父子	件数	3,826	735	78	147	2,665	5,790	—	4,019	292	12,573
	割合	30.4%	5.8%	0.6%	1.2%	21.2%	46.1%	—	32.0%	2.3%	100.0%
合計	件数	204,956	72,556	15,162	7,279	73,313	446,360	291,671	96,154	22,985	747,614
	割合	27.4%	9.7%	2.0%	1.0%	9.8%	59.7%	39.0%	12.9%	3.1%	100.0%

生活困窮者自立支援制度の着実な実施とひとり親施策との連携の推進

- ひとり親施策の窓口が十分に認知されていない。また、生活困窮者自立支援法は今年4月に施行されたばかりで、引き続き周知が必要。
- 対象者の状況に応じて生活困窮者自立支援制度、ひとり親施策それぞれの施策を組み合わせ、より効果的な支援が必要。
- このため、生活困窮者自立支援相談事業とひとり親施策の相談窓口とのさらなる連携が必要。
※連携に係る通知を発出したところであるが、それぞれ各地域で実際に機能するようにする必要がある。

- ひとり親家庭の状況に応じたさまざまな端緒から適切な支援につなげる具体的な流れを構築する。
- 連携通知の内容が機能するよう、それぞれの制度の役割分担の明確化などを行い、自治体での取組の具体化につなげる。
- 生活困窮者自立支援制度は施行後間もなく、実践の蓄積が求められることから、ひとり親施策の窓口と生活困窮者自立支援相談の窓口が連携した好事例を収集し共有する。



子どもの生活・学習支援事業(居場所づくり)

生活を応援

現状と課題

- ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。
- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもたちの生活向上を図ることが求められている。

対応

※平成28年度から実施

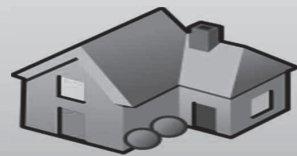
- 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもたちの生活向上を図る自治体の取組を支援する。
- 自治体から委託を受けたNPO法人等が、地域の実情に応じて、地域の学生や教員OB等のボランティア等の支援員を活用し、児童館・公民館や民家等において、事業を実施する。

<イメージ>

地域の支援スタッフ
(学生・教員OB等)



<実施場所>
児童館、公民館、民家等



<支援の内容(例)>

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



※食材の確保は地域の協力を得る

※平成27年度補正予算で学習支援等を行う場所を開設するために必要な備品の購入費用等を補助。

児童扶養手当の機能の充実

生活を応援

現状

- 【支給対象者】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）
- 【手当月額】 児童1人の場合 全部支給：42,000円 一部支給：41,990円から9,910円まで
児童2人以上の場合、2人目は5,000円、3人目以降は1人につき3,000円加算
- 【所得制限】 本人：全部支給（2人世帯）130万円 一部支給（2人世帯）365万円
扶養義務者^(注)（6人世帯）610万円 ^(注) 生計を同じくする祖父母など

課題

- ひとり親の生活の安定と自立の促進の観点から、児童扶養手当のあり方について検討が必要。

対応

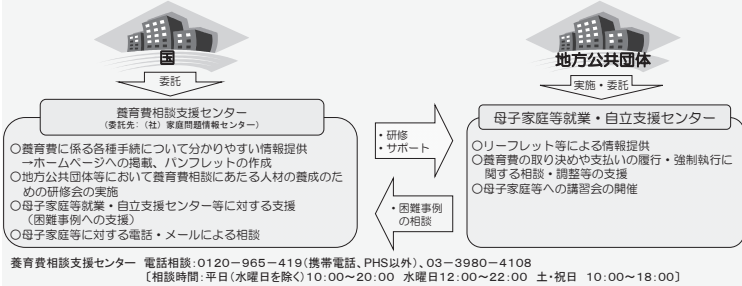
- 児童扶養手当の第2子加算額を現行の5,000円から10,000円へ、第3子以降加算額を現行の3,000円から6,000円へそれぞれ倍増する。
 - ※ 収入に応じて支給額を逓減し、低所得者に重点を置いた改善（第1子分と同じ取扱）
 - ※ 平成28年8月分から拡充（平成28年12月から支給）
 - ※ 平成29年4月から加算額に物価スライドを適用（第1子分と同じ取扱）
- 上記と併せて、不正受給防止対策、養育費の確保や自立のための活動の促進などの取組を行う。

養育費の相談支援の強化

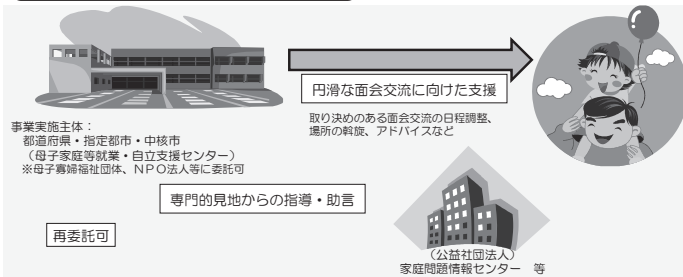
現状

- 養育費の取決めを促すため、養育費相談支援センターを設置し、取決めの重要性等に関する普及啓発、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援等を実施。また、地方公共団体においても、専門知識を有する相談員を配置し、相談に対応。
- 面会交流については、面会交流の取り決めがあり、父母間で合意がある児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある者を対象に、面会交流の支援を行うための活動費を補助。

養育費相談支援センター事業



面会交流支援事業



課題

- 養育費の取決めが適切になされるよう、離婚当事者に対して離婚前に周知啓発や相談支援を行うことが必要。
- 面会交流の意義や課題を離婚当事者や支援者が認識した上で、面会交流の取決めが行われ、適切に実施されることが必要。

対応

- 地方自治体における弁護士による養育費相談の実施を支援するとともに、地方自治体、民間団体などの関係機関による養育費確保支援のネットワークを構築する。
- 養育費及び面会交流の取決め促進に効果的な取組を地方自治体に情報提供する。

パンフレット・合意書ひな形の作成及び離婚届書との同時交付等

概要

- 養育費に関する法的な知識をわかりやすく解説したパンフレット(注)と養育費等の取決めをする際に使用する合意書のひな形を作成する。
- これらの書類を離婚届書と一緒に当事者に交付する。

(注) パンフレットには、養育費や面会交流等の離婚の際に協議すべき事項についての簡単な解説、合意書の書き方、養育費の取決めや履行の確保の方法(裁判手続の流れ、強制執行の方法等)をわかりやすく記載する。

※ さらに、関係府省や地方公共団体と連携して、これらの取組の効果を更に高めることができないかを検討する。

※ 離婚後共同親権制度の導入の可能性については、引き続き検討する。

これまでの取組

- 平成23年の民法改正により、父母が離婚の際に協議で定めるべき事項として、養育費の分担が明示された(民法第766条第1項)。
- 離婚届書に養育費の取決めの有無をチェックする欄を追加。
- ・ 離婚届書に養育費についての「取決めをしている」にチェックがされたものの割合は、約10%上昇したが、60%を少し超えたところで頭打ち(注)。
- ・ 養育費の取決めがされていない原因としては、養育費の分担に関する法的な知識が不足している場合、DV等が原因で相手と関わりたくないと考えている場合等があると考えられる。

(注) 養育費の分担について「取決めをしている」にチェックが付されたものの割合

H24.4	～ H24.6	49%	H25.4	～ H25.6	59%	H26.4	～ H26.6	61%
H24.7	～ H24.9	55%	H25.7	～ H25.9	60%	H26.7	～ H26.9	61%
H24.10	～ H24.12	58%	H25.10	～ H25.12	61%	H26.10	～ H26.12	62%
H25.1	～ H25.3	60%	H26.1	～ H26.3	62%	H27.1	～ H27.3	62%

養育費の取決めを促進するための施策を更に検討する必要がある。

財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正 (中期的課題)

生活を応援

概要

債務名義を有する債権者等が、強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報をより得やすくするために、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。

これまでの取組

平成15年の民事執行法改正の内容

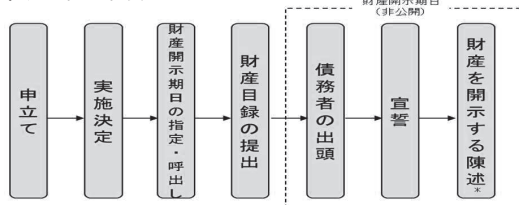
- 養育費については、その一部が不履行となっていれば、まだ支払期限が到来していない部分（将来分）についても、一括して、給料その他継続的給付に係る債権に対する強制執行を開始することができる旨の特例が設けられた。
- 民事執行法では、標準的な世帯の必要生計費を考慮して、給料等については、その4分の3に相当する部分を差し押さえることができないこととされているが、養育費の支払を求めるために給料等を差し押さえる場合には、差押えをすることができない範囲を4分の3から2分の1に縮小する旨の特例が設けられた。
- 勝訴判決等の債務名義を得た債権者が債務者の財産に関する情報を得ることができるように、財産開示制度（注）が創設された。

- ・ 財産開示制度に対しては、その導入後約10年を経過した現在、財産開示手続を実施するための要件が厳格すぎる、債務者が財産開示手続の期日に裁判所に出頭しない場合や虚偽の陳述をした場合などの制裁が弱く手続の実効性が乏しい等の批判がある。
- ・ 財産開示制度のみでは不十分であり、金融機関に対し債務者の預金の有無及び預金額の照会をすることができる第三者照会の制度を新たに導入すべきとの意見もある。



養育費の履行を確保するための施策を更に検討する必要がある。

(注) 財産開示制度について



財産開示の申立て件数(全国)

財産開示 (新案件数)	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
全地裁総数	789	663	884	893	1,207	1,124	1,085	979

- * 虚偽の陳述等に対し、過料の制裁が科せられる。
- * 申立人は、期日に出頭し、債務者に対し、質問をすることができる。

母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

生活を応援

現状

- 生活の維持のために必要な費用、子供の進学等に必要な費用等に充てるための資金を貸付
- 返済の負担に配慮し、子供の進学等に要する費用の貸付は無利子で長期の返済期間（20年以内）を設定。（他の資金は保証人がいる場合は無利子、保証人がいない場合は年利1.5%、返済期間は一定の据置期間の後、3年～20年に設定）

貸付金の種類（計12種類）

- 【子供の進学等に要する資金】
修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金
- 【生活のための資金】
生活資金
- 【親の就業等に関する資金】
技能習得資金、就職支度資金、事業開始資金、事業継続資金
- 【その他生活に関連する資金】
医療介護資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金

貸付実績（平成25年度）

- ・ 母子福祉資金貸付金 207億3717万円（41282件）
- ・ 寡婦福祉資金貸付金 5億8882万円（989件）
- ※約9割が子供の進学等に要する資金の貸付
- (注) 父子福祉資金貸付金は平成26年10月創設

課題

- 貸付金制度について、ひとり親に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとする必要がある。



対応

※平成28年4月から実施

- 返済の負担に配慮し、ひとり親家庭に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、保証人なしの場合に有利子となる資金の利率を以下のとおり引き下げる。
 - ・ 年利1.5%→1.0%

多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

生活を応援

現状と課題

- 就労家庭が保育所等を利用しやすい環境を実現する。
- 多子世帯は、特にその保育料負担を支援する必要がある。

対応

- 年収約360万円未満世帯の保育料について、子どもの人数に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を実施する。
- 年収約360万円未満のひとり親世帯等の保育料について、第1子半額、第2子以降無償化を実施する。

※多子世帯の場合の例示

(現行)



(改正)



日常生活支援事業の充実

生活を応援

現状

ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等の支援が必要となった際に、低料金でヘルパーを派遣し、児童の世話や生活援助を行う。

課題

- 定期的な利用は本事業の対象外としており、利用者から使いにくいとの指摘がある。
- ひとり親家庭に派遣する支援員（ヘルパー）の確保が困難との指摘がある。

<利用料（1時間当たり）>

	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

対応

※平成28年4月から実施

- 安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、利用条件を緩和し、**未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合に定期的に利用することも可能とする。**
- **ヘルパーの資格要件について、自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を終了した者も対象とするよう緩和することにより、ヘルパーの更なる確保を図る。**

ショートステイ・トワイライトステイの充実

現状

- ひとり親家庭が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施。（ひとり親家庭以外の利用も可能）

短期入所生活援助（ショートステイ）事業				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	614か所	651か所	671か所	678か所

夜間養護等（トワイライトステイ）事業				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	329か所	354か所	358か所	364か所

課題

- ひとり親家庭において、仕事と子育ての両立を図るためには、夜間・休日などに子供を預かる子育て支援サービスの充実が必要。



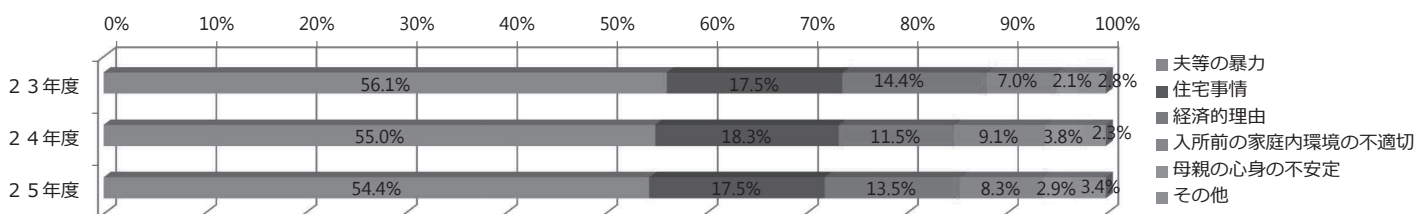
対応

- ショートステイ・トワイライトステイの利用の拡大を図る。
- 子どもの生活・学習支援事業に関する取組との連携など、好事例を示しつつ、積極的な活用を自治体に求める。

母子生活支援施設のひとり親家庭支援拠点としての活用

現状

- 母子生活支援施設は、母子家庭の母及び子を入所させて保護し、自立に向け、生活を支援する施設。施設数は247か所で、3542世帯が利用（平成26年10月時点。定員は4936世帯）
- 居室、集会・学習室等があり、母子支援員、保育士、少年指導員、調理員等、嘱託医が配置。
- DV被害を理由とする入所が5割を超えており、住宅事情や経済的理由による入所も約3割を占める。



資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「社会的養護の現況に関する調査」（※平成25年度）

課題

- DV被害者の入所が約半数を占め、虐待児の増加も見られることから、自立を支援するための機能・役割の充実・強化が必要。
- 関係機関との連携を強化し、母子の抱える課題や状況の違いを理解した、早期・集中的な支援を実施していくことが必要。
- 母子生活支援施設が有する機能を活用し、地域の支援拠点として活用していくことが必要。



対応

- 母子生活支援施設をひとり親家庭の支援拠点として活用。
 - ・親の生活支援事業の実施
 - ・子どもの生活・学習支援事業の実施
 - ・就業支援専門員の配置
 - ・ショートステイ、トワイライトステイの実施
 - ・母子・父子自立支援員等の関係者との情報共有

児童家庭支援センターの相談機能の強化

現状

- 児童家庭支援センターは、以下のような子どもの養育全般にわたる相談対応業務を担う重要な機関
 - ①地域・家庭からの相談対応 ②市町村の求めに応じて技術的助言その他必要な援助の実施
 - ③都道府県又は児童相談所からの受託による指導 ④里親等への支援 ⑤関係機関との連携・連絡調整

【設置か所数の推移】

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
設置か所数	82	87	92	98	104

課題

- 子ども・子育て支援から家族支援まで地域で幅広く相談に応じることによって、役割が不明瞭となっている。
- 継続的な支援が必要な児童と家庭について、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として設置数の拡大と更なる機能強化が必要。



対応

- 相談・援助体制の強化を図るため、児童家庭支援センターの設置を拡大する。
- 児童家庭支援センターにおける相談・援助機能の強化を図る。

生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金（生活福祉資金）の拡充

現状

- 困難を抱える世帯に対する子どもの進学費用の公的な経済的支援は、奨学金、国の教育ローン、母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金などの制度により実施されている。

課題

- 教育支援資金（生活福祉資金）については、主として他の貸付制度（ひとり親を対象とした母子父子寡婦福祉資金貸付金など）を利用できない低所得世帯（二人親で多子の貧困世帯）への支援という役割を担っているところであるが、そうした世帯の子どもが授業料等の多寡により進学先の選択肢を狭める等、経済的理由により学習意欲や向上心を失うことのないよう、制度の一部を拡充する必要。

対応

※平成27年度補正予算において実施

- 現行の貸付限度額について、特に必要と認める場合に限り、1.5倍の額まで貸付可能とする。
例) 教育支援費 大学の場合：月額65,000円 → 97,500円
- 延滞利子の引き下げ：（現行）年10.75% → 年5%
- 卒業後に就職できない、または就職したが十分な収入を得られていない場合に、償還計画の見直しを行う。
- 市町村民税非課税程度とされている貸付対象世帯の基準について、多子世帯等の場合には、その世帯の経済状況を十分に勘案した対応とする。

現状

○沖縄の子供を取り巻く環境は、1人当たりの県民所得が全国最下位であり、母子世帯の出現率が全国1位であることなど、全国と比較して特に深刻な状況である。

参考データ

1人当たり県民所得-47位	完全失業率-1位	非正規の職員・従業員率-47位	母子世帯出現率-1位
離婚率-1位	高校進学率-47位	高校中退率-1位	大学等進学率-47位
若年無業者数-1位	不良行為少年補導数-1位	若年(15~19歳)出生数-1位	

課題

○沖縄においては、保護者が就労等により夜間家にいないことが多く、昼間も全国に比べて高額な放課後児童クラブの利用料を支払えないため、日中及び夜間の子供の居場所の確保が急務であるとの指摘がある。

○沖縄においては、生活保護等の行政の支援から取り残されている世帯が多いのではないかと指摘がある。

対応

○全国に比べて特に深刻な沖縄の子供の貧困に関する状況に緊急に対応するため、沖縄の実情を踏まえた事業を、**モデル的・集中的に実施する**。

居場所づくり

市町村において、子供の居場所を提供するNPO等を支援する。居場所では、地域の実情に応じ、**食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援**を行うとともに、年に数回程度、**キャリア形成等の支援**を行う。

- ・地域の実情に応じ、深夜まで開所することも想定。
- ・ひとり親世帯の子供に限定せず、居場所を必要とする子供を対象とする。

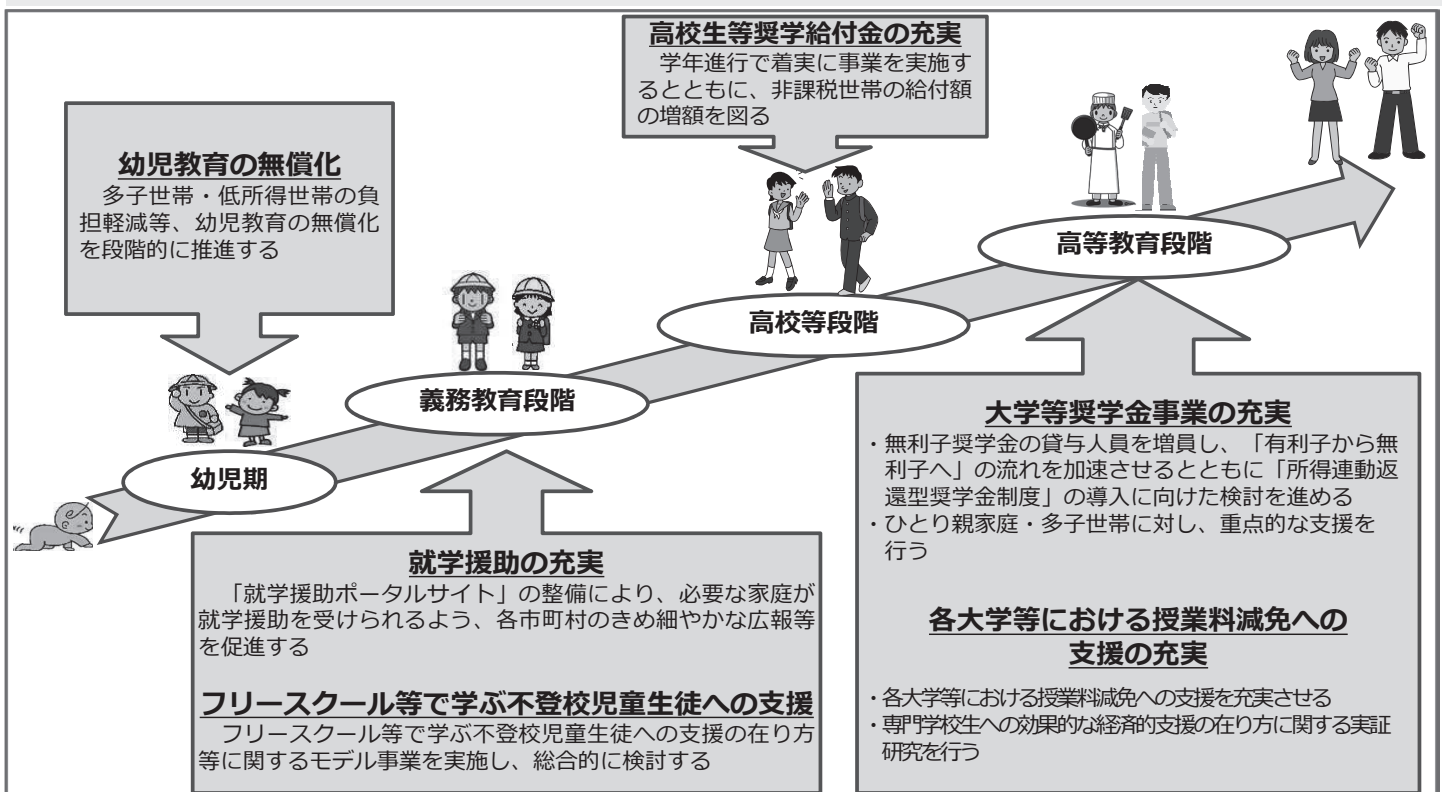
支援員の配置

市町村において、「子供の貧困対策支援員」を配置する。支援員は、子供の貧困に関する**各地域の現状を把握**し、学校や学習支援施設、居場所づくりを担うNPO等との**情報共有**や、子供を**支援につなげるための調整**を行う。また、支援員は、居場所の担い手を確保するなど、**新たな子供の居場所づくりの準備等**を行う。

幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減

概要

貧困の連鎖を防止するため、**幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減**により、ひとり親家庭の子供が、親の経済状況にかかわらず学習できる機会を確保する。

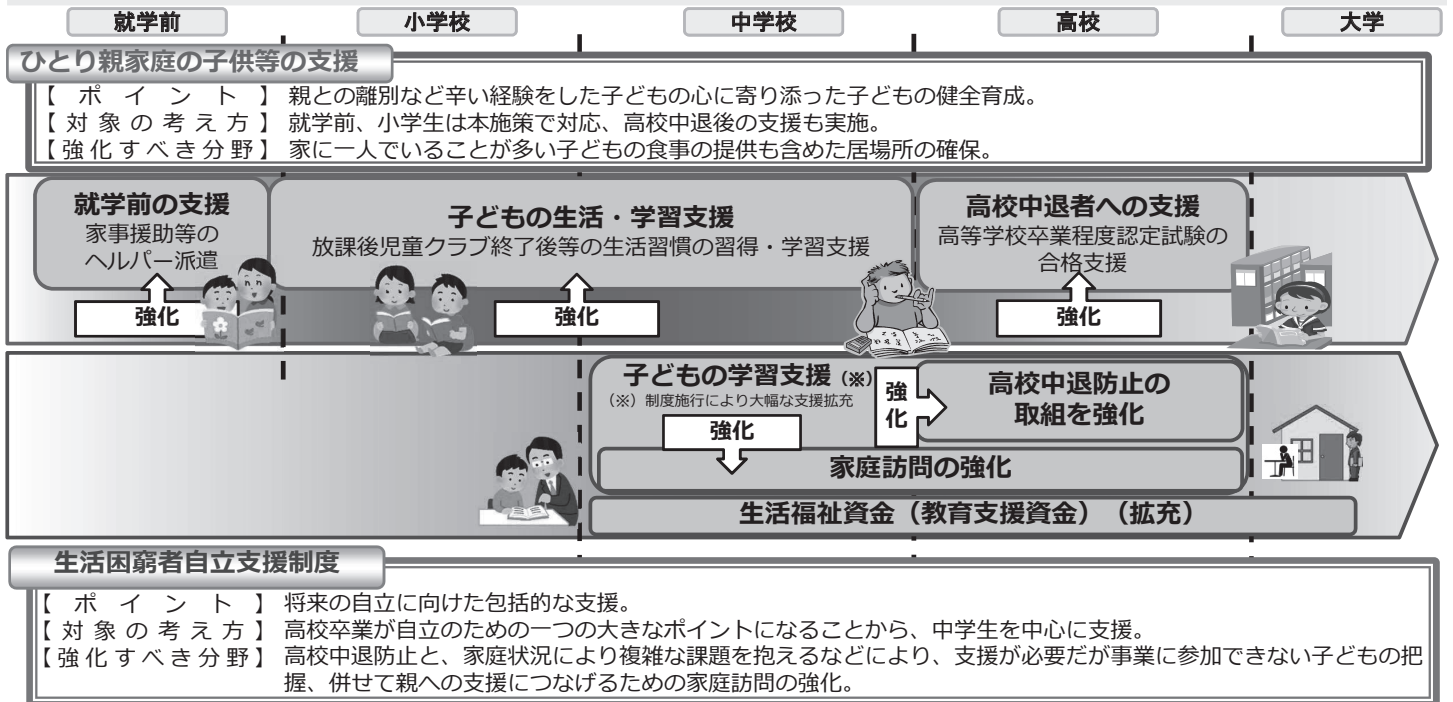


困難を抱える世帯の子どもへの切れ目のない学習等の支援（イメージ）

生活を応援

学びを応援

- ひとり親家庭向けの施策は、ひとり親家庭特有の課題に配慮しながら、基本的な生活習慣の習得を支援することにより、子どもの健全育成を図るための取組を実施。
- 生活困窮者自立支援制度は、生活困窮からの脱却を主眼に自立のための包括的な支援を実施。
⇒両者が役割分担しながら対応することで、小学校等から高校生まで、切れ目のない学習等の支援を実施し、「貧困の連鎖」の防止の強化を図る。



*学習支援については上記の他に、家庭での学習が困難で、学習習慣が十分に身につけていない中学生等を対象とした学習支援（地域未来塾）を拡充するとともに、高校卒業や大学等への進学を後押しするため、高校生等を対象とした学習支援を新たに実施する。

生活困窮世帯等の子どもの学習支援の拡充

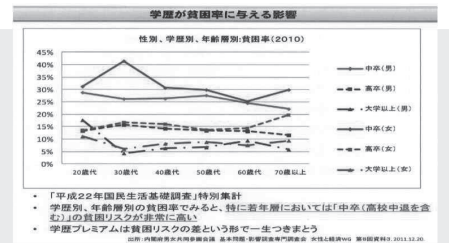
学びを応援

生活を応援

（高校生に対する中退防止の取組強化、家庭訪問の強化による生活困窮世帯等の自立促進等）

現状

- 学歴別、年齢層別の貧困率でみると、特に若年層においては「中卒者（高校中退含む）」の貧困リスクが非常に高い。
- 生活保護受給者の高校中退率5.3%、一般世帯の高校中退率1.5%
⇒3.5倍（H24実績）
- 一方で、モデル事業等において、高校生を対象として実施している自治体は全体の1/5程度
- 子どもは人間関係の形成に不安があり、集団型の支援になじめない子が存在する。生活困窮者自立支援制度が施行されたばかりで十分に浸透していないため、生活困窮者が自ら相談窓口に行くことが難しい。
- 教育支援資金（生活福祉資金）において、主として他の貸付制度を利用出来ない低所得世帯への進学費用の支援を行っている。



課題

- 高校進学が就労を含む自立のポイントとなるが、学習支援事業により高校進学を果たした後、中退する対象者が多い。
- 支援が必要な子どもに支援を提供し、子どもの自立に資するとともに親の支援につなげる必要。
- 経済的理由により学習意欲や向上心を失うことのないよう、制度の一部を拡充する必要。

対応

※平成28年4月から実施

- 学習支援事業について、高校中退防止の取組強化。
- また、支援が必要な子どもに支援が届くよう、家庭訪問の強化。
- 教育支援資金（生活福祉資金）について、貸付上限額の引き上げなど、制度の拡充。

中学生等を対象とした地域住民の協力やICTの活用等による学習支援 (地域未来塾)

学びを応援

概要

- 中学生・高校生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による学習支援を実施。
- 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生・高校生等への学習支援を実施。
- 教員を志望する大学生などの地域住民、学習塾などの民間教育事業者、NPO等の協力により、多様な視点からの支援が可能。



* 学習支援が必要な中学生・高校生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着
* 高等学校等進学率の改善や学力向上



学習機会の提供によって、貧困の負の連鎖を断ち切る

全生徒を対象とした学習支援の事例

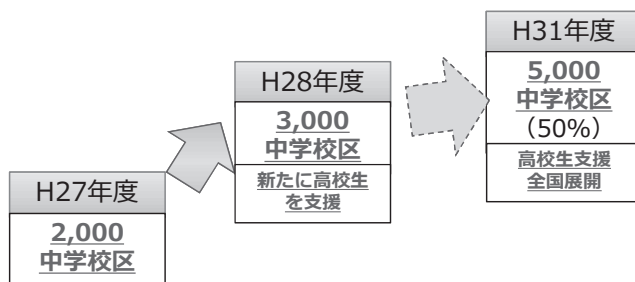
【東京都内のある中学校の取組】 ※学校支援地域本部を活用

<放課後学習支援>

- ・ 対象は中1～3の希望者
- ・ 年間約80回（学期中の週2回(2時間程度)）
* 学校の空き教室を利用、無料
- ・ 指導員による個別指導と自習
* 指導員：教員志望の講師や大学生など



平成31年度末までの目標数



ICTの活用等により、学習支援を一層促進し、可能な限り早期に目標達成

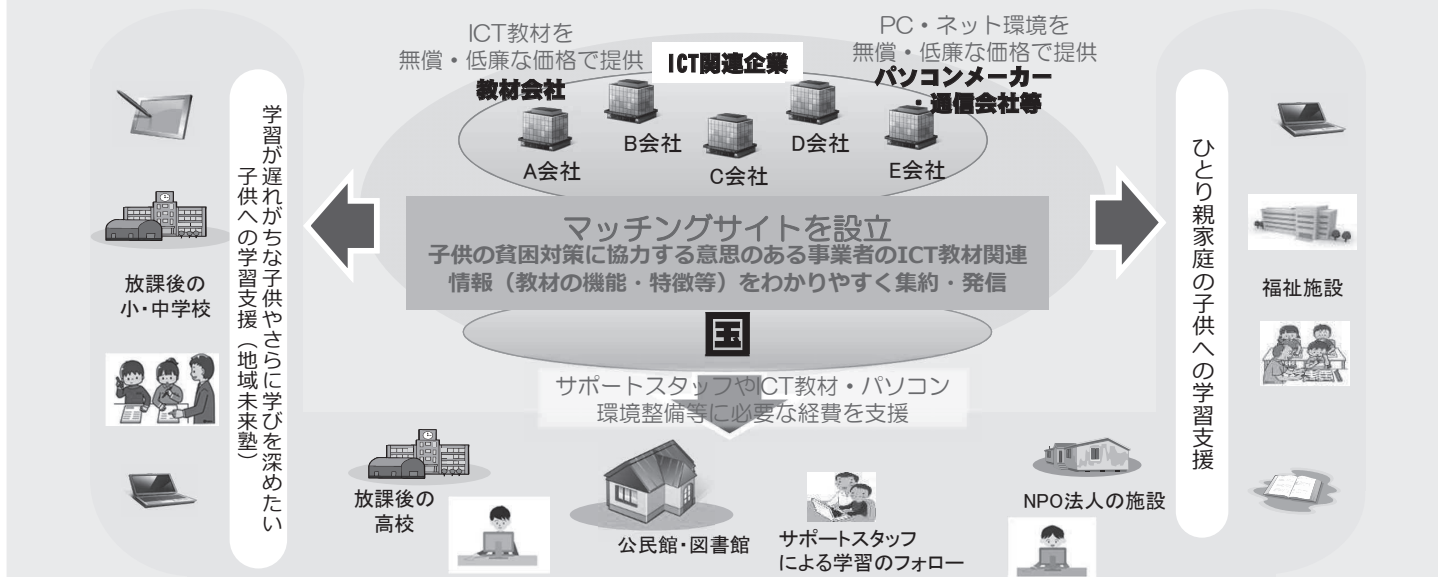
学びを応援

ICTを活用した学習支援（官民協働学習支援プラットフォーム）

概要

- ICT関連企業と連携協力し、地域での子供の学習活動へのICT活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム」を構築する。
- ICTを活用して、小中高生の地域における学習活動やひとり親家庭の子供への学習支援等を行う。

<ICT活用を支援する「官民協働学習支援プラットフォーム」(イメージ)>



ひとり親家庭の親子の学び直しの支援 ～高等学校卒業程度認定試験の合格支援～

現状

より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげるため、平成27年度より、ひとり親家庭の親に対し、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給。



課題

- ひとり親家庭の子供の高校中退率等は高い水準にあり、ひとり親家庭の子供についても支援が必要。
- 既に本事業の対象となっているひとり親家庭の親についても、確実に試験合格につなげていくことが必要

対応

※平成28年4月から実施

- ひとり親家庭の子供を高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象に追加。
- 親子いずれの場合も学習支援事業と組み合わせて実施可能な仕組みとする。
- e-ラーニングの活用も推奨する。

ひとり親への生活・学習支援の実施

現状

- ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。
- ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

対応

※平成28年度から実施

- ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理講習会、高卒認定試験を目指す方の学習支援などを通じ、ひとり親家庭同士のネットワークづくりや学び直しを支援する。
- ひとり親が生活支援を利用する際には、事業利用中の託児サービスを利用可能とする。



悩み相談、育児や健康管理、家計管理などに関する専門家による講習会の開催、高卒認定試験を目指す方の学習支援などを通じ、ひとり親家庭同士のネットワークづくりや学び直しを支援する。

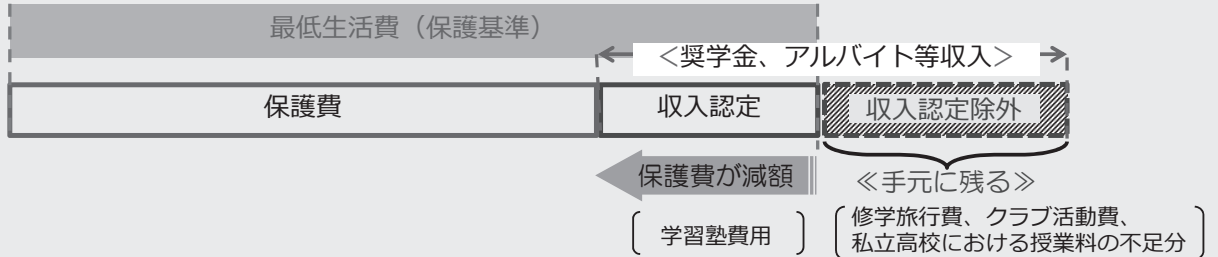


生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外

現状

- 生活保護受給世帯の子どもに対しては、教育扶助、高等学校等就学費を支給するとともに、自立更生のために当てられる奨学金、アルバイト収入等を収入認定から除外することで支援をしている。

(参考) 現行の保護費の仕組み



課題

- 子どもの貧困の連鎖の解消という観点から、まずは高校進学率上昇、高校中退の防止に取り組むことが重要な課題であり、さらに、大学進学率の向上も視野に取り組むことも必要である。
- 一方、学習塾費用については、現行の運用上、保護費の支給対象及び収入認定除外の対象となっていない。

対応

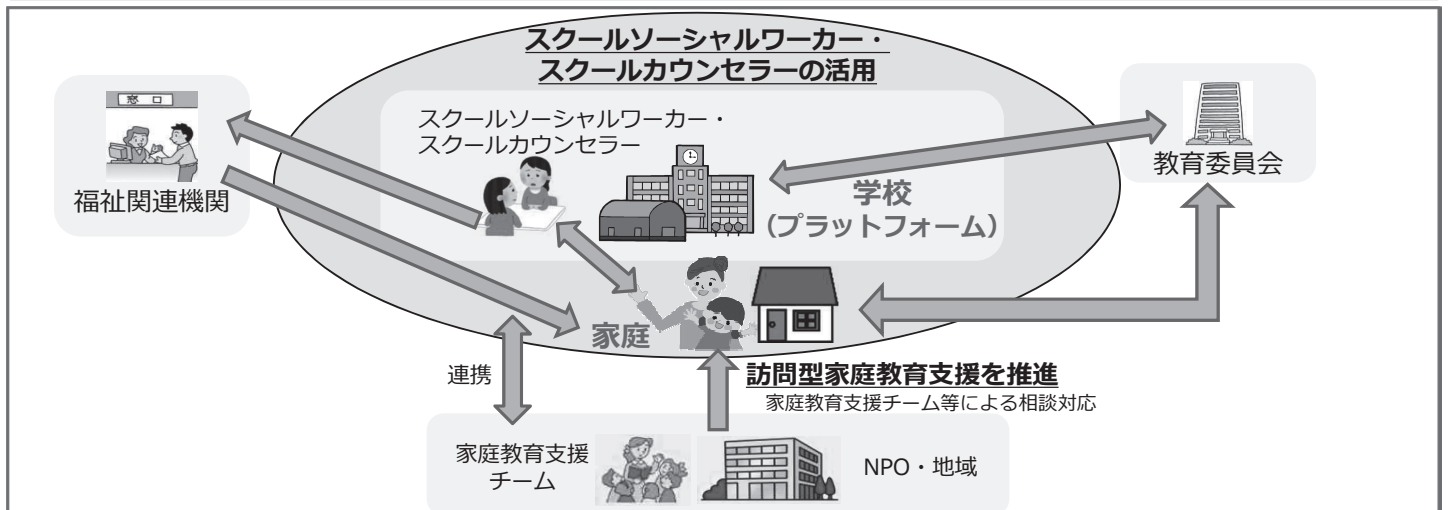
※平成27年10月施行済み (平成27年8月6日通知発出)

- 生活保護世帯の高校生の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外する。
- また、子どもの学習支援は早期からの支援が重要であると考えられるため、生活保護受給世帯の小学生・中学生についても、同様の取扱いとする。

学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

概要

全ての子供が集う場である学校をプラットフォームとして、不登校や虐待など子供やその家庭が抱える問題への早期対応を図る。



- スクールソーシャルワーカーの活用
 - ・学校と福祉部局が連携して子供が置かれた様々な環境に働きかけ、問題を解決していく体制の整備
 - ・貧困対策のための重点加配等、配置を拡充
- スクールカウンセラーの活用
 - 児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、貧困対策のための重点加配等、配置を拡充
- 家庭教育支援チーム等による、家庭教育に困難を抱えた家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型家庭教育支援の推進

概要

ひとり親や多子世帯など、子供たちが置かれている状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、学校における学力保障等による教育環境等の整備を図る。

○教職員等の指導体制を充実

家庭環境等に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進

○夜間中学の設置促進

義務教育未修了者等の就学機会の確保に重要な役割を果たす夜間中学の設置を促進

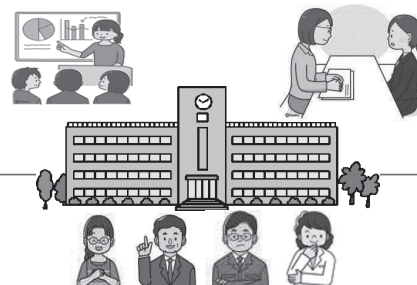


○サポートスタッフの派遣

公立高等学校等に、学力向上や中途退学を防ぐことなどを目的としたサポートスタッフ（退職教員や学校と地域を結ぶコーディネーター等）の配置充実のための支援を実施

○多様な学習を支援する高等学校への支援

定時制・通信制課程や総合学科における多様な学習を支援する高等学校への支援を実施



教育環境等の整備（地域と学校の連携・協働による教育力の充実）

概要

ひとり親や多子世帯など、子供たちが置かれている状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、地域と学校の連携・協働による教育力の充実による教育環境等の整備を図る。

○コミュニティ・スクールの導入支援

コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくりへの支援を行い、コミュニティ・スクールの導入を促進



○地域と学校の連携・協働

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を積極的に推進するための体制を整備

○放課後子供教室の充実

全ての子供を対象として、安心・安全な活動拠点を設け、多様な体験や学習活動等の機会を提供する放課後子供教室を充実



青少年の「自立する力」応援プロジェクト

学びを応援

概要

青少年の「自立する」力応援プロジェクトとして、「生活・自立支援キャンプ」、「子どもゆめ基金」による支援、「学生サポーター制度」による支援を実施する。

青少年の「自立する」力 応援プロジェクト

National Institution For Youth Education
独立行政法人 国立青少年教育振興機構

体験活動のノウハウや全国28の教育施設などを活かすとともに、関係機関と連携して、総合的な取り組みを行う

「生活・自立支援キャンプ」 の実施

ひとり親家庭や児童養護施設、母子生活支援施設など、経済的に困難な状況にある子供が規則正しい生活習慣や自立する力を身につけることができるよう、国立青少年教育施設において、「生活・自立支援キャンプ」を実施。

生活習慣や自立的行動習慣の
定着

「子どもゆめ基金」による支援

民間団体が、困難な環境にある子供を対象とした体験活動や読書活動を行う場合、従来の「子どもゆめ基金」における支援では対象外とされていた参加者の交通費・宿泊費や飲食代など（自己負担経費）について、支援。

体験活動等への参加に係る
経済的負担の軽減

学生サポーター制度による支援

児童養護施設または母子生活支援施設出身の大学生や大学進学を予定している高校生を対象に、国立青少年教育施設における「学生サポーター」としての業務に対して、毎月一定額の報酬（10万円/月）を支給。

学生生活を経済的に支援、
体験活動に関する知識や
技能の習得

UP!

青少年の自立する力

高等職業訓練促進給付金の充実

仕事を応援

現状

- 就職に有利な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間に高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。
- 対象となる資格は、就職に有利な資格であって、法令で2年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているもの（看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等）
- 支給対象期間は最長2年間、支給額は月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

高等職業訓練促進給付金の実績（平成25年度）

- ・総支給件数 : 7,875件
- ・資格取得者数 : 3,212人（看護師 1,441人、准看護師 1,133人、保育士 243人、介護福祉士 111人など）
- ・就職者数 : 2,631人（看護師 1,313人、准看護師 797人、保育士 186人、介護福祉士 97人など）

課題

- 高等職業訓練促進給付金については、看護師など修学期間が3年以上の場合、1年間は給付金による生活費の支援が受けられない。

対応

※平成28年4月から実施

- 高等職業訓練促進給付金について、以下のとおり充実させる。
 - ・支給期間の延長 : 2年→3年
 - ・対象資格の拡大 : 2年以上修学する資格→1年以上修学する資格（調理師や製菓衛生師も新たに対象）
 - ・通信制の利用要件の緩和 : 本人が仕事をしながら資格取得を目指す場合にも、通信制を利用可

現状・課題

- 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、資格取得を促進し、更なる自立の促進を図る必要がある。



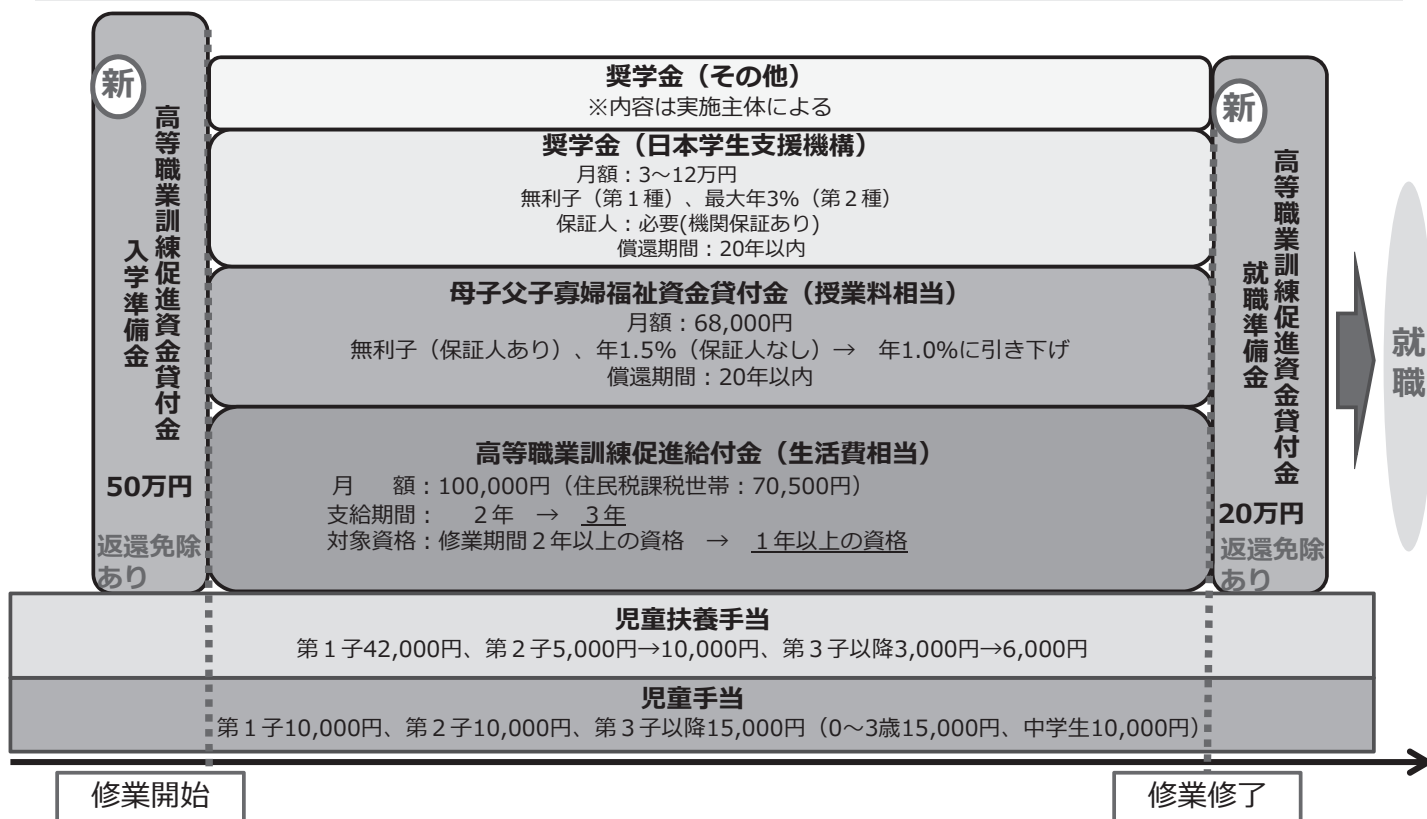
対応

※平成27年度補正予算で実施

- 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。
- 高等職業訓練促進資金貸付事業を以下のとおり創設する。
 - ・対象者：ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象者
 - ・貸付額：養成機関への入学時 **入学準備金 50万円**
養成機関を修了し、資格取得をした場合 **就職準備金 20万円**
 - ・返還免除：貸付を受けた者が、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、**5年間**その職に従事したときは、**貸付金の返還を免除する。**

ひとり親の資格取得の支援（給付金・貸付金）

ひとり親に対しては、児童手当や児童扶養手当に加え、高等職業訓練促進給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金、奨学金の活用が可能であるが、さらに高等職業訓練促進資金貸付金を創設することにより、資格取得を支援。



自立支援教育訓練給付金の充実

仕事を応援

現状

- 教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給（自立支援教育訓練給付金：受講費用の2割、上限10万円）することにより、主体的な能力開発の取組を支援する。

自立支援教育訓練給付金の実績（平成25年度）

- ・支給件数：1,004件
- ・就職件数：675件
- ・対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など（介護職員初任者研修、簿記、パソコン技能等）

課題

- 働きながら更なるキャリアアップができるよう、教育訓練を受講しやすい仕組みとする必要。



対応

※平成28年4月から実施

自立支援教育訓練給付金について、以下のとおり充実する。

- ・訓練受講費用の2割（上限10万円）を助成→6割（上限20万円）を助成

ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン① 「出張ハローワーク！」 ～地方自治体との連携による就労支援の強化～

仕事を応援

現状

- 都道府県労働局・ハローワークでは、地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図る事業（生活保護受給者等就労自立促進事業）を行っている。
- このほか、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する国と地方自治体の連携事業である「一体的実施事業」も行っている。

課題

- 生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者とするに当たっては、地方自治体からのハローワークへの送り出し（支援要請）が必要。
- しかし、児童扶養手当受給者については、地方自治体へ定期的に出向く必要がないため、本事業への誘導が難しい。

対応

※平成27年度より実施

- 児童扶養手当受給者が地方自治体に現況届を提出する8月に、『出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン』を実施し、周知用のチラシを自治体からの郵送物に同封してもらう等、集中的に配布。
- 地方自治体にハローワークの臨時相談窓口を設置する取組を強化。また、既にハローワークの常設窓口が設置されている場合は、常設窓口への誘導を強化。
- 既存の一体的実施事業の施設で、ひとり親家庭を対象としていない場合には、地方自治体のニーズを踏まえつつ、ひとり親家庭の就労支援に関する事業の追加を検討。

実施結果

- ・臨時相談窓口の設置件数 412か所
相談件数 3,217件（※平成27年8月31日時点）
- ・生活保護受給者等（児童扶養手当受給者も含む）を対象にした一体的施設（常設窓口）
：86市区（161拠点）※平成27年10月1日時点

ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン①

「出張ハローワーク！」

～地方自治体との連携による就労支援の強化～

仕事を応援

- 都道府県労働局長に対し、地方自治体へのハローワークの臨時相談窓口の設置について重点的に取り組むよう指示。また、全国会議において職業安定部長に対し、指示。
- これを受け、各労働局・ハローワークにおいてプレスリリース、リーフレット等を活用して積極的に周知・広報。

【取組実施状況】
常設窓口161か所に加え、
臨時相談窓口を412か所設置。

プレスリリース(例)

厚生労働省 香川労働局
Press Release

香川労働局
平成 27 年 7 月 30 日発表

報道関係者各位

“ひとり親全カサポートキャンペーン”を実施します

香川労働局(局長 藤永芳樹)及び香川県内ハローワークでは、ひとり親の就労支援を強化するため、児童扶養手当受給者が児童扶養手当の現況届を提出する8月の時期に合わせ、「ひとり親全カサポートキャンペーン」を実施します。

キャンペーン期間中は、下記内容にて香川県内ハローワークが市役所及び町役場に臨時窓口を設置する等の取組みを行います。

なお、当該事業における臨時窓口設置については、香川県内で初めての実施となり、概要は以下のとおりです。

記

リーフレット(例)

がんばるあなたをハローワークが応援します!!

出張ハローワーク！
ひとり親全カサポートキャンペーン

お住まいの盛岡市に、ハローワーク盛岡の臨時相談窓口を設置します！

普段は忙しくてハローワークに足を向けることができないお父さん、お母さん、児童扶養手当の現況届の提出の際に、ぜひ足を運んでください。

あなたのお仕事についての悩みを、ハローワークにご相談ください。

- ・仕事を探しているが、見つからない。
- ・今の仕事より、案件のよい仕事を探している。
- ・もう1つ仕事を探している。

○臨時相談窓口開設日時

8月18日(火)、21日(金)、25日(火)、
28日(金)、31日(月)
各日の午前10時～12時、午後1時～3時

窓口案内 盛岡市役所2Fエレベーター前ホール

児童扶養手当現況届受付窓口

待合ホール

エレベーター

厚生労働省・岩手労働局・ハローワーク盛岡

ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン②

～マザーズハローワーク事業におけるひとり親支援の体制整備～

仕事を応援

現状

- 子ども連れで来所しやすい環境を整備のうえ、担当者制によるきめ細かな職業相談の実施。
- あわせて、地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報を提供。

課題

- 安定した雇用への就労を推進するため、ひとり親に対する就職支援を充実することが必要。

対応

- ひとり親に対して専門的な支援を実施するため、各マザーズハローワークに、ひとり親の就職支援担当の専門相談員を新規配置する(平成28年度 21人(各所1人))とともに、プライバシーに配慮した相談環境を整備する。
- 地方公共団体やひとり親家庭への支援を行うNPO法人等の関係機関と連携した支援を実施する。
- ひとり親が利用しやすい職業訓練への誘導・あっせん機能を強化するため、各マザーズハローワークに職業訓練担当の専門相談員を新規配置する。(平成28年度 42人(各所2人))

マザーズハローワーク事業の利用実績(平成26年度)

新規求職者数	: 219,085人	(うち担当者制支援対象者	71,560人)
就職件数	: 76,119件	(うち担当者制支援対象者	62,611件)



ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン③ ～助成金の活用・拡充～

仕事を応援

現状

- 関係する助成金としては、
 - ・ 試行的な雇い入れを経た安定就業を支援する制度として『トライアル雇用奨励金』
 - ・ 就職困難者の雇用をサポートする制度として『特定求職者雇用開発助成金』
 - ・ 非正規雇用労働者のキャリアアップを支援する制度として『キャリアアップ助成金』がある。

助成金の概要・実績

【概要】

- トライアル雇用奨励金：一定期間（最大3か月）試用雇用した場合に15万円を支給（月額5万円）
- 特定求職者雇用開発助成金：ひとり親などの就職困難者の雇入れ後、最初の半年を第1期として30(25)万円、次の半年を第2期として30(25)万円、合計60(50)万円を支給（括弧書きは中小企業以外の場合の額）
- キャリアアップ助成金
有期契約労働者を正規雇用に転換した場合に50(40)万円+10万円（ひとり親加算）を助成等
（平成27年12月時点の助成額(括弧書きは中小企業以外の場合の額)）

【平成26年度支給実績（ひとり親家庭の親の実績）】

- トライアル雇用奨励金：26人（259万円）
- 特定求職者雇用開発助成金：36,262件（133.6億円）※第1期及び第2期の支給件数の計
- キャリアアップ助成金：327人（1.8億円）（正規雇用等転換コースに限る）

課題

- 結婚、育児等で離職し、長期のキャリアブランクがあるひとり親の中には、再就職に当たって、まずは試行的な雇用（有期雇用）を希望する者が一定程度いるため、試行的な雇用が有効。
- 加えて、試用雇用から長期雇用につなげる道を広げることが重要。
- また、キャリアアップ助成金の活用による正規雇用転換等も引き続き重要。

対応

- トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用を可能とする。
※平成28年度から実施
- キャリアアップ助成金についても、引き続き活用を促進。

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進①

仕事を応援

現状と課題

- 出産・育児等を理由とする離職後の再就職のためには、実践的な職業能力開発への支援が必要
- 特に求職者支援訓練（雇用保険を受給できない求職者が対象）については、受講者の7割を女性が占めており（30代以降の女性のうち約2割がひとり親）、育児等に配慮した職業訓練の拡充が必要

対応

- 求職者支援訓練において、以下のコースを新設する。
 - ・ 託児サービス支援付きの訓練コース
 - ・ 1日の訓練時間数を短く設定した短時間訓練コース（約4時間/日）
- ひとり親に対する訓練受講のあっせんの更なる優遇を実施する。（平成28年1月～）
- より就職に繋がるよう基礎的な訓練受講後に資格取得を含めた実践的な訓練（公共職業訓練を含む。）にステップアップする仕組みを新設する。
- 公共職業訓練（主に雇用保険を受給している求職者が対象）において、既に実施している託児サービス支援付きコース及び短時間訓練コースを平成28年4月から拡充する。

求職者支援訓練の概要

- 対象：雇用保険を受給できない求職者
（職業経験が乏しい方、育児で仕事にブランクのある方等）
※ひとり親の方等を、就職困難者としてあっせんにあたって優遇
- 訓練の種類：基礎コース（基礎的能力を習得）、実践コース（基礎～実践的能力を習得）
（実践コースの例）
 - ・ 介護系（介護福祉サービス科等）・医療事務系（医療・調剤事務科等）等
- 訓練期間：3～6か月



（参考：公共職業訓練における託児サービス支援の実績）

	設定コース数	託児利用受講者数	申込児童数
平成25年度	266コース	473人	514人
平成26年度	428コース	519人	575人

- ・ 平成26年度実績（速報値）：受講者数合計：55,002人
うち女性：39,245人（71.4%）
- ・ 30代女性に占めるひとり親の割合：23.1% ※JILPT制度利用者調査
- ・ 40代女性に占めるひとり親の割合：26.1% ※JILPT制度利用者調査

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進② (職業訓練におけるEラーニング等の活用促進)

仕事を応援

現状と課題

- 子育てや働きながら更なるキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、Eラーニングを活用した講座の設定を検討する必要
- 公的職業訓練については、公共職業能力開発施設や民間の教育訓練機関での集合型訓練が原則
- 訓練費用の一定割合（最大6割）を個人に支給する専門実践教育訓練の対象となっている通信制の講座が少ない

対応

- 子育てをしながらキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、平成28年4月より公的職業訓練におけるEラーニングを試行実施する。
- 専門実践教育訓練について、ひとり親家庭の親等が活用しやすい訓練の受講を促進するため、通信制の講座に係る指定要件を明確化(平成27年10月)し、対象となる講座を拡充する。(例：看護師資格取得のための通信制の養成課程など)

公的職業訓練におけるEラーニングの試行実施の検討

- Eラーニングは、育児等による時間的制約を抱える求職者の訓練として高い期待があるものの、課題も存在
 - ・受講状況確認のための技術的工夫が必要
 - ・受講者のモチベーション維持が必要
- ↓
- Eラーニング固有の課題を整理・検証し、試行を通じて、公的職業訓練への導入可能性を検証



准看護師→看護師のキャリアアップイメージ

- 高等職業訓練促進給付金を活用し、准看護師資格を取得
- ↓
- 准看護師として一定年数活躍
- ↓ 更なるキャリアアップ
- 専門実践教育訓練給付を活用し、通信制の養成課程を受講し看護師資格を取得

資格取得者のうち、資格が役にたっているとする者の割合
 准看護師 96.4%、看護師 87.8%
 (全体 60.7%)

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進③ (ジョブ・カードの活用促進等)

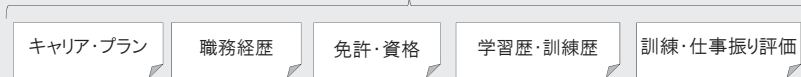
仕事を応援

現状

- 正社員経験の少ない等職業能力形成の機会に恵まれなかった人に対し、ジョブ・カードを活用したきめ細やかな支援を通じ、企業実習と座学を組み合わせた職業訓練の受講を促進
- 公的職業訓練において、ジョブ・カードの活用を図るとともに、キャリアコンサルティング等による職業能力証明のツールとして、求職者や在職者、学生等も対象に普及を促進



ジョブ・カード



課題

- ひとり親を含めた求職者等に対する、ジョブ・カードを活用したきめ細やかな支援が、十分に進んでいない。
- ジョブ・カードの活用が訓練実施時等の場面に限定されている。



対応

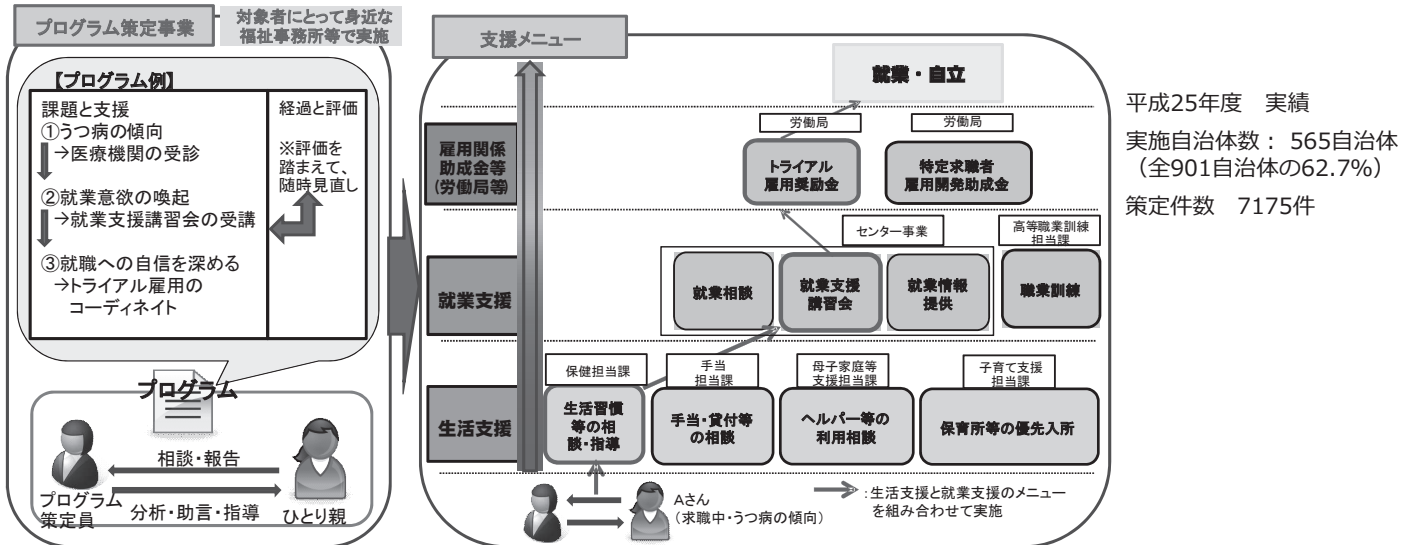
- ジョブ・カードを、生涯を通じた「キャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして継続的に活用
- ジョブ・カードを活用して行う、企業実習と座学を組み合わせた職業訓練の受講者数を倍増
- 公的職業訓練において引き続きジョブ・カードを活用
- ひとり親の就労支援を行う支援員が、ジョブ・カードを活用しきめ細やかな支援が行えるよう講習の受講を促進
- ひとり親支援の相談窓口の担当者に対し、職業訓練や助成金等に関する研修を実施

母子・父子自立支援プログラム策定事業の充実

仕事を応援

現状

多様な悩みを抱え、一人では就職活動を効果的に行えない児童扶養手当受給者を対象に、生活上の悩みの相談を受け、自立に向けた課題を相談者とプログラム策定員が一緒になって整理・分析し、生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせたプログラムを策定し就業自立を支援する。



平成25年度 実績
実施自治体数：565自治体
(全901自治体の62.7%)
策定件数 7175件

課題

就業後の生活状況や再支援の必要性を確認するためのフォローが不十分

対応

※平成28年度から実施

プログラム策定による自立後、1年間のアフターケア（定期的な相談の実施等）を行う。

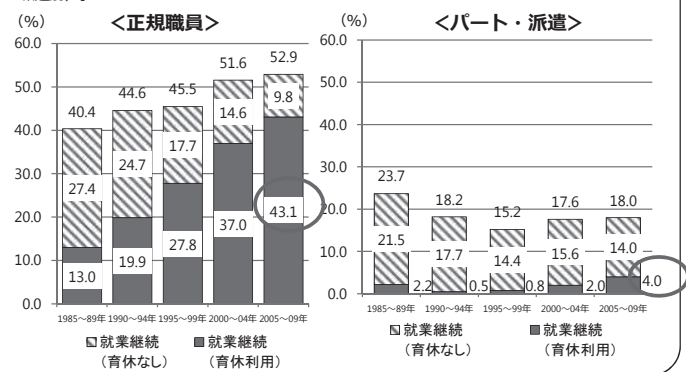
非正規雇用労働者の育児休業取得促進

仕事を応援

現状と課題

- 育児休業を取得しつつ第1子出産後も継続就業をしている割合をみると、正規職員は育児休業取得による継続就業が進んでいる（平成17年～21年で43.1%）ものの、パート・派遣といった非正規雇用労働者は低い水準（平成17年～21年で4.0%）に留まっていることから、**非正規雇用労働者の育児休業取得促進を図る必要がある。**

【第一子出産前後の妻の継続就業率・育児休業利用状況（第一子出産年別・正規職員・パート・派遣別）】



対応

- 育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件（1歳までの継続雇用要件等）の緩和等を行うことにより、非正規雇用労働者の育児休業の取得促進を図る。

【現行法】

- ① 申出時点で1年以上継続して雇用されていること
- ② 1歳以降も雇用継続の見込みがあること
- ③ 2歳までの間に更新されないことが明らかである者を除く

【労働政策審議会雇用均等分科会報告書（案）】

（平成27年12月7日）

②の子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることを見込まれること、という要件について、事業主にとっても労働者にとっても分かりづらいという課題があることから、育児又は介護を理由として雇用関係が終了することを防ぎ、その継続を図ることを目的とする制度であるという育児休業・介護休業制度の趣旨を踏まえつつ、育児休業の取得を促進するため、有期契約労働者の育児休業取得要件については、以下の通り、現行の②の要件を削除し、③の要件を「(ii) 子が1歳6ヶ月に達するまでの間に、労働契約期間が満了し、かつ、労働契約の更新がないことが明らかである者を除く」のように見直すことが適当である。

【対応】

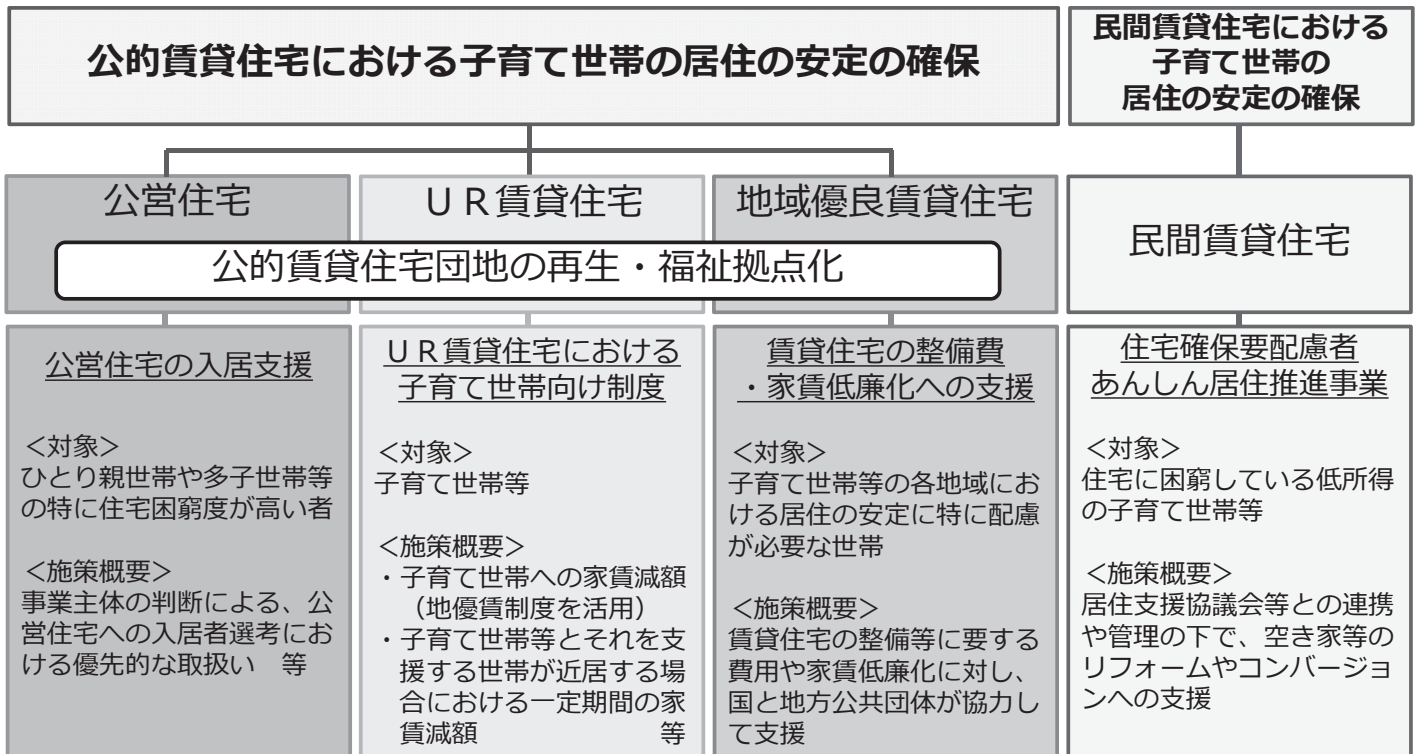
（**現行の②の要件を削除し、③の要件を緩和する。**）

- ① 申出時点で1年以上継続して雇用されていること
- ② 1歳6ヶ月までの間に更新されないことが明らかである者を除く。

公的賃貸住宅等における 子育て世帯の居住の安定の確保

概要

ひとり親家庭・多子世帯等の自立を支援するため、公的賃貸住宅等を活用し、ひとり親家庭・多子世帯等の居住の安定を図る。



公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

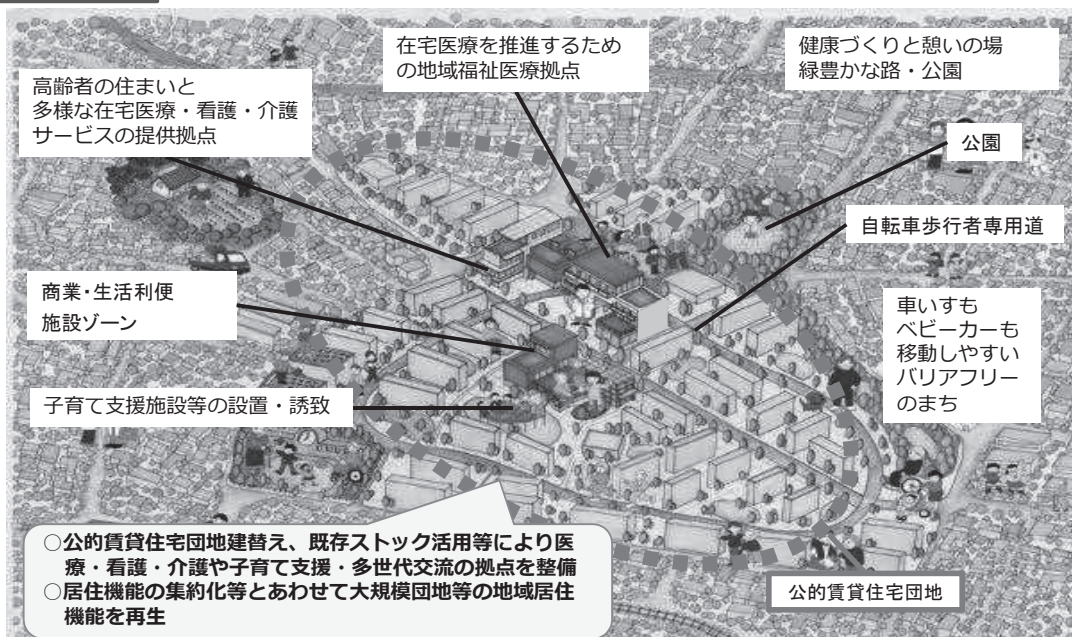
概要

○公的賃貸住宅団地において、医療・介護サービスへのニーズが拡大していると共に、子育て世帯への支援の充実を図る必要があることから、公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化を通じて多世代が暮らしやすい居住環境の形成を図る。

2020年KPI

- UR団地の医療福祉拠点化(大都市圏のおおむね1,000戸以上のUR団地約200団地のうち、100団地程度で拠点を形成)
- 高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設する公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合:25%(2013年度19%)

施策イメージ



< 柏市豊四季台地域高齢社会総合研究会の資料を基に国土交通省作成 >

公営住宅における優先入居の概要

概要

特に住宅困窮度が高い者について、地域の実情を踏まえた事業主体の判断により、入居者選考において優先的に取扱う。

社会経済情勢に照らし、特に居住の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いを行うことが適当と考えられる世帯及びその方法について、事業主体向けに技術的助言を講じている。

(「公営住宅管理の適正な執行について」H17.12.26国住総138号住宅局長通知)

(1) 優先入居の取扱いが適当と考えられる世帯

- ① 高齢者世帯
- ② 障害者世帯
- ③ 著しく所得の低い世帯
- ④ 母子世帯、父子世帯
- ⑤ 小さな子どもがいる世帯や多子世帯等住宅困窮度の高い子育て世帯
- ⑥ DV被害者世帯
- ⑦ 犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった世帯
- ⑧ 中国残留邦人等世帯

(2) 優先入居の方法

- ① 倍率優遇方式
抽選における当選率を一般の入居申込者より有利に取扱う方式
- ② 戸数枠設定方式
募集戸数の中に優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方式
- ③ ポイント方式
住宅困窮度の指標となる居住水準、家賃負担等の各項目について点数で評価し、合計点数の高い世帯から入居者を決定する方式

公営住宅法施行令の一部を改正する政令について

概要

改正の背景 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)

入居者の収入の算定(公営住宅法施行令1条3号)上、非婚の母又は父についても、寡婦控除又は寡夫控除の対象とすることについて検討を行い、平成27年中に必要な措置を講ずる。

現行制度の概要(公営住宅の入居者の収入の算定方法)

$$\left[\text{世帯の年間所得額} - \text{世帯の控除額の合計} \right] \div \text{12ヵ月} = \text{収入月額}$$

※この額に応じ①公営住宅への入居の可否、②家賃額が決まる。

●基本的な取扱い

- ・ 所得税法における収入の考え方と同じ。

(一人につき)

配偶者、扶養親族に係る控除	38万円
上記のうち70歳以上の者の控除	10万円
障害者控除	27万円
特別障害者控除	40万円
寡婦控除、寡夫控除	27万円(所得税法では法律婚のみを対象。)

改正の概要

- ・ 公営住宅法施行令第1条第3号ホを改正し、非婚の母又は父について、公営住宅の入居者の収入算定上、寡婦(寡夫)控除の対象とする。

・ 公布日:平成27年10月16日 施行日:平成28年10月1日

URにおけるミクストコミュニティ形成の促進と子育て支援等制度の拡充

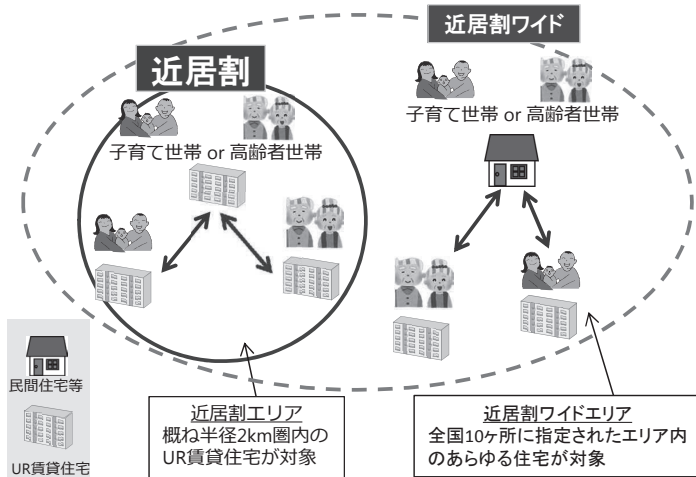
住まいを応援

概要

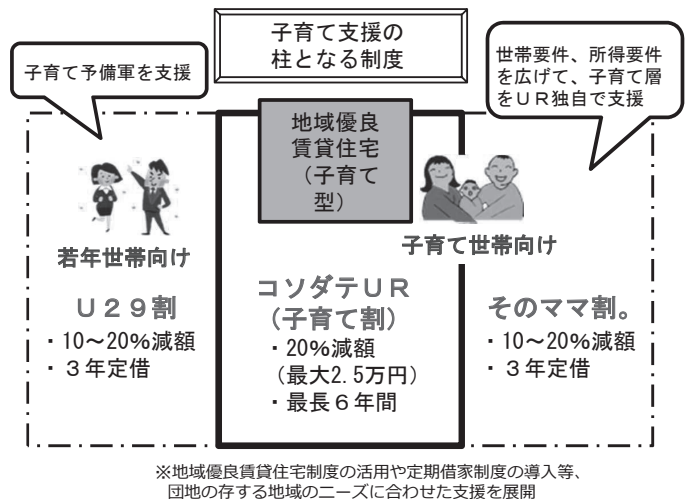
- 高齢者・子育て等世帯が、親族と交流・援助しながら生活する近居を促進するため、「近居割」を創設（平成25年度）し、UR賃貸住宅ストックの約8割（約60万戸）で導入することにより、住宅セーフティネット機能の強化とミクストコミュニティの形成を促進。さらに一部エリアを対象に近居割ワイドを平成27年9月より導入。
 - ⇒ 「近居割」の家賃減額措置を、5年間・20%に拡充する（現行5年間・5%）。
- 定期借家制度を活用した「そのママ割」や「U29割」、地域優良賃貸住宅制度活用した「子育て割」等、若年・子育て世帯の入居を支援する家賃減額により、ミクストコミュニティの形成を促進。
 - ⇒ 「U29割」の対象を、新婚世帯を含む35歳以下の若年世帯に拡大予定（「U35割」の導入）。

近居割・近居割ワイド

◆新たにUR賃貸住宅に入居する世帯を対象に5年間・5%家賃を割引



子育て世帯等支援制度



概要

地域優良賃貸住宅制度の拡充による子育て支援の強化

住まいを応援

1. 地域優良賃貸住宅制度の目的

新婚・子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯等、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する良質な賃貸住宅の供給を促進するため、住宅の整備等及び家賃の低廉化に要する費用について支援を行う。

2. 現行制度概要

① 入居対象

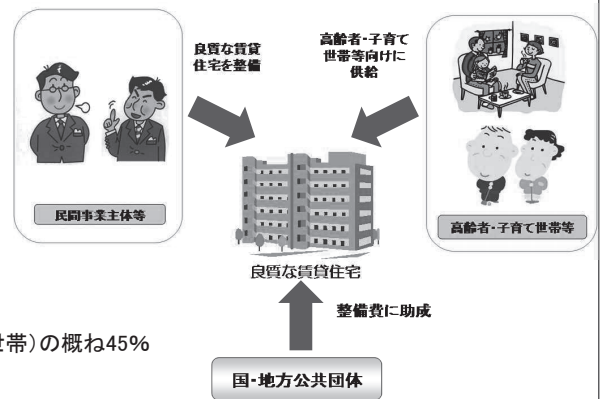
下記に掲げる者のうち、原則として収入分位70%（月収38.7万円）以下の者
 新婚世帯、子育て世帯、高齢者世帯、障害者等世帯、
 地方公共団体が地域住宅計画に掲げる者等

② 整備に対する国の支援（社会資本整備総合交付金等）

- ・事業主体が民間事業者等の場合
 ⇒ 地方公共団体が助成する費用（住宅の建設・買取費の1/6等）の概ね45%
- ・事業主体が地方公共団体の場合
 ⇒ 住宅の整備費の概ね45%

③ 家賃低廉化に対する国の支援（社会資本整備総合交付金等）

- ・地方公共団体が事業主体に対し家賃低廉化助成をする費用（上限：4万円/月・世帯）の概ね45%
- <対象世帯> i) 収入分位0~25%（月収15.8万円以下）の世帯
 ii) 収入分位25~40%（月収21.4万円以下）である次の世帯
 高齢者世帯、障害者等世帯、小学校卒業前の子がいる世帯等



<制度イメージ（事業主体が民間事業者等の場合）>

3. H27年度補正予算・H28年度当初予算における拡充内容

① 子育て世帯等への支援の拡充 <H27年度補正予算>

- ・新婚世帯・子育て世帯（収入分位25~50%）を家賃低廉化支援対象に追加（H32年度までに新たに入居する場合の時限措置）
- ・三世帯同居・近居に活用する場合における入居時の収入算定方法の特例措置
- ・地域優良賃貸住宅（転用型）について、最低管理期間（10年間）を緩和し、地方公共団体が定める期間以上とする

② ひとり親世帯・多子世帯への支援の拡充 <H28年度当初予算>

- ・ひとり親世帯・多子世帯に係る家賃低廉化支援期間の延長
- ・入居世帯要件の柔軟化（複数のひとり親世帯等のグループ居住への対応）

ひとり親家庭向け賃貸住宅としての 空き家の活用の促進

住まいを応援

現状と課題

ひとり親が持ち家を有する割合は一般家庭に比べて低く、生活の安定のためには住居の確保支援が必要。

【ひとり親家庭の住宅の状況】

	母子世帯	父子世帯	全世帯
持ち家	29.8%	66.8%	61.9%
公営住宅	18.1%	4.8%	4.2%
民間	32.6%	15.2%	28.1%

対応
民間賃貸事業者の団体と連携して、子育て環境の整ったひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用を促す。

家主への周知内容

母子世帯・父子世帯は平成23年度全国母子世帯等調査 全世帯は平成22年国勢調査

- 住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業（国土交通省の助成制度）を活用して、**空き家の多くになった賃貸住宅を改修し、「ひとり親家庭向け賃貸住宅」としての再利用を促す。**
 - ※ あんしん居住推進事業の補助（1室50万円(戸建住宅等からの用途変更の場合100万円)を上限とし、改修等の費用の1/3を助成）の要件
 - 現行の耐震基準に適合、住居の床面積が原則25㎡以上、住宅設備（台所・浴室等）を有すること、一定のバリアフリー化がなされていること等
 - ※ 「ひとり親家庭向け賃貸住宅」の入居者は、0歳～小学生の子供を育てている児童扶養手当を受給するひとり親家庭であることなどを想定
 - ※ 「ひとり親家庭向け賃貸住宅」には、入居者への配慮を求める。
 - (例) 全住戸のうち1室以上をキッズルームとして入居者に常時公開すること
育児や医療など入居者に必要な情報を常時公開すること など

新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援

住まいを応援

現状

ひとり親が家庭や仕事上の理由により転居することを希望する場合に、新たな居住地の候補となる地域の情報を入手しやすくすることが必要。



新たな生活場所を希望
対応



～「移住・交流情報ガーデン」
「全国移住ナビ」を活用した移住相談～
➤ 子育て・生活環境等の移住関連情報

～移住を促進する自治体への支援～
➤ 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)(27年度)

浜田市「シングルペアレント介護人材育成事業」(平成27年度)

ひとり親家庭が、浜田市外から移住し、浜田市内の介護保険サービス事業所で就労研修を行う場合に以下の支援を行う。(支援期間は1年間)

- ・月額15万円を研修体験費用として支給
- ・月額3万円を養育費として支給
- ・中古自動車の無償提供
- ・1年間の研修終了時に、奨励金100万円を支給 等

平成26年度はたらく母子家庭・父子家庭
応援企業表彰 受賞企業

リバー・ゼメックス株式会社(長野県岡谷市)
・全従業員(60名)中、母子家庭の母の割合 20.0%
・全女性従業員(47名)中、母子家庭の母の割合 25.5%
・母子家庭の母の平均勤続年数 6年6ヶ月

- 支援情報ポータルサイト（子供の未来応援国民運動ホームページ）において、各自治体におけるひとり親家庭支援施策やIターン・Uターンの取組について情報提供するとともに、ひとり親家庭を応援する企業の情報を掲載する。
- 「移住・交流情報ガーデン」や「全国移住ナビ」を活用し、子育て・生活環境等の移住関連情報の提供を行う。
- ひとり親家庭の移住を促進する自治体に対して、地方創生に関する「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)(27年度)」、「新型交付金(28年度)」の活用を促すことにより、ひとり親家庭のニーズに沿った移住促進策を実施できるよう支援する。

概要

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。

※ 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われていた住宅支援給付事業（平成26年度末までの事業）を生活困窮者自立支援法における福祉事務所設置自治体の必須事業として制度化。（国庫負担3/4）

住居確保給付金の概要

➤ 支給対象者

- 申請日において65歳未満であって、離職等後2年以内の者
- 離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと
- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- 国の雇用施策による給付等を受けていないこと

➤ 支給要件

- ① 収入要件：申請月の世帯収入合計額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）＋家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。
（東京都1級地の場合）単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
- ② 資産要件：申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×6（ただし100万円を超えない額）以下であること。
（東京都1級地の場合）単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
- ③ 就職活動要件：ハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等

➤ 支給額

賃貸住宅の家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額）（東京都1級地の場合 単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円）

- 支給期間 原則3か月間（就職活動を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

期待される効果

- 有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至る前の段階のセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

「子供の未来応援国民運動」の推進

趣旨・目的

いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならず、子供たちと我が国の未来をより一層輝かしいものとするため、国民の力を結集して全ての子供たちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指す。

平成27年4月2日 総理及び関係各大臣をはじめ、官公民、様々な立場の方々が一堂に会した「発起人集会」を開催し、趣意書を採択。

国民運動事業の展開

- 支援情報の一元的な集約・提供
 - ・各種支援情報の総合的なポータルサイトの整備
- 支援活動と支援ニーズのマッチング事業
 - ・企業・団体が行っている支援活動と地域における様々な支援ニーズとをマッチング
- 地域における交流・連携事業の展開
 - ・地域の実情を踏まえた関係者の顔の見える交流・連携の推進
- 民間資金による基金創設
- 国民運動の推進主体となる事務局の設置
 - ・内閣府、文部科学省、厚生労働省及び日本財団を中心に設置



「支援情報ポータルサイト (子供の未来応援国民運動HP)」の開設

社会全体で応援

概要

ひとり親家庭に対する支援施策を含め、国、都道府県、市町村等が行う子供の貧困対策（支援情報）を一元的に集約した上で、支援の種類等によって検索できる総合的な支援情報ポータルサイトを整備し、支援者及び当事者へ情報提供を図る。

検索のイメージ

- 教育の支援
- 生活の支援
- 親の就労支援
- その他

支援の種別から検索

又は

- 勉強に関すること
- 仕事に関すること
- 友達や趣味、居場所など
- その他

悩みごと(60種類)から検索



詳細検索

- 対象(属性)で検索
(生活保護世帯、ひとり親世帯、社会的養護施設入所者等)
- 支援を受ける地域で検索
(都道府県名を選択、市区町村名を入力)
- 支援を提供する組織で検索
(中央省庁、都道府県庁、市区町村)
- フリーワードで検索

検索を実行

支援情報(施策名、担当窓口、連絡先)が表示される ⇒ 更に詳細な情報も表示可能

※ 国、都道府県、政令市の支援情報は開設時(平成27年10月)から掲載(市区町村の支援情報も平成28年4月から掲載)。なお、民間団体等の支援情報は順次追加を図り、それぞれ情報量を充実させる。

「支援活動と支援ニーズとのマッチングサイト (子供の未来応援国民運動HP)」の開設

社会全体で応援

概要

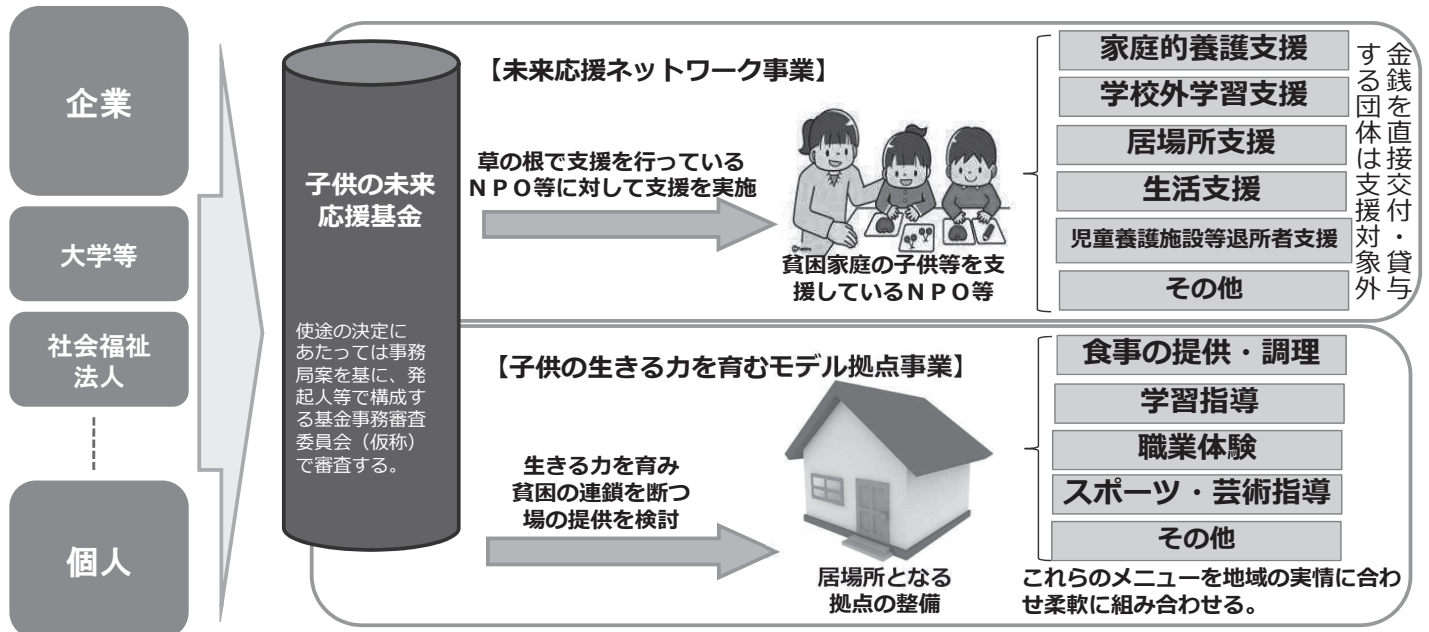
CSR活動を行う企業等の支援リソースと、NPO等が抱えているニーズの双方を掲載し、相互に検索できるようにすることで、マッチングさせる仕組みを構築する。



民間資金による「子供の未来応援基金」の創設 社会全体で応援

概要

子供の貧困の放置は、子供たちの将来が閉ざされてしまうだけでなく、社会的損失につながるとの考えを前提に、子供の貧困対策を「慈善事業」にとどまらず、「未来への投資」と位置づけ、寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを「子供の未来応援基金」として結集し、「未来応援ネットワーク」事業等を実施する。



子供の未来応援地域ネットワーク支援事業 社会全体で応援 (地域子供の未来応援交付金)

概要

「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を効果あるものとするため、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成を支援するため、「地域子供の未来応援交付金」を創設する。

事業の具体的内容

- (1) 各自治体における、貧困の状況にある子供や家庭の実態把握と支援ニーズの調査・分析、支援のために整備すべき地域の資源の把握、具体的・定量的な支援体制の整備計画の策定を支援する。
- (2) 当該計画に従った体制整備のため、上記「3つのつなぎ」を実現することができる人材（コーディネーター）を発掘し、関係者間の実のある協力関係を構築することを、上記の支援と併せ、実施する。
- (3) 上記のいずれも実施した自治体が、国民運動の展開に合わせ、「子供の未来応援基金」とも連動し、県民・市民運動を展開して協力体制を形成しつつ、地域の資源を活かした先行的なモデル事業を実施する場合に、これを支援する。

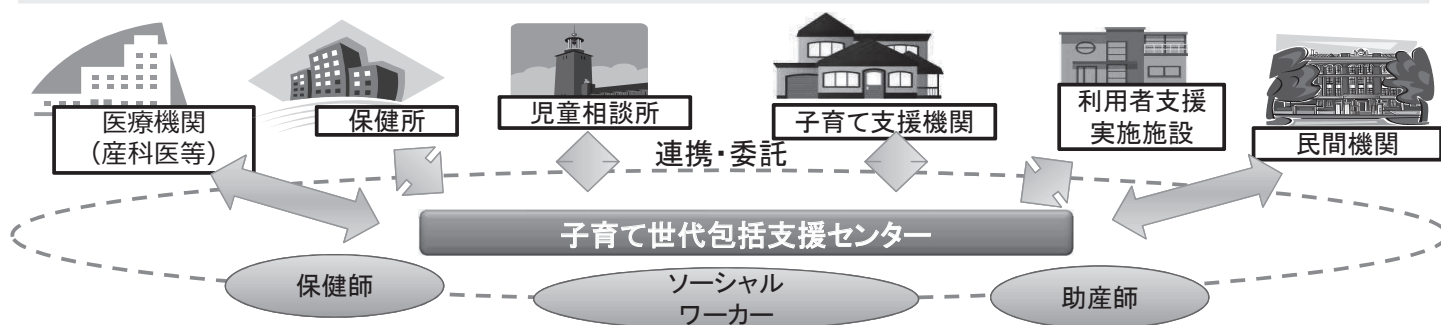
児童虐待防止対策強化プロジェクト (参考資料)

子育て世代包括支援センターの全国展開

発生予防

現状

- 現状、妊娠から子育て期にわたる支援については様々な機関が個々に行っている。
- 妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的に相談支援を提供し、切れ目ない支援を実施するため、ワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の全国展開を目指している。
- 子育て世代包括支援センターにおいては、妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより、妊産婦等に対し、きめ細かい支援を実施。



課題

- 関係機関等において支援を要する妊産婦等の情報を共有することが必要。
- 低所得の妊婦や望まない妊娠、若年者の妊娠等について相談を受けた場合等、適切な連携をすることが必要。

対応

- 子育て世代包括支援センターを法定化し、全国展開を図る。
- 妊産婦等の状況に応じて必要な支援機関に接続し、虐待予防につなげる。
※ 関係機関等において支援を要する妊婦の情報について共有し、低所得の妊婦に対し助産施設の周知を行うとともに、必要に応じて、児童相談所と連携して、特別養子縁組につなぐなど、必要な支援機関に接続する。

母子保健事業との連携強化

現状

- 妊産婦や乳幼児等への健診・保健指導等を行う母子保健事業は、児童虐待の予防や早期発見に資するものである。
- 母子保健法は、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的とする法律である。



課題

- 母子保健事業が児童虐待の予防や早期発見に資するものであることが母子保健法上明確になっていない。

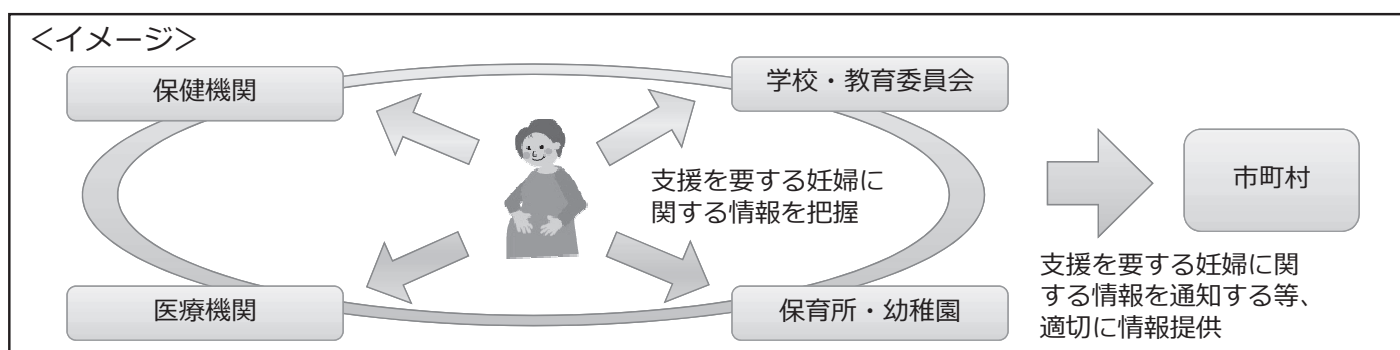
対応

- 母子保健事業の実施に当たっては、当該事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることに留意するよう、母子保健法において明確化する。

支援を要する妊婦の情報の確実な把握等

現状

- 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことを特定妊婦といい、養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会の対象となっている。
- 虐待による死亡事例における0歳児の割合は44.0%を占め、0日児死亡事例は16.8%を占める。
- 0日児死亡事例では、望まない妊娠の占める割合が70.4%。



課題

- 死亡事例の背景としては、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えている、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題がある。
- 支援を要する妊婦を把握しやすい機関が、虐待のリスクについて妊娠期から着目して支援につなぐことが必要。

対応

- 支援を要すると思われる妊婦を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、市町村に対して通知するよう努めるものとする。

子育て家庭へのアウトリーチ支援

発生予防

現状

- 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育相談・助言を行う乳児家庭全戸訪問事業を実施。
- 養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を行う養育支援訪問事業を実施。
- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う地域子育て支援拠点事業を実施。また、子育て中の保護者等が子育てサービスを円滑に利用できるよう、情報提供や相談助言、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援事業を実施。



課題

- 様々な事情により、地域社会から孤立しがちな子育て家庭が存在。

対応

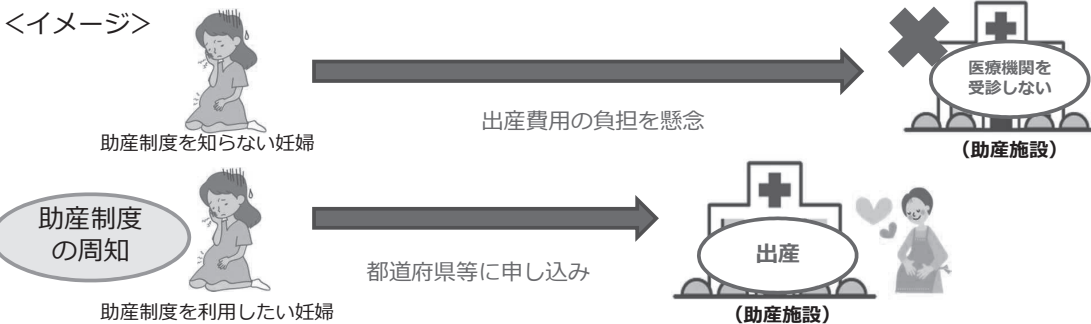
- 乳児家庭全戸訪問事業を全ての市町村において実施。養育支援訪問事業についても、全ての市町村における実施を目指す。
- 訪問型家庭教育支援の推進。
- 地域子育て支援拠点事業等の訪問型支援の活用。

助産施設の更なる周知

発生予防

現状

- 虐待による死亡事例における0歳児の割合は44.0%を占め、0日児死亡事例は16.8%を占める。
- 0日・0ヶ月児死亡事例をみると、医療機関で出産した事例は8.8%にとどまり、医療機関外での出産が大半。
- 経済的な理由により入院して出産することができない妊婦は、都道府県・市・福祉事務所設置町村に申し出ることによって助産施設で入院・出産できる制度（助産制度）があるが、助産制度を知らないため、出産に要する費用負担を懸念して、医療機関での受診をためらう事例もある。



課題

- 妊娠を抱え込まず出産しやすい環境づくりを行っていくことが重要。
- 低所得の妊婦が受診し医療機関が接点を持つことで、その後の支援につなげていくことが重要。

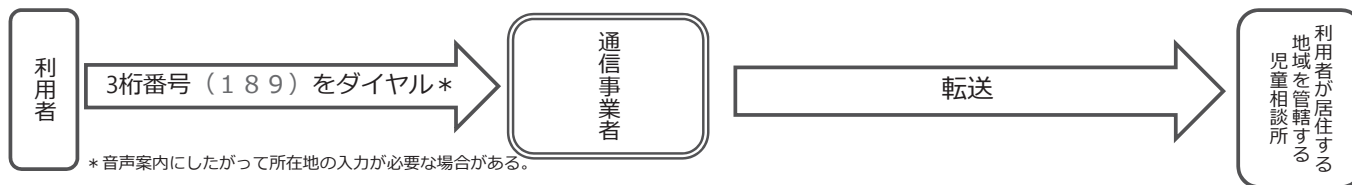
対応

- 助産制度を周知することで、助産制度の利用を促す。

児童相談所全国共通ダイヤルの更なる周知

現状

- 平成21年10月から開始した児童相談所全国共通ダイヤルをこれまでの10桁（0570-064-000）から覚えやすい3桁の番号(189)にし、平成27年7月1日から運用開始。



【主な転送パターン】

- ① 固定電話から発信した場合
 - ・ 発信した電話の市内局番等から管轄が特定できれば、そのまま児童相談所へ転送
 - ・ 特定できない場合は、ガイダンスに沿って発信者に居住地の地域番号を入力してもらい、管轄児童相談所を特定
- ② 携帯電話等から発信した場合
 - ・ ガイダンスに沿って、発信者に居住地の郵便番号（7桁）を入力してもらい、管轄児童相談所を特定

課題

- 広報活動を行ったものの、「189」をまだ知らない方がいる。

対応

- 児童虐待防止対策推進月間等における更なる広報活動を行う。

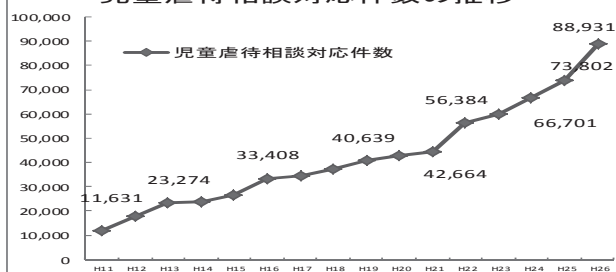
迅速・的確な対応

児童相談所の体制強化

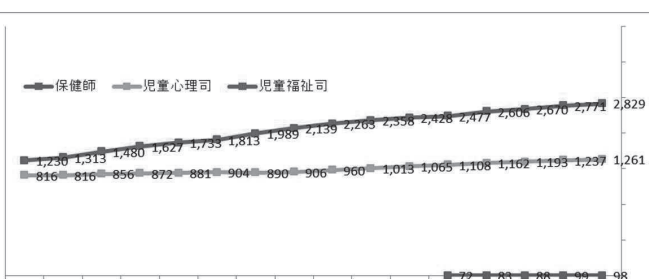
現状

- 平成26年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、平成11年度に比べて約7.6倍。一方、児童福祉司の配置人数は同期間に約2.3倍。
- 心理面に配慮することが必要な相談、発達に関する相談、法的知識を要する相談など、専門的な知識や技術を必要とするケースの増加。

児童虐待相談対応件数の推移



児童福祉司、児童心理司、保健師の推移



課題

- 増加傾向にある児童虐待に係る相談対応に対して迅速かつ的確に対応する必要。
- そのため、業務量に見合った児童相談の体制整備及び専門性を確保することが必要。

対応

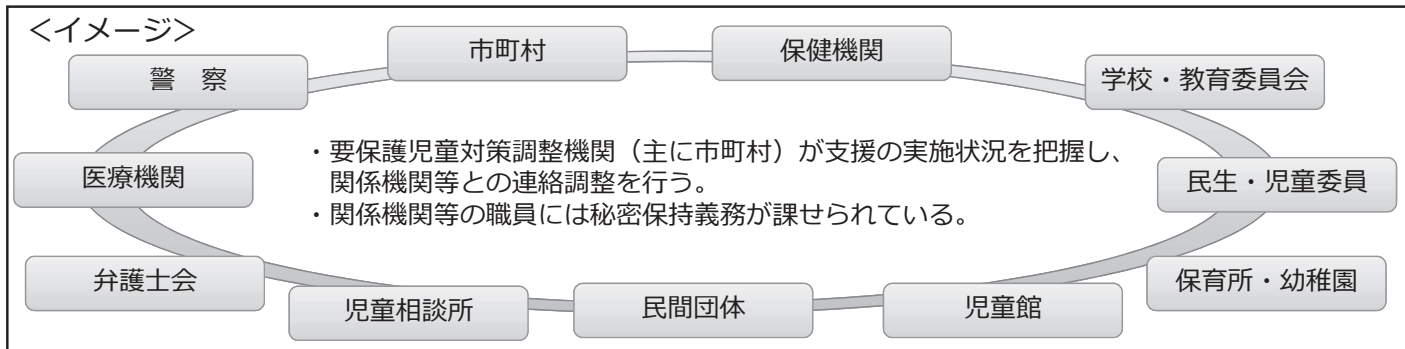
- 児童相談所の体制や専門性を計画的に強化するため、「児童相談所体制強化プラン（仮称）」を策定し、児童福祉司、児童心理司、保健師等の配置の充実や、子どもの権利を養護する観点等からの弁護士を活用等を行う。

要保護児童対策地域協議会の設置

迅速・的確な対応

現状

- 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護や要支援児童・特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めるものとされている。
- 協議会は、要保護児童の適切な保護等を図るために必要な情報交換や、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとされている。



課題

- 依然として要保護児童対策地域協議会を未設置の市町村がある。

※全国1,741市町村中、1,731市町村が設置（99.4%）
（平成27年6月1日現在）



対応

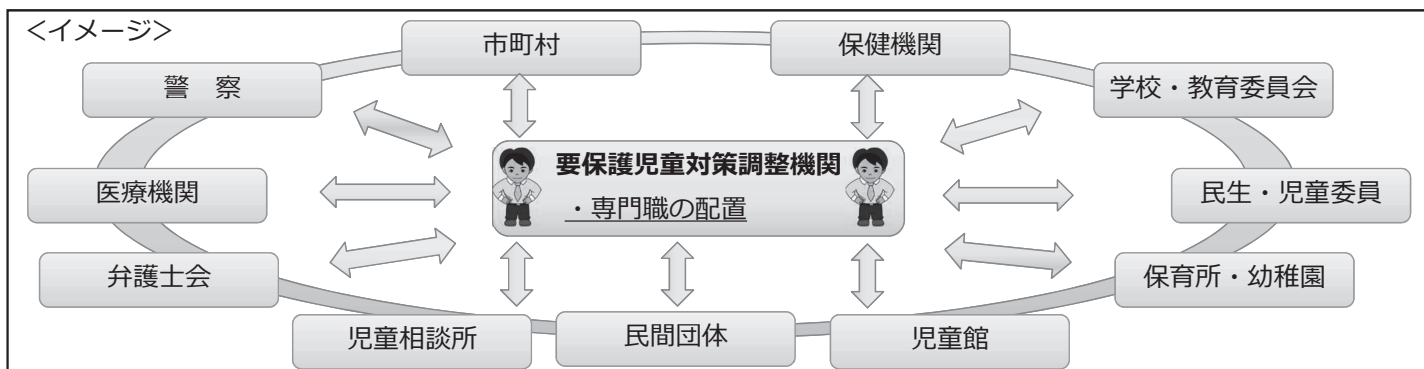
- 市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底する。

要保護児童対策調整機関の専門性の向上

迅速・的確な対応

現状

- 多くの関係機関等から構成される要保護児童対策地域協議会を効果的に機能させるため、その運営の中核となり関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う要保護児童対策調整機関を置くこととされている。また、要保護児童対策調整機関には、児童福祉司たる資格を有する者等を置くように努めるものとされている。
- 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。



課題

- 協議会の中核となる調整機関が、各機関の支援の調整を行うマネジメントと進行管理の役割を円滑に果たすため、高い専門性が必要。



対応

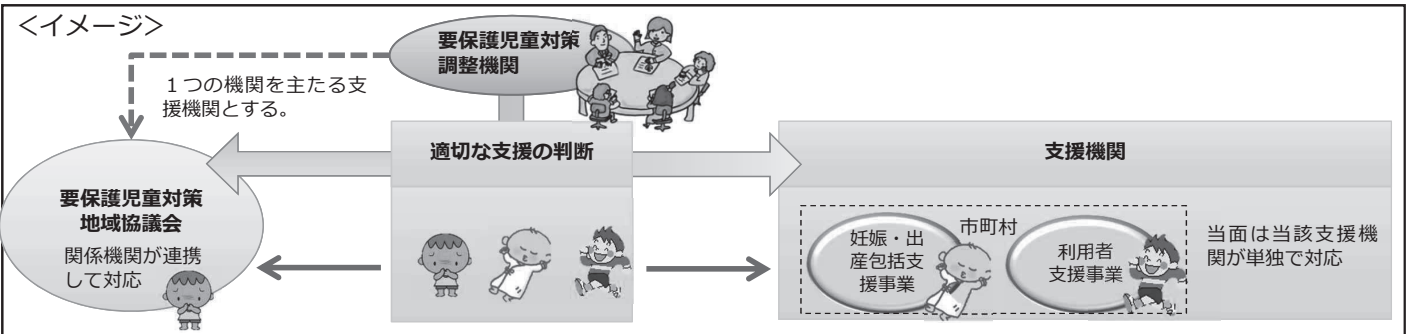
- 要保護児童対策調整機関への、児童福祉司たる資格を有する者等の専門職の配置を拡大する。

要保護児童対策地域協議会の効率的な運営の促進

迅速・的確な対応

現状

- 多くの関係機関等から構成される要保護児童対策地域協議会を効果的に機能させるため、その運営の中核となり関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う要保護児童対策調整機関を置くこととされている。
- 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。



課題

- 進行管理する事例数が年々増加し、個々の事例について十分な検討を行う余裕がない状況。
- 関係機関等の支援方針などに関する意見が異なり、協議が調わない場合がある。
- 協議が調わない場合であっても、適時適切に児童の保護等を行う必要がある。

対応

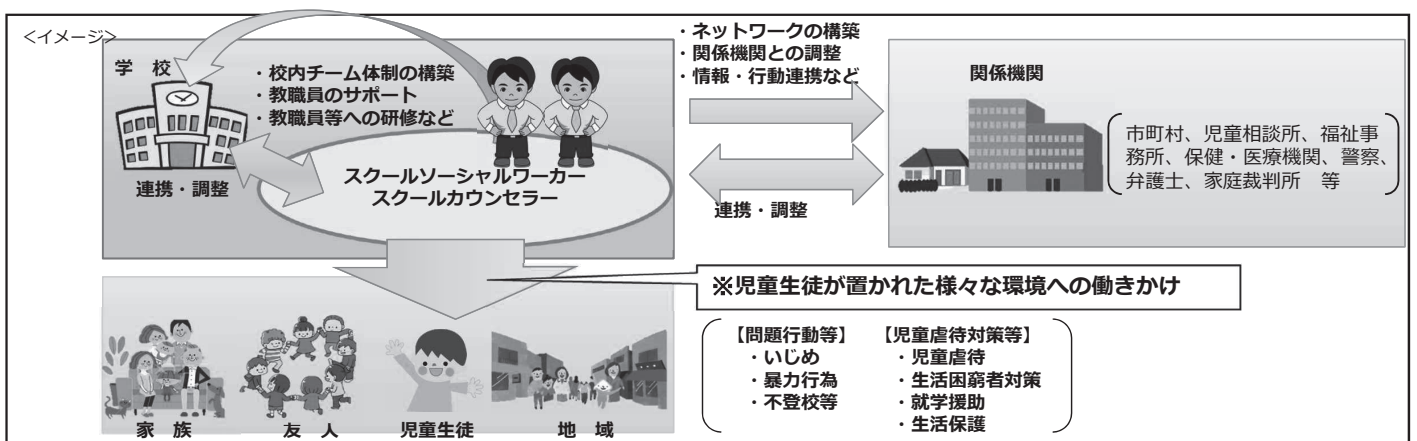
- 要保護児童対策調整機関について、次のような運用を行う事を促進する。
 - ・ 必要に応じて、利用者支援事業等の利用を促す児童かどうかを判断する。
 - ・ 関係機関等の協議に時間を要する場合に、参加する1つの機関を主たる支援機関とする等。

学校における早期発見と適切な初期対応

迅速・的確な対応

現状

- 学校は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待を早期に発見し迅速かつ的確に対応できる体制の整備が必要である。



課題

- 児童虐待対応には専門的・組織的な体制が必要である一方、学校における体制は必ずしも十分ではない。
- 児童虐待への対応に当たっては、関係機関同士が協力・連携して対応することが必要。

対応

- 学校へのスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置を充実する。
- これらの外部の専門家や教職員に対する児童虐待を含めた研修を充実する。

医療機関における児童虐待対応体制の整備

現状

- 医療機関は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待を早期に発見し迅速かつ的確に対応できる体制の整備が必要である。

<イメージ>



課題

- 児童虐待対応には専門的・組織的な体制が必要である一方、医療機関における体制は必ずしも十分ではない。
- 児童虐待への対応に当たっては、関係機関同士が協力・連携して対応することが必要。



対応

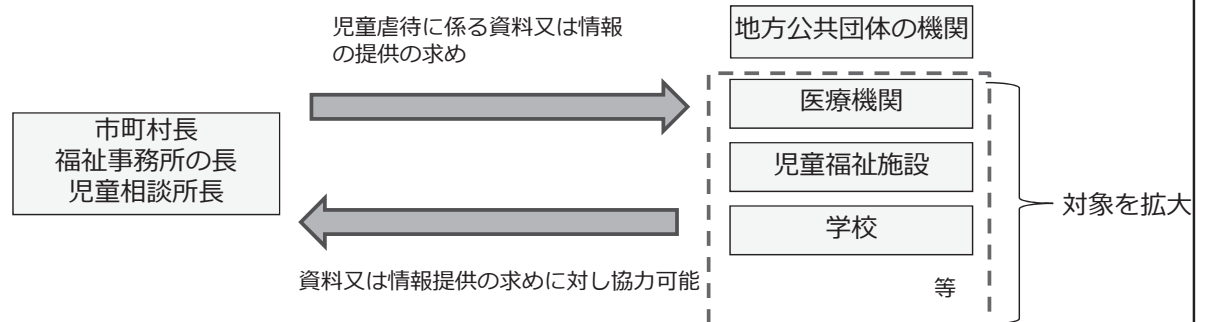
- 医療従事者に対する研修や要保護児童対策地域協議会への参加を促進する。

関係機関等による調査協力

現状

- 地方公共団体の機関は、市町村長、児童相談所長等から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、これを提供することができることとされている。

<イメージ>



課題

- 児童虐待に係る情報は、虐待への対応方針の判断等に必要不可欠である一方、個人情報保護の観点等から、民間の医療機関、児童福祉施設、学校等関係機関から児童虐待に係る情報の提供を受けられない場合がある。



対応

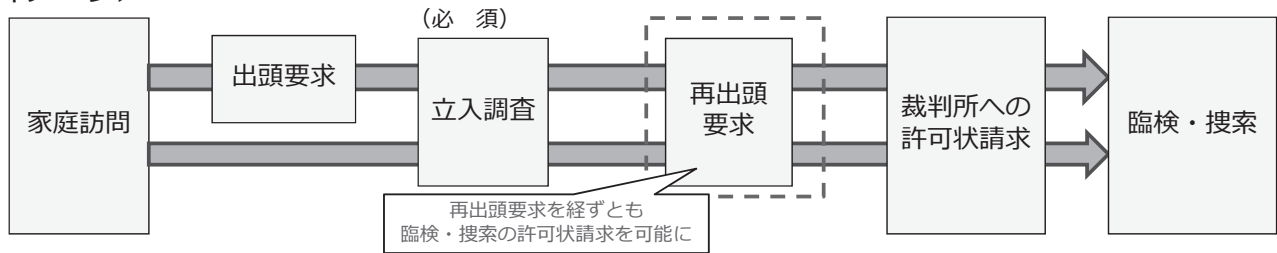
- 児童相談所が、児童虐待に係る資料又は情報の提供を求める対象を、民間の医療機関、児童福祉施設、学校等に拡大し、これらの関係機関が、地方公共団体の機関と同様に、当該求めに対して協力することができる仕組みを設ける。

臨検・搜索手続の簡素化

現状

- 都道府県知事は、立入調査を正当な理由なく拒否等をした保護者が再出頭要求に応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、住居等へ立入り、児童の搜索を行うことができる（解錠等の実力行使も可能）。
- 平成20年4月の施行以降26年度までに実施された事例は全8件で、出頭要求から臨検搜索までに要した日数は1～70日。

<イメージ>



課題

- 緊急時には、虐待を受けていると思われる児童の安全を迅速に確保する必要があるが、臨検・搜索の実施までの手続きに時間を要する場合がある。



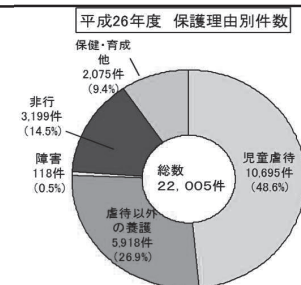
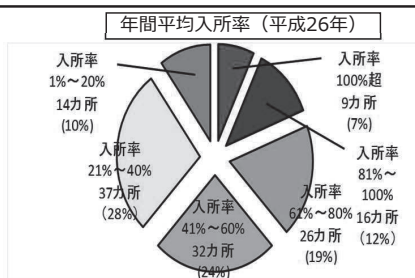
対応

- 臨検・搜索手続を簡素化し、都道府県は、再出頭要求を経ずに、裁判所の許可状により、職員を児童の住所に臨検させ、児童を搜索させることができることとする。

一時保護所の体制整備等

現状

- 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設（一時保護所）を設けることとされている。
- 児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができることとされている。



課題

- 一時保護の対象となる児童の数が増加傾向にあるため、十分な定員を確保する必要がある。
- 一時保護を要する背景は虐待、非行あるいは養育困難など様々であり、個々の児童の状況に応じた対応を可能とするための環境改善が必要である。
- 保護・支援を受ける子どもの立場に立った質の向上が必要。
- 質の客観性の担保、課題の共有化が必要。



対応

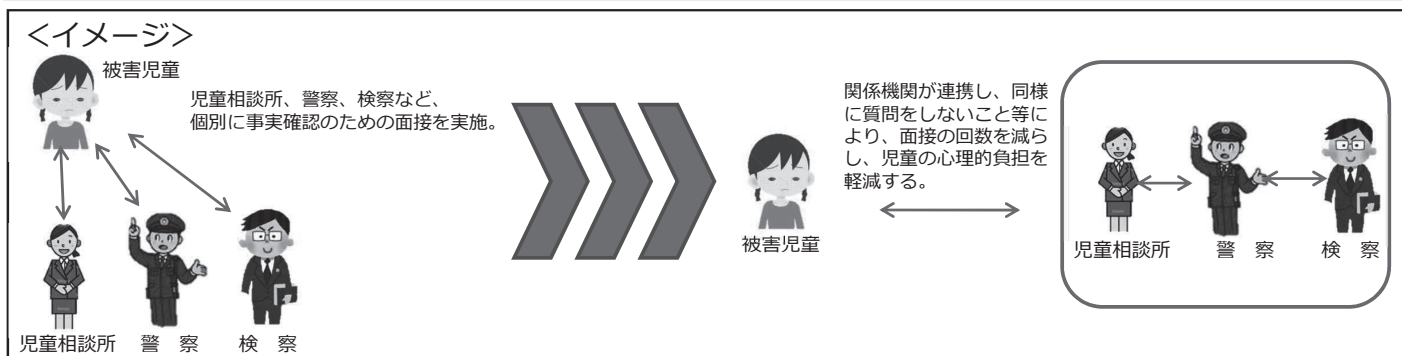
- 里親等へ一時保護委託を推進する。
- 一時保護所についても必要な環境改善や量的拡大を図る。
- 一時保護所について第三者評価の仕組みを設ける。

被虐待児童の心理的負担に配慮した面接

迅速・的確な対応

現状

- 特に性的虐待においては、外傷が認められないことが多い、生活状況からその事実の確認を行うことが困難であることなどから、児童の面接での証言内容が非常に重要な意味を持つ。
- 性的虐待などを受けた児童は、被害状況の確認のため、児童福祉司などの児童相談所職員、警察官、検察官などから、複数回にわたり面接を受けることとなる。



課題

- 被害状況の確認のための面接自体がいわゆる「二次的被害」(※)につながる場合がある。
※二次的被害とは、性的虐待などの事実を思い出し話すこと自体が元のトラウマ的な出来事の再体験としてトラウマを生じさせること。

対応

- 児童相談所、警察及び検察が連携を強化し、個別事例に応じて、協同面接を実施した試行的取組を実施する。

迅速・的確な対応

情緒障害児短期治療施設の体制整備等

現状

- 情緒障害児短期治療施設は、少子化社会対策大綱において全国47カ所を目標（平成31年度）としているが、平成26年度において全国38カ所の設置に留まっている。
- 平成27年度に新たに5カ所設置予定であり、設置都道府県数も32道府県となる予定。
- 情緒障害児短期治療施設がない地域では、児童養護施設に心理療法の担当職員などを配置して対応。

○情緒障害児短期治療施設の設置カ所数

H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
37カ所	37カ所	38カ所	38カ所	38カ所

※各年10月1日現在

未設置都道府県

秋田県・山形県・福島県・千葉県・東京都・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・奈良県・徳島県・愛媛県・佐賀県・大分県・宮崎県・沖縄県 計17県

課題

- 医師が必置であるが、人件費が低く確保困難。
- 学校教育との連携が進んでいない。
- 被虐待児など対応が困難な児童が増えることや入所期間が長期に及ぶ場合がある等の実態に合った施設とする必要がある。

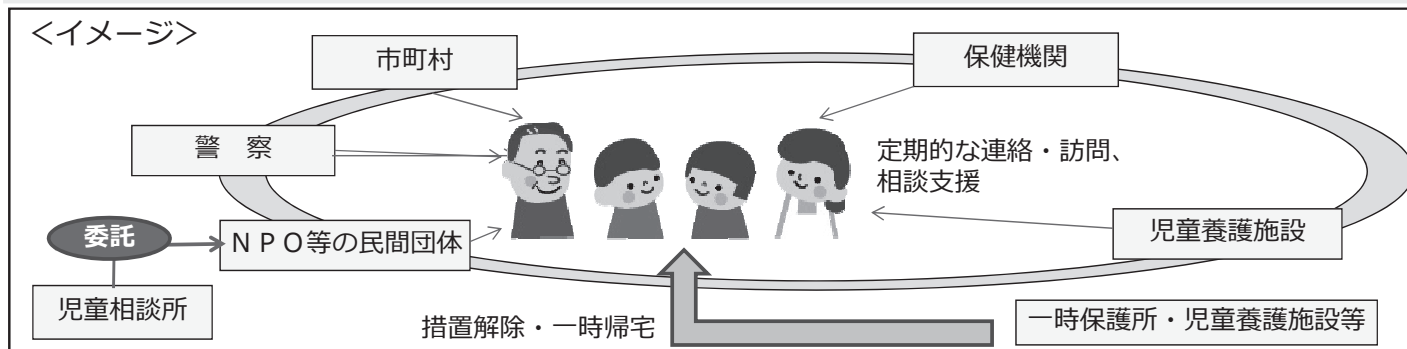
対応

- 情緒障害児短期治療施設における医師を確保しやすくするため、運営費（措置費）を充実（平成28年度～）。
- 情緒障害児短期治療施設への通所指導を積極的に活用。

施設退所時の助言等

現状

- 都道府県知事、児童相談所長などは、一時保護や施設入所等の措置を解除する際、あらかじめ児童の保護者等に対し、当該措置の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴くこととされている。
- また、児童虐待を受けた児童について上記措置を解除する場合には、当該児童の保護者を指導している児童福祉司等の意見を聴くとともに、保護者指導や再度の虐待予防策等の効果等を勘案することとされている。



課題

- 措置を解除した後に、より深刻な虐待が発生するケースがみられる。
- 措置の解除に当たっては、継続的なフォローが重要。

対応

- 児童相談所が委託したNPO法人等による助言・カウンセリングや、市町村、児童相談所、児童養護施設、NPO法人等の連携した対応による定期的な安全確認、相談・支援等を実施する。

里親委託の推進

現状

- 平成23年の「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護全体の中で施設養護を概ね1/3、グループホームを概ね1/3、里親・ファミリーホームを概ね1/3とすることを目標としている。
- 里親・ファミリーホームへの委託率は平成26年度末現在で16.5%。
- 都道府県等において、里親制度の普及促進や里親委託の推進、未委託里親へのトレーニングなどを実施する里親支援機関事業が行われている。

○里親等委託率の推移

H21	H22	H23	H24	H25	H26
11.1%	12.0%	13.5%	14.8%	15.6%	16.5%

※福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ（各年度末現在）

課題

- 里親制度に対する社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
- 児童相談所が虐待対応業務に追われ、里親委託の業務に十分関わっていない。

対応

- 里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を都道府県の業務として法定。
- 上記の支援について、社会福祉法人やNPO法人等の民間団体に委託することを推進。

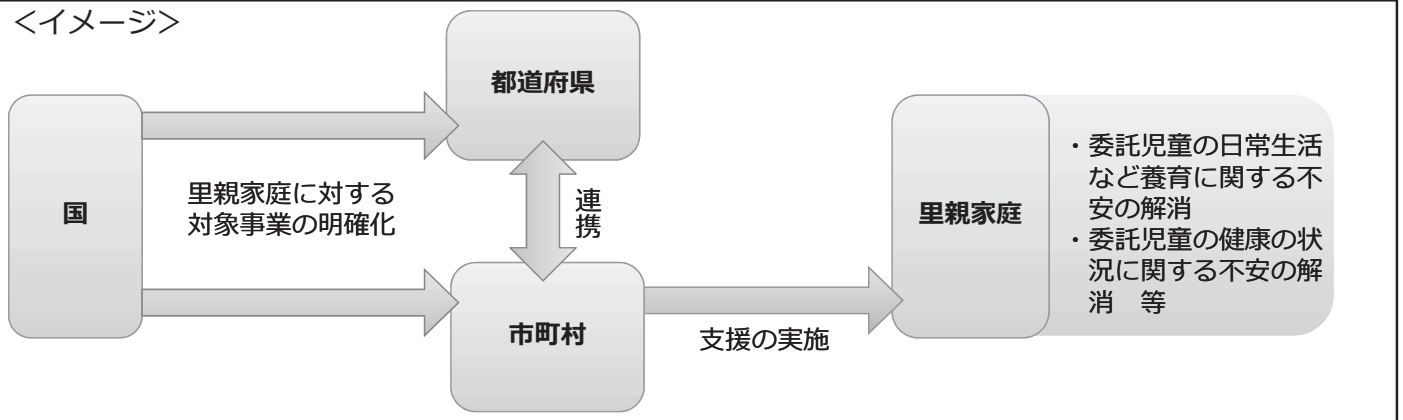
里親家庭に対する訪問事業等の実施

自立支援

現状

- 平成23年の「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護全体の中で施設養護を概ね1/3、グループホームを概ね1/3、里親・ファミリーホームを概ね1/3とすることを目標としている。
- 里親・ファミリーホームへの委託率は平成26年度末現在で16.5%。
- 里親に対する支援として、児童相談所、児童家庭支援センター及び里親支援機関による相談・援助が行われている。

<イメージ>



課題

- 里親の負担軽減のための支援の充実が必要。

対応

- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び乳幼児健康診査について、里親家庭も対象であることを明確化する。

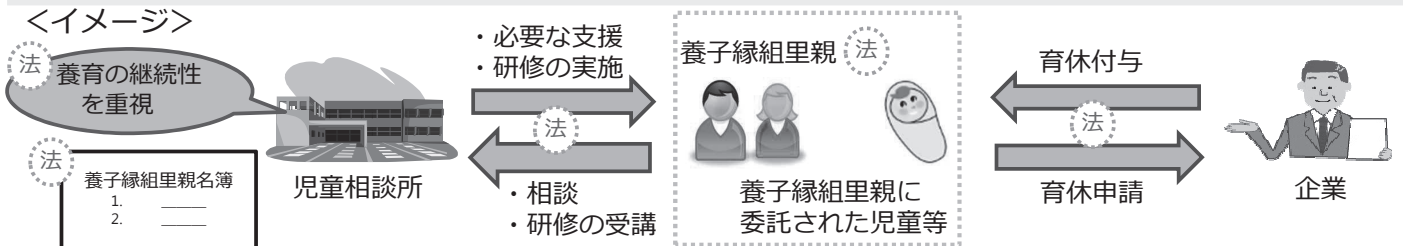
養子縁組の推進

自立支援

現状

- 養子縁組は、実親による養育が困難な子ども等の養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図る重要な仕組み。養子縁組が子どもの最善の利益になると認められる場合は、積極的な支援を行うことが重要。
- 児童相談所において、児童相談所運営指針等に基づき養子縁組に関する相談支援が行われているが、更なる取組を促進するための法整備が必要。
- 同時に、就業中の者であっても養子縁組をしやすい環境の整備を図ることも必要。

<イメージ>



課題

- 児童相談所の業務について、養子縁組に関する相談支援が法に位置づけられていない。
- 養子縁組里親が法に位置づけられていない。
- 育児休業の対象となる子が、法律上の親子関係のある者（実子又は養子）に限られている。

対応

<児童福祉法関係>

- 児童を養子とする養子縁組に関する相談支援を児童相談所の業務に位置づける。
- 養子縁組里親を法定化し、研修義務化や欠格要件、都道府県知事による名簿登録を規定。

<育児・介護休業法関係>

- 育児・介護休業法上の育児休業等の対象に、養子縁組里親に委託された者等を加える。

児童家庭支援センターの機能強化

現状

- 児童家庭支援センターは地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- 平成26年10月現在104か所。少子化社会対策大綱では、平成31年度までに340か所を整備する目標。

○児童家庭支援センターの設置力所数

H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	...	H 3 1
8 2 力所	8 7 力所	9 2 力所	9 8 力所	1 0 4 力所		3 4 0 力所

※各年10月1日現在

※目標力所数

課題

- 現在のところ全国的に設置数は少なく、また地域によって取組状況は様々であり、児童相談所の補完的役割を十分に果たせていない。



対応

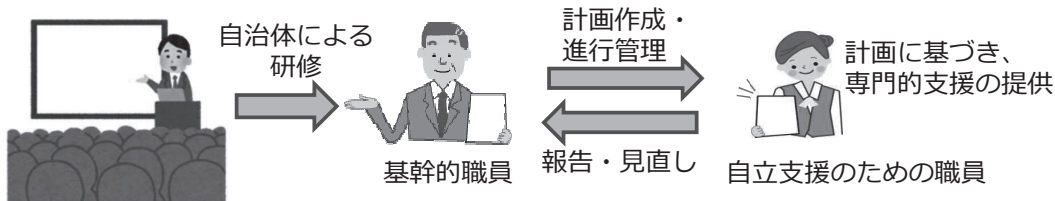
- 相談・援助体制の強化を図るため、児童家庭支援センターの設置を拡大。
- 児童家庭支援センターにおける相談・援助機能の強化を図る。

効果的な自立支援の実施

現状

- 児童養護施設等では、自立に向けた生活習慣や金銭管理等を習得するための支援や、進学のための学習指導、就職するための職業指導を実施している。
- 児童養護施設や児童自立支援施設には職業指導員を配置しているところがあり、職業実習の指導や就職活動の支援を行っている。職業指導員を配置している児童養護施設は全国601か所のうち41か所、児童自立支援施設は全国58か所のうち3か所となっている。

<イメージ>



- <自立支援のための支援例>
- ① 社会性の習得
 - ② 履歴書の書き方、面接指導
 - ③ ハローワークへの同行支援
- 社会体験・就労体験を追加
農家等での活動
ボランティア活動への参加 等

課題

- 入所措置等の時点から将来の人生設計を見越した自立支援計画を策定し、定期的な点検・評価を行いながら進めることが必要。
- 施設入所児童は偏った経験をしていることが多いため、様々なことを経験できる機会の提供が必要。



対応

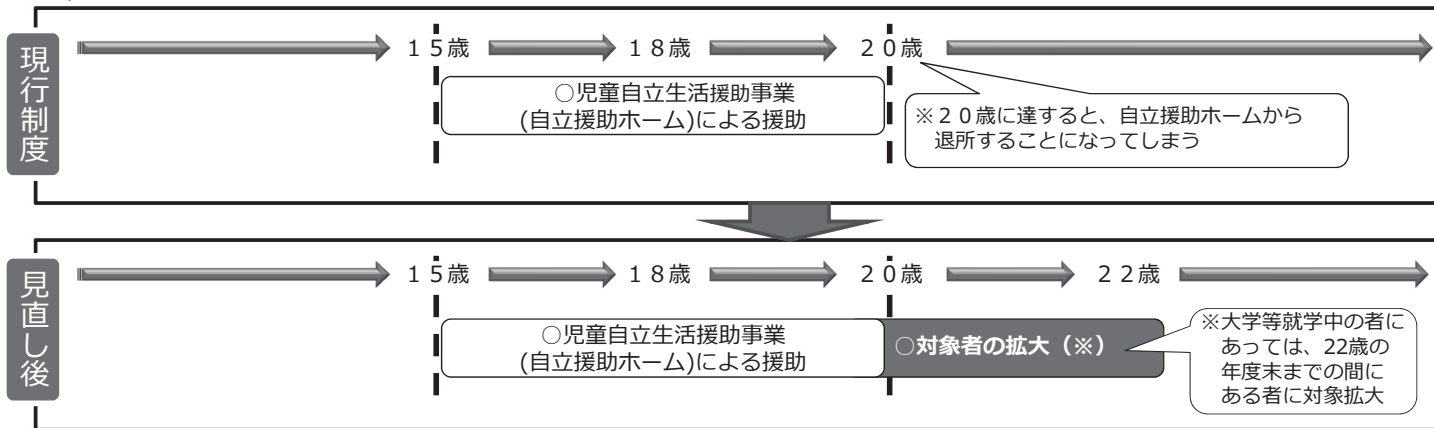
- 施設入所等児童に対する効果的な自立支援のための職員を配置すること等により、専門的支援を実施。

自立援助ホームの支援対象者の拡大

現状

- 現行児童福祉法における児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象者は、義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者とされている。
※児童とは、満18歳に満たない者をいう。

<イメージ>



課題

- 現行の児童福祉法では、自立援助ホーム入居者が20歳に到達した時点で支援が必要な場合でも退所することとなってしまう、大学卒業まで継続した支援を行うことができない。

対応

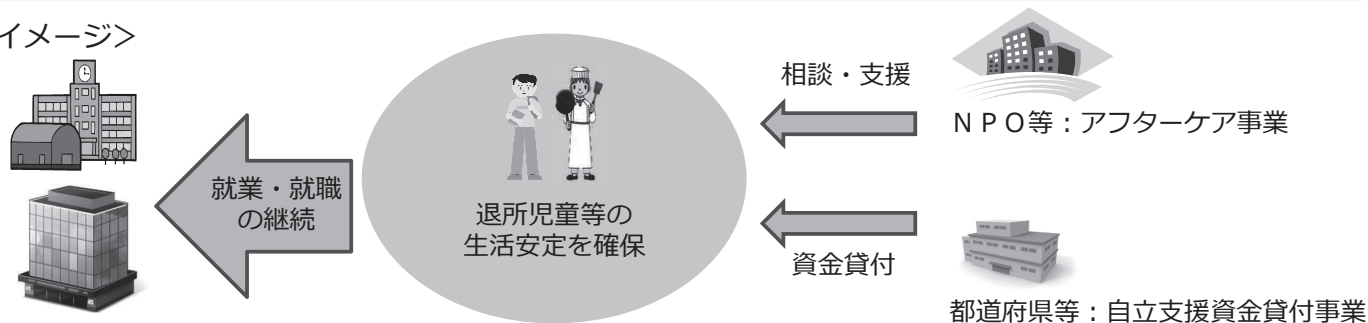
- 自立援助ホームの入居者であって大学等へ進学している場合には、自立援助ホームの対象者として22歳に達する日の属する年度の末日まで支援の対象とすることを目指す。

施設退所児童等に対する支援

現状

- 児童養護施設等に入所している児童等は、一般と比べて大学等への進学率が低く、また、就職後も一般と比べて離職しやすい状況にある。
- 地域社会における社会的自立を促進するため、児童養護施設退所者等の生活・就業に関する相談に応じる退所児童等アフターケア事業を実施しており、平成26年度実績では23自治体で実施されている。

<イメージ>



課題

- 保護者がいない等により生活基盤が脆弱なため、やむなく離職や中途退学に追い込まれることのないよう、支援が必要。
- 施設退所者等の生活・就業に関する相談支援体制の強化が必要。

対応

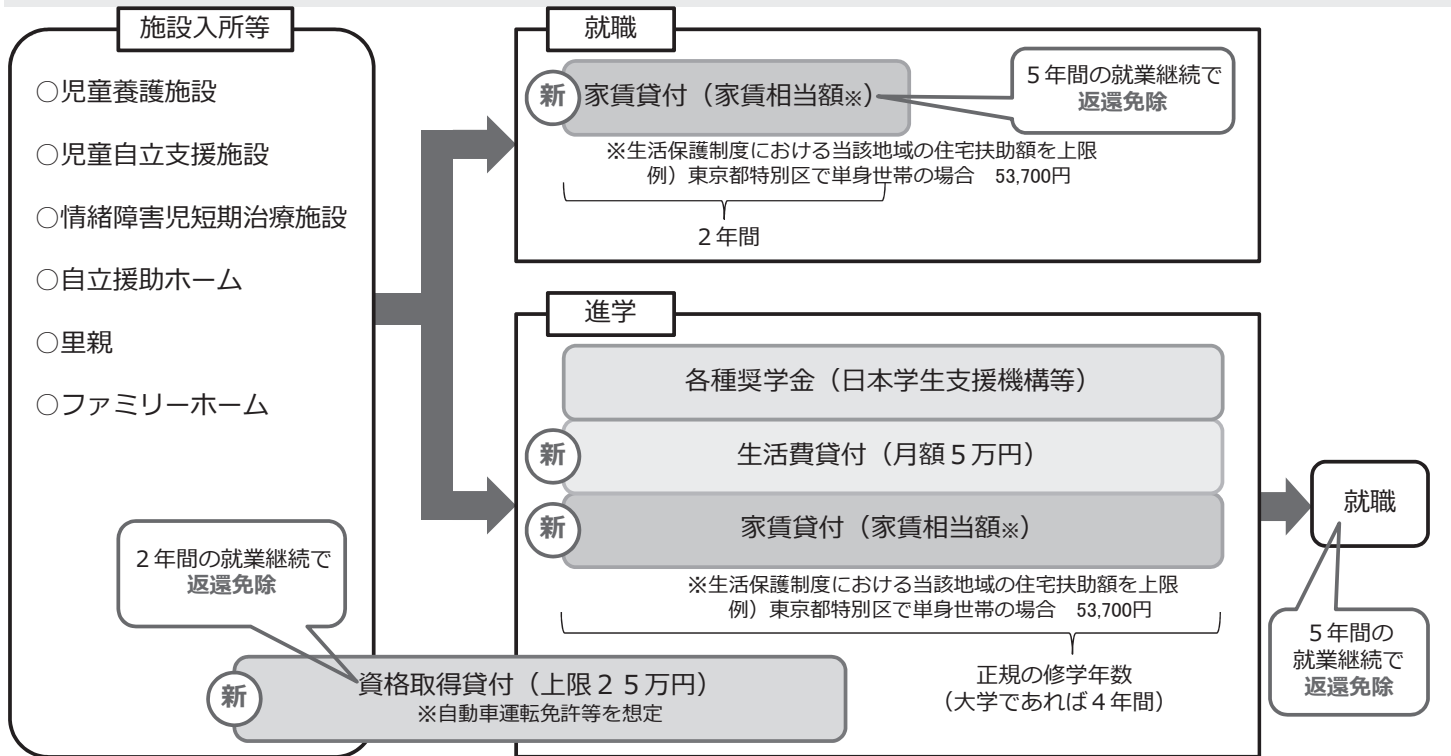
- 児童養護施設退所者等に対して相談・支援等を行う退所児童アフターケア事業を拡大。
- 施設退所者等に家賃相当額や生活費の貸付を行うことにより安定した生活基盤を築くための自立支援資金貸付事業を創設（平成27年度補正予算で実施）。

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

自立支援

概要

- 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。
- また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う。



平成28年度児童虐待防止対策関係予算案等の概要

- 【平成28年度予算案における主な関連事業】※（ ）内は平成27年度当初予算額
- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業 73億円（47億円）
 - ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金 57億円（57億円）
 - ・ 児童入所施設措置費等 1,140億円（1,076億円）

児童相談所の体制強化・専門性の向上、市町村の体制強化

○児童相談所の法的機能の強化 [児童虐待・DV対策等総合支援事業]

児童相談所が弁護士へ相談できる回数が増やすなど、日常的に法的支援を受けられる体制を強化(週1回→3回、1児童相談所当たり基準額55.8万円→308万円)

○児童相談所・市町村における安全確認体制の強化 [児童虐待・DV対策等総合支援事業]

児童相談所及び市町村における安全確認対応職員(補助職員)の配置の充実(児童相談所:2名→3名・基準額810.4万円→1255.5万円、市町村:1名→2名・基準額405.2万円→837万円)

○市町村と医療機関の連携強化 [児童虐待・DV対策等総合支援事業]

医学的判断・治療が必要なケースについて、児童相談所に加え、市町村でも医療機関からの専門的技術的助言を受けることができるようにする。

○児童相談所の環境改善 [児童虐待・DV対策等総合支援事業]

児童相談所において、子どもの心理的な負担に配慮した面談を実施できるよう設備の改善を推進(1児童相談所当たり基準額800万円)

※児童相談所の職員については、交付税において増員要望を行っている。

一時保護所等の体制強化・環境の改善

○一時保護所におけるきめ細かいケアの推進 [児童虐待・DV対策等総合支援事業]

個々の子どもの心身の問題に配慮して、丁寧かつ専門的ケアを行う者を配置

○一時保護所の整備の推進 [次世代育成支援対策施設整備交付金]

一時保護所の定員増に資する整備への財政支援の強化(交付額算定上の特例による交付額の引き上げ)

○児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の充実 [児童入所施設措置費等]

一定数の一時保護委託児童を受け入れることができる専用の居室等を設けている施設に対して、受入経費を加算(※対象施設は都道府県等が指定)

○里親への一時保護委託手当の改善 [児童入所施設措置費等]

里親に一時保護委託した際の手当をこれまでの日額2,360円から4,040円に改善

＜平成27年度補正予算における対応＞

○一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備 [次世代育成支援対策施設整備交付金:12億円]

一時保護所及び一時保護委託先となる児童養護施設等において、子どもの個別的ケアを行うための環境改善等を推進

死亡事例の分析

集計結果による分析

- 「心中以外の虐待死」・「心中による虐待死」の事例-

1 心中以外の虐待死

- 死亡した子どもの年齢は、0歳が16人(44.4%)と最も多く、0歳から2歳までを合わせると24人(66.7%)と大部分を占めた。
- 虐待の種類は、身体的虐待が21人(58.3%)、ネグレクトが9人(25.0%)。直接死因は、「頭部外傷」11人(有効割合39.3%)が最も多く、次いで「頸部絞扼以外の窒息」が5人(同17.9%)、「頸部絞扼による窒息」が4人(同14.3%)であった。
- 直接死因が「頭部外傷」のうち「乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)(疑い含む)」が6人(有効割合60.0%)であり、その加害者の5人が実父などの男性であった。
- 主たる加害者は、「実母」が16人(44.4%)と最も多く、次いで「実父」が8人(22.2%)、「実母と実父」が5人(13.9%)であった。
- 実母の抱える問題(複数回答)として、「妊婦健康診査未受診」が10人(27.8%)、「望まない妊娠」が8人(22.2%)と多かった。
- 加害の動機としては、「保護を怠ったことによる死亡」が6人(16.7%)と最も多く、次いで「しつけのつもり」、「子どもの存在の拒否・否定」、「泣きやまないことにはいらだたため」がそれぞれ4人(11.1%)であった。

2 心中による虐待死(未遂を含む)

- 死亡した子どもの年齢は、0歳から17歳までの各年齢に分散している傾向。
- 直接死因は、「中毒(火災によるものを除く)」が8人(有効割合26.7%)で最も多く、次いで「頸部絞扼による窒息」が6人(同20.0%)であった。
- 主たる加害者は、「実母」が18人(54.5%)と最も多く、次いで「実父」が9人(27.3%)であった。
- 加害の動機(複数回答)としては、「家族の介護負担」等の「その他」11人(33.3%)を除き、「夫婦間のトラブルなどの家庭の不和」が8人(24.2%)と最も多く、次いで「保護者自身の精神疾患、精神不安」が7人(21.2%)であった。

3 関係機関の関与

- 児童相談所の関与は、心中以外の虐待死事例が13例(36.1%)、心中による虐待死事例が4例(14.8%)であり、市町村(虐待対応担当部署)の関与は、心中以外の虐待死事例が10例(27.8%)、心中による虐待死事例が4例(14.8%)であった。
- 要保護児童対策地域協議会で取り扱われていた事例は、心中以外の虐待死事例で8例(22.2%)、心中による虐待死事例で2例(7.4%)であった。
- 心中以外の虐待死事例が発生した市町村の要保護児童対策地域協議会の進行管理会議における1回あたりの平均検討事例数は102.1例で、会議の平均時間は2.9時間であった。

4 児童相談所職員の受け持ち事例数

- 心中以外の虐待死事例が発生した児童相談所における当該事例担当職員の平成25年度の受け持ち事例数は一人あたり平均109.1件であり、そのうち虐待事例として担当している事例数は平均65.0件であった。

※ 「有効割合」とは「不明・未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合

重症事例の分析（個別調査票による調査の結果）

1 調査対象及び回答状況

- 平成25年4月1日から5月31日までの間に全国の児童相談所が児童虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性がある事例（心中未遂を除く）18例（18人） ※死亡に至らなかった事例

2 重症となった子どもの特性

- 重症となった子どもの受傷時の年齢は、「0歳」11人（61.1%）と最も多く、3歳未満は13人（72.2%）と大部分を占めた。

3 虐待の種類と加害の状況

- 虐待の種類は、「身体的虐待」が10人（55.6%）、「ネグレクト」が7人（38.9%）であった。
- 直接の受傷要因は、「頭部外傷」が5人（27.8%）、「低栄養による衰弱」が4人（22.2%）と多かった。
- 主たる加害者は、「実母」が8人（有効割合50.0%）と最も多く、次いで「実父」と「実母と実父」がそれぞれ4人（同25.0%）であった。
- 加害の主な動機は、「保護を怠ったことによる重症」と「泣きやまないことに対するため」が多かった。

4 関係機関の関与

- 重症の受傷以前において、児童相談所の関与「あり」が3例（16.7%）、市町村（虐待対応部署）の関与「あり」が5例（27.8%）であった。
- 事例の発生の全ての地域に要保護児童対策地域協議会が設置されており、重症の受傷以前において同協議会で検討されていたケースは3例（16.7%）であった。

5 重症となった受傷後の対応状況

- 重症となった受傷後に医療機関へ入院した事例は11例（61.1%）、平成25年9月1日時点で加害者と同居していない事例は11例（61.1%）あり、このうち、「家族再統合」を方針としているものが3例（27.3%）、「分離」を方針としているものが5例（45.5%）であった。

※「有効割合」とは「不明・未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合

個別調査票により回答のあった重症事例18例（18人）のうち、重症に至る受傷以前から、児童相談所、市町村等関係機関の関わりがあるなど特徴的な事例を選定し、以下の3事例についてヒアリング調査を実施。

1 事例の概要

【事例1】精神疾患のある養育者の事例

実父が寝ている間に、精神疾患を抱える実母が長女（当時1か月）を叩き、腹部への内出血が残る外傷を負わせた事例。

【事例2】体重増加不良等健康状態の維持に困難を有する児童を抱えた養育者の事例

体重増加不良等健康状態の維持が極めて難しいという特徴を有し、医療機関において明確な診断がなされない長女（当時4歳）について、実母は育児に深刻な悩みを抱える中、長女が低栄養等による重篤な状態に陥り入院した際に、医療機関の治療方針への拒絶に至った事例。

【事例3】若年妊娠・出産、経済的困窮等養育に困難を抱える養育者の事例

実母（当時10代後半）が、実父の不在時に、飲酒により入眠した間に、室内で飼育していた小型犬に長男（当時3か月）が身体の一部を咬まれ、出血性ショックに陥り救急搬送された事例であり、「養育の怠慢」として医療機関から児童相談所へ虐待通告があった事例。

2 重症事例の未然防止に向けた対応策に関する分析

(1) 精神疾患のある養育者等支援を必要としている家庭への対応

- ・ 支援機関と養育者の家族との間で信頼関係を構築し、支援者になってもらうよう働き掛けることが重要。
- ・ 家族の負担、養育者の状態等を踏まえ、適時適切にアセスメントし、支援できる体制をとっておくことが必要。
- ・ 医師に養育者の思いの確認や、支援を受けることに関する助言等を依頼するなど、あらゆる協力依頼を試みる必要がある。
- ・ 医療機関においては、早期からの関係機関との協議や、必要に応じて他の精神医療機関の紹介等切れ目ない支援が重要。等

(2) 体重増加不良等健康状態の維持に困難を有する児童を抱える養育者への対応

- ・ 基礎疾患のない発育不全は、不適切な養育環境が背景にあることが多いとされていることを十分に認識した対応・支援が重要。
- ・ 乳幼児健診や家庭訪問等を通して、児童の発育・発達、養育者の思いや育児方針、養育者と児童の愛着関係等、家庭全体を多面的にアセスメントした上での適切な対応・支援が必要。
- ・ 児童の発育・発達状況に応じた関係機関での早期情報共有のほか、支援方針、児童が重篤な状態に陥った場合の対応等についての協議を行い、関係機関で連携した支援の継続が重要。等

3 死亡に至るリスクを軽減するために特に重要であると考えられる取組

- 家族や養育者との協力関係を構築し、支援における「強み」として活かすこと
- 対応に苦慮するケースであっても、粘り強く支援を継続すること

(3) 若年妊娠・出産など養育に困難を抱える養育者への対応

- ・ 支援機関は、養育者の児童への愛着や愛情の有無にのみ左右されず、養育者の持つ課題解決能力等の「強み」と「リスク」の双方を客観的にアセスメントすることが重要。
- ・ アセスメントを行う場合は「児童の安全への配慮が得るかどうか」という観点の重要性を認識し、生活の場や児童の発育・発達状況に応じた適切かつ具体的な支援が必要。
- ・ 養育者の生活歴等を可能な限り詳細を把握し、養育者の特性を見極め、養育能力全般を総合的に判断した上での支援が重要。等

(4) 要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関間の情報共有・連携体制の構築

- ・ 精神疾患等リスク要因のある母については、リスク軽減につながる他の要素も考慮しつつ、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会に登録し、産後も含めた支援計画を検討し、関係機関間で共通認識を持つておくことが重要。
- ・ 特定妊婦を同協議会の対象として登録する等の体制整備が重要。等

(5) 自治体における検証の実施

- ・ 被虐待児が生存している重症事例については、関係機関における今後の対応等に関する検討のほか、他の類似ケースへの対応に活かす観点で、それまでの対応等を振り返り、問題点、課題、対応策等について事例検証を実施し、結果を共有することが重要。

地方公共団体への提言

- 1 虐待の発生及び重篤化の予防
 - 特定妊婦等妊娠から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目のない支援の強化
 - 乳幼児揺さぶられ症候群の予防に係る周知啓発の着実な実施
 - 体重増加不良や低栄養状態等、身体的に重篤な症状を呈するネグレクト事例への対応
 - 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する支援
 - 虐待の発生予防につながる子育て支援サービス等の着実な実施
- 2 児童相談所及び市町村職員の専門性の確保と資質向上
 - 虐待のリスク要因等に関するスクリーニングの適切な実施と結果を踏まえた迅速な支援の実施
 - 虐待事例に対するリスクアセスメントの確実な実施
 - 児童相談所及び市町村の職員の相談援助技術の向上

- 3 虐待対応における関係機関の効果的な連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用
 - 複数の関係機関が関与していた事例における連携のあり方
 - 入所措置解除時の支援体制の整備
 - 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営
- 4 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化
 - 専門職の積極的な採用や人事ローテーションの工夫による経験者の効果的な配置
 - 民間団体との連携や外部の専門家の活用による専門性の向上
 - 業務量に見合った職員配置数の確保
- 5 重篤な虐待事例に係る検証の積極的な実施と検証結果の有効活用
 - 地方公共団体による死亡事例をはじめとした重篤な事例に係る検証の積極的な実施
 - 検証報告の積極的な活用による重篤な虐待事例の再発防止

国への提言

- 1 虐待の発生及び深刻化の予防
 - 特定妊婦等の早期把握に係る妊娠からの包括的な相談及び支援体制の整備
 - 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発の着実な実施
- 2 虐待対応における児童相談所と市町村の役割分担及び連携強化に係る体制整備
 - 児童相談所と市町村が初期対応において見落としや遅滞がなく、相互に納得・連携しながら適切な支援を行うための体制整備

- 3 児童相談所及び市町村の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上
 - 地方公共団体における人員の確保の推進
 - 職員の専門性が担保、蓄積されるような制度の工夫
- 4 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と同協議会設置の促進
- 5 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備
- 6 虐待死亡事例等の再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金について

「子ども・子育て支援新制度」における、質の高い特定教育・保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の実施には、現任の職員の質の向上を図るとともに、新たな事業の創設や既存事業の拡充に伴い、更なる人材を確保するための各種研修を実施する。

また、子ども・子育て支援に関する従前からの課題や新たな問題点等について解決するための調査研究事業を実施。

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業 22.3億円 (27年度 22.2億円)

子育て支援員研修事業 6.5億円 (27年度 6.5億円)

- ・地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て分野に関する必要な知識や技術等を修得するための研修を実施
- ・研修を修了した者を「子育て支援員」として認定

職員の資質向上・人材確保等研修事業 15.8億円 (27年度 15.7億円)

- ・子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施

【研修内容】

- ・保育の質の向上のための研修事業
- ・家庭的保育者等研修事業
- ・病児・病後児保育研修事業
- ・保育士試験合格者に対する実技講習〔新規〕
- ・放課後児童支援員等研修事業
- ・新規卒業者の確保、就業継続支援事業
- ・居宅訪問型保育研修事業（一時預かり・延長保育の訪問型を含む）
- ・病児・病後児保育（訪問型）研修事業
- ・保育実習指導者に対する講習〔新規〕
- ・ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業

子ども・子育て支援推進調査研究事業 2億円 (27年度 2億円)

- ・子ども・子育て支援に関する幅広い知見を得るために、先駆的な取組などの実態把握等に関わる調査研究を実施

補助率：定額(10/10、1,500万円を上限)

実施主体：都道府県、市区町村又は社会福祉法人等

子育て支援員研修の更なる充実及び標準化を図るための調査研究

趣旨・目的

子育て支援員研修については、全国共通の研修事業として実施されることから、その内容を実施要綱、シラバスで定め研修の実施主体である都道府県・市区町村に示したところである。

平成27年度において、子育て支援員研修の研修内容の更なる充実を図るための調査研究を実施し、「標準的な履修・指導内容」を作成することとする。

また、社会的養護コースについて、実際の活用例を含めた調査研究を行い、社会的養護分野における子育て支援員の活用事例等について検討を行うこととする。

調査内容

- 基本研修、各専門研修等の研修科目等の内容等について、類似する研修の実施状況にも留意しつつ、研修内容の充実及び標準化を図るための調査研究を行い、「標準的な履修・指導内容」を作成する。
- 作成した標準的な履修・指導内容の内容について、実証検証を行うための担当者・実務者説明会又はモデル研修会を開催する。
- 社会的養護分野における子育て支援員の活用例等について検討を行う。

※委託先：一般社団法人教育支援人材認証協会

活用方法

「標準的な履修・指導内容」については、適切な研修の実施を確保するため、各都道府県等に配布し周知を図るとともに、厚生労働省ホームページに掲載することとする。

社会的養護分野における子育て支援員の活用例等については、今後の更なる取り組みを促すため、厚生労働省ホームページに掲載することとする。

次世代育成支援対策施設整備交付金の概要（平成27年度補正予算）

児童虐待防止対策の強化

【27年度補正予算：22億円】

一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備

12億円

<一時保護所における環境改善事業>

事業内容：児童相談所の一時的保護所において、年齢、性別、入所事由（虐待、非行等）、その他の個々の児童の特性に配慮した処遇を図るため、①個別対応や混合処遇解消のための居室の小規模化や施設の模様替等、②入所児童の処遇環境の向上を図るための浴室、食堂等の改修工事等の整備を行う。

対象施設：児童相談所の一時的保護所

補助率：定額（2／3相当）

<児童養護施設等における一時保護児童の受入機能強化のための整備事業>

事業内容：児童養護施設等に委託一時保護された子どもが、落ち着いた環境の下で、丁寧なケアを受けられることができるよう、委託一時保護された子どもへのケアに適した設備や個室の整備を行う（→施設定員とは別に、4人～6人の委託一時保護児童に対して小規模なグループケアを実施）。

対象施設：児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設

補助率：定額（2／3相当）

児童養護施設等における小規模化等のための整備

6.0億円

事業内容：子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化、施設機能の分散化を進めるとともに、入所児童の退所に向けた準備をするために、小規模グループケアで一定期間、自立支援のための訓練を行う場所を整備する。また、次世代育成支援対策整備交付金の交付額の嵩上げ（1.35倍）を可能とし、自治体や施設の取組を促す。

対象施設：児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

補助率：定額（1／2相当）

児童養護施設等の耐震化整備

4.0億円

事業内容：児童養護施設等の防災対策を推進するため、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るための改築又は補強等の整備を行う。

対象施設：助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設

補助率：定額（1／2相当）

【要求主旨】

小児がんなどの治療を行う医療機関は、首都圏など大都市に集中しており、こうした医療機関には、遠隔地から多数の子どもが受診に来ており、このため付添家族は長期間の滞在を余儀なくされている。

家族の経済的負担を軽減するとともに、入院児童等の情緒不安を解消するため、家族が宿泊し、子どもとのふれあいができる部屋を医療機関等に整備する。

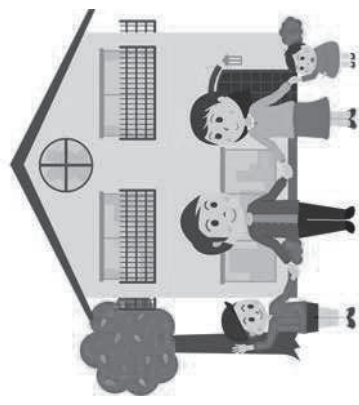
【事業内容】

＜補助対象＞
都道府県等が行う入院児童等家族宿泊施設の施設整備事業

＜補助か所数＞
20か所

＜補助基準額＞
1か所当たり 標準的規模（5室200㎡）の場合 38,400千円（補助率算定後）

＜補助率＞ 3/4（国3/4、都道府県・指定都市・中核市1/12、設置者2/12）



次世代育成支援対策施設整備交付金の概要(平成28年度予算案)

(平成27年度予算) (平成28年度予算案)
 56.6億円 → 56.6億円

1 目的・事業概要

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る

事業概要	対象施設	整備内容
①通常整備 児童養護施設等の整備を実施する。特に、児童養護施設等の小規模化・地域分散化や、児童相談所一時保護所の環境改善等の推進を図る。	児童相談所一時保護施設、児童養護施設、乳児院、助産施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童センター、児童家庭支援センター、自立援助ホーム、ファミリーホーム、子育て支援のため の拠点施設、職員養成施設、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリングラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備
②耐震化等整備 (⇒通常整備よりも補助基準額を引き上げ) 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備
③スプリングラー設備整備にかかる加算 火災発生時に自力で避難することが困難な児童が多く入所する乳児院のスプリングラー整備を図る。	消防法関係法令により、スプリングラー設備の設置が義務づけられている施設 ・乳児院 ・入所施設(乳児院を除く)であって、設置を要する部分の床面積が275㎡以上の施設 ・入所施設以外の施設であって、設置を要する部分の床面積が6,000㎡以上の施設	スプリングラー設備整備

2 設置主体

都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社(児童厚生施設を除く)

3 国庫補助率 定額(1/2相当、児童館・児童センターは1/3相当)

住宅・建築物安全ストック形成事業等(国土交通省所管)の概要

～児童福祉施設等の耐震診断に要する費用に対する補助～

○ 交付対象事業 ※社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の基幹事業として実施可能

- (1) 地方公共団体が行う建築物の耐震診断 (平成27年度より、公立保育所は交付対象外(経過措置あり))
- (2) 建築物の耐震診断を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助
(児童福祉施設等を含む社会福祉施設全般も補助対象)

○ 国費率

- (1) 地方公共団体が実施する場合 国：1/3 地方：2/3
- (2) 民間事業者等が実施する場合 国：1/3、地方：1/3、所有者等：1/3

<補助対象限度額※>

1千㎡までの部分	: 2,060円/㎡
1千㎡～2千㎡までの部分	: 1,540円/㎡
2千㎡を超える部分	: 1,030円/㎡

※ 設計図書の復元等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合、上記に加えて154万円を限度として補助対象限度額を加算

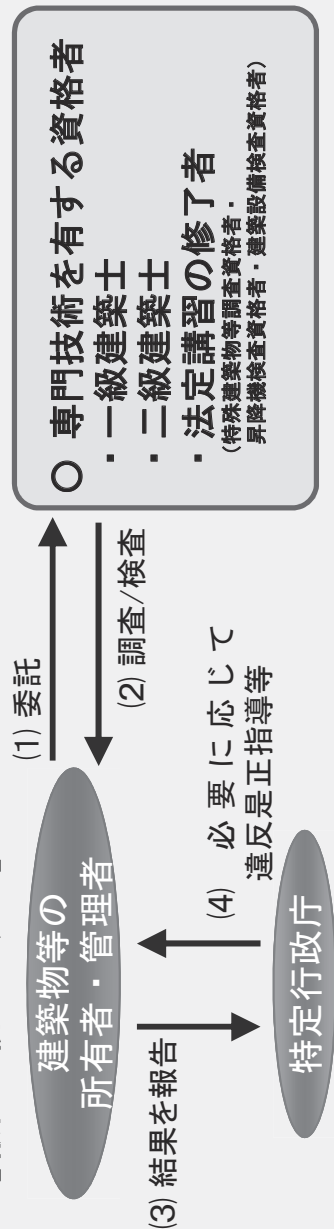
- 建築基準法第12条においては、①建築物、②建築設備（給排水設備、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置）、③昇降機等、④防火設備について、経年劣化などの状況を定期的に点検する制度が設けられている。
- 具体的には、一定の条件を満たす建築物等の所有者・管理者の義務として、(1) 専門技術を有する資格者に建築物等の調査・検査をさせ、(2) その結果を特定行政庁※へ報告することを行っている。

※ 建築主事を置いている地方公共団体の長のこと。

- 【報告対象の建築物等】**
- ・ 特定行政庁が指定する
 - ①建築物、
 - ②建築設備、
 - ③昇降機等

改正前

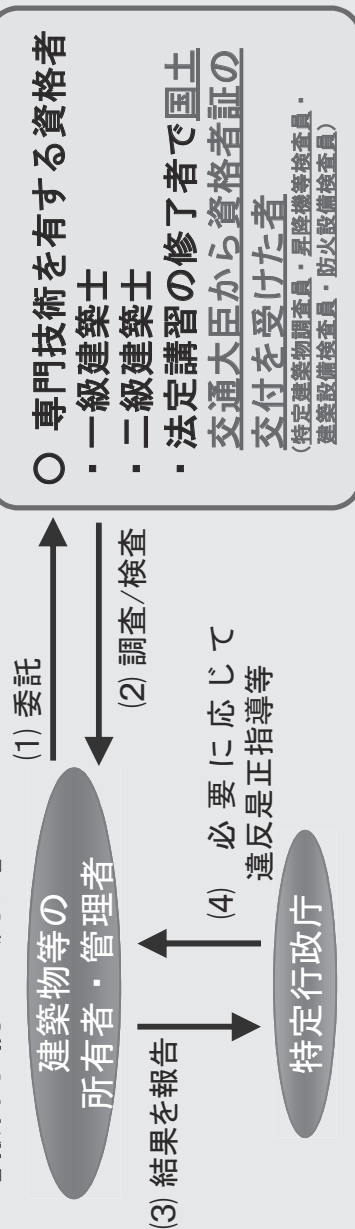
【報告手続きの流れ】



- 【報告対象の建築物等】**
- ・ 国が政令で指定する
 - ①建築物、②建築設備、
 - ③昇降機等、④防火設備
 - ・ 特定行政庁が指定する
 - ①建築物、②建築設備、
 - ③昇降機、④防火設備

改正後
(平成28年6月1日～)

【報告手続きの流れ】



※ 赤字・下線部分が改正箇所

定期報告の対象となる建築物・昇降機・防火設備【政令指定】

※ 建築設備については、政令では指定しない。

A. 建築物※1	対象用途	対象用途の位置・規模※2(いずれかに該当するもの)
劇場、映画館、演芸場		①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの
観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場		①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③地階にあるもの
病院、有床診療所、旅館、ホテル、就寝用福祉施設(別紙)		①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が300㎡以上であるもの ③地階にあるもの
体育館、博物館、美術館、図書館、ボートレーシング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(※いずれも学校に附属するものを除く)		①3階以上の階にあるもの ②床面積が2,000㎡以上であるもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗		①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が500㎡以上であるもの ③床面積が3,000㎡以上であるもの ④地階にあるもの

※1: 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。

※2: 該当する用途部分の床面積が、100㎡超のものに限る。

B. 昇降機

対象	例外
<ul style="list-style-type: none"> ○エレベーター ○エスカレーター ○小荷物専用昇降機(フロアタイプ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住戸内のみを昇降する昇降機 ・ 工場等に設置されている専用エレベーター (労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーター)

C. 防火設備 (防火扉、防火シャッター)

対象	例外
<ul style="list-style-type: none"> ○上記Aの建築物の防火設備 ○病院、有床診療所又は就寝用福祉施設※3の防火設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時閉鎖式※4の防火設備 ・ 外壁開口部の防火設備 ・ 防火ダンパー

※3: 該当する用途部分の床面積の合計が200㎡以上のもの

※4: 普段は閉鎖された状態となっており、開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの

別紙：定期報告の対象となる建築物（就寝用福祉施設）【政令指定】

○ 就寝用福祉施設（下表に掲げる用途をいう。）については、利用者が高齢者、障害者、妊産婦など火災時の避難に時間を要すると考えられる状態であることと、就寝時には火災の発生に気づくのが遅れるということがに配慮し、避難上の安全を確保する観点から、定期報告の対象として指定している。

就寝用福祉施設	備考欄
サービス付き高齢者向け住宅	※「共同住宅」「寄宿舍」「有料老人ホーム」のいずれかに該当。
認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム	※「寄宿舍」に該当。
助産施設、乳児院、障害児入所施設	
助産所	
盲導犬訓練施設	
救護施設、更生施設	
老人短期入所施設	
小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所	※「老人短期入所施設」に該当。
老人デイサービスセンター（宿泊サービスを提供するものに限る。）	※「老人短期入所施設に類するもの」に該当。
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム	
母子保健施設	
障害者支援施設、福祉ホーム	

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班） 28年度予算（案） 220億円【復興】 （27年度予算額 59億円）

事業概要・目的

- 被災者支援については、震災から4年半が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。
 - 28年度は、交付金を大幅に拡充し、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。
- ＜主な拡充内容＞
- ① 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担う子どもや若者のケアなどを支援する「心の復興」事業を新たに交付金の対象とする。
 - ② 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地で生じている課題に対応するための活動を支援。
 - ③ 自宅再建や生活再建の見通しが立たない方々について、相談支援体制を強化する「住宅・生活再建支援」の取組を支援。
 - ④ 見守り・相談支援を一元的に支援して体制を更に強化し、緊急雇用で実施されてきた見守りの活動についても交付金で支援。
 - ⑤ 仮設住宅提供の今後の方針を示した福島県について、県外避難者の相談支援や自主避難者の方々への情報提供を支援。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援【追加・統合】

- ① 被災者支援総合事業
 - ・ 住宅・生活再建支援
 - ・ 「心の復興」
 - ・ 高齢者等日常生活サポート
 - ・ コミュニティ形成支援
 - ・ 県外避難者支援
 - ・ 被災者支援コーディネート

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援【統合】

- ② 被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営【統合】

- ③ 仮設住宅サポート拠点運営事業

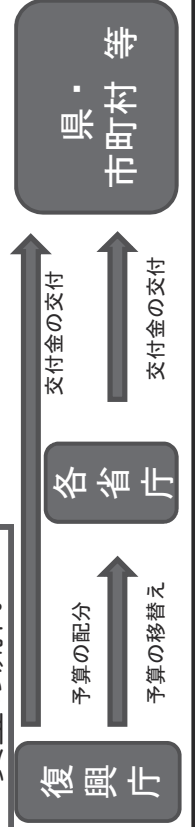
IV. 被災地における健康支援【統合】

- ④ 被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

- ⑤ 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑥ 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

資金の流れ

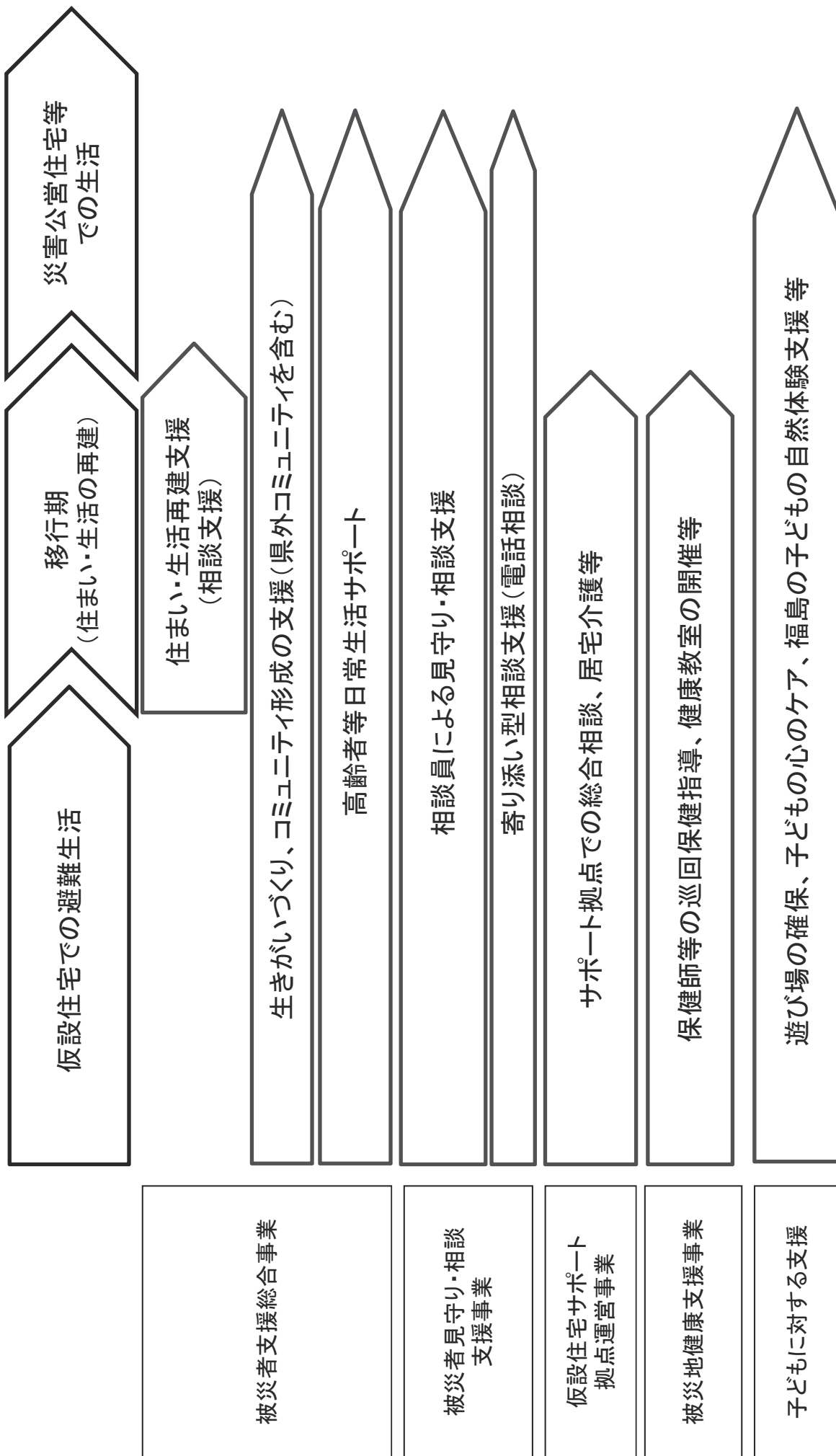


期待される効果

○ 被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

総合交付金による被災者の住宅・生活再建の進捗に対応した被災者支援の実施

○「被災者支援総合交付金」により、仮設住宅での避難生活から災害公営住宅等へ移行まで、各地域の被災者支援を取り巻く課題に対応し、一貫した支援の実現を図る。



被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業について

(復興庁所管・被災者支援総合交付金)

28年度予算(案):220億円の内数(27年度:59億円の内数)

被災した子どもへの支援として、子どもをもつ家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり、遊具の設置、子どもの心と体のケア等を被災者支援総合交付金において実施。

1 子ども健やか訪問事業

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもや、長期の避難生活から自宅等に帰還した子どものいる家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

2 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業

仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、仮設住宅で長期間生活している子どもが、安心して過ごすことができるスペースを確保し、かつ、子どもの遊びをサポートする者等を配置する。

3 遊具の設置や子育てイベントの開催

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備する。

4 親を亡くした子ども等への相談・援助事業

専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。

5 児童福祉施設等給食安心対策事業

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援する。

6 保育料等減免事業

東日本大震災に伴い保育料等を減免した市町村等に対する支援を実施する。

【沿革】

・平成23年度 上記3～6の事業を創設(安心こども基金を活用)

・平成26年度 被災した子どもへの総合的支援を行うため、東日本大震災特別会計に「子育て支援対策費補助金」を創設

・平成27年度 被災者の健康・生活支援に関する基幹的事業を一括化した「被災者健康・生活支援総合交付金」(復興庁所管)に再編

